平成 24 年 第1回まんのう町議会定例会会議録(第2号)

平成 24 平 第1回まんの分明議会定例会会議録(第2号) 平成24年3月2日 開議 午前9時30分		
	大岡議長	おはようございます。
		白川年男議員より遅れるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。
		ただ今の出席議員は、15名であります。
		定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
		本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
日程第1		日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番 田岡秀俊君、3番 合田正夫君を指名いたします。
日程第2		日程第2 一般質問を行います。
		質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
		なお、田岡秀俊議員の質問は包括方式での申し出があります。
		2番 田岡秀俊君。
	田岡議員	おはようございます。
		昨日は、町長の方より次年度の施政方針、聞かせていただきました。その中でも、いくつかのキーワードが出てまいりましたけ
		れども、自立と協働、選択と集中、まあ、こういうことは今後の自治体運営に関しまして、非常に重要な事柄だろうと思います。
		十分に認識されまして、今後のまんのう町の運営に対しましても、頑張っていただきたいと思います。
		それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。 2 つの空き家対策につ
		いてであります。よろしくお願いいたします。
		きっかけは、一住民からの相談でした。本年1月のある日、うちの田んぼの隣に、つぶれかけた空き家があるんやけど、あれ、
		どうにかならんか、というものでした。さっそく現地に行ってみると、そこには足の踏み入れ場もない程、竹やぶと化した廃墟が
		あり、野犬も数匹住み着いていました。夏には蛇もようけおるし、古いブロック塀も、うちの田んぼの方にいつ倒れてくるかわか
		らん。危のうて、おちおち農作業もできんのじゃ、と言っておりました。現在の持ち主は誰だか分からないという事で、役場の方
		で問い合わせると、個人情報なので所有者は教えられないが、調べて特定できれば、町の方でその方に進言してみますとの事でし
		た。

田岡議員

少子高齢化、そして過疎化の進展により、現在、全国のいたるところでこういった廃墟と化した空き家があり、問題化しております。我がまんのう町とて例外ではありません。長年、管理されずに放置された空き家は、破損や腐敗などにより著しく景観を損ねるほか、倒壊の危険性や放火、不審者の出入り等、犯罪の温床にもつながる可能性もあります。先日も、さぬき市で空き家に連続して不審火、放火か、というニュースがありました。

近年、適正管理を所有者に義務付け、最終的に強制撤去、費用は当然所有者に請求することも盛り込んだ条例を制定する自治体も、全国的に増えてきております。我がまんのう町でも環境美化条例というのがありますが、現在の規定では、第3条 町の責務、町は、この目的を達成するために必要な施策を総合的に実施するとともに、その実施について、町民等、事業者、所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請するものとする。第6条 所有者等の責務、所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。所有者等は、町がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。となっておりますが、指導・勧告も、措置命令も、代執行も、明確な規定がありません。

今後、こういった問題は、ますます増えてくるだろうと思われます。現在、町としてこのような景観を著しく損なう、そして今後問題化しそうな、廃墟と化した空き家をどの程度把握しているのか。件数、空き家率、固定資産税などの徴収は。また、所有者に対して適正管理をどう指導していくのか。お考えをお聞かせ下さい。

次に、2つ目の空き家対策。これは、過疎化対策、定住促進、地域活性化のための、まだまだ使用できる空き家の利活用についてであります。若者の就学・就職等、あるいは年老いて老人ホーム・子や孫の家等に移るなど、さまざまな理由から現在の住居から離れる人がいます。また逆に、退職等により都会での生活から自然環境に恵まれた田舎暮らしを求めている人、中には田舎でしかできない何かを求めている若者もいるでしょう。そういった人たちの仲介をする施策でありますが、我がまんのう町も平成20年度より、まんのう町空き家情報登録制度を策定し、HP上にも空き家情報、まんのう町で暮らしてみませんかと、情報提供、情報発信しております。

今年で4年目となりますが、現在まで何件の空き家登録があり、何件の問い合わせ、あるいは定住がはかられているのか、お尋ねいたします。また、それを踏まえ、今後の課題や対策等、お考えをお聞かせ下さい。

大岡議長栗田町長

答弁者、町長 栗田隆義君。

田岡議員の御質問にお答えをいたします。

2つの空き家対策についてでございます。まず、御質問の廃屋化した空き家対策についてお答えします。ご指摘のとおり、少子 高齢化・核家族化が進み、全国的に空き家・廃屋問題が深刻化し、多くの自治体がその対策に苦慮しているところであります。本

栗田町長

町におきましても、中山間地域における若者離れによる過疎化や就労地の遠隔化などによる転出、さまざまな社会的背景を受けて空き家や廃屋が散見されるようになってまいりました。現在、空き家につきましては、空き家情報登録制度を設け、随時、利用者の斡旋をしておりますが、今後も一層の利用促進が図られるよう制度を充実し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、問題の長年放置され廃屋となった危険な家屋につきましては、倒壊等により公共の福祉を害する恐れがあると思われる場合は、自治会や香川県等の関係機関と協議をしながら、所有者や管理者の方へ指導をしていく必要があると考えております。しかしながら、議員さんも御存じのとおり、法令等による私有財産の管理には限界があり、また、相続や権利関係・経済的理由などから除去が困難な物件も多数あることが想定されるため、関係条例等の整備の是非と、廃屋に関する施策とその有効性・実行性につきまして、今後、調査・検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、居住可能な空き家対策についての御質問にお答えします。地方都市に限らず、全国的に長年居住者のいない空き家が増えたため、土地・建物の利活用により地域活性化を図るべく空き家バンク制度を設ける自治体が増えております。まんのう町でも、平成21年4月にまんのう町空き家等情報登録制度要綱を策定し、町内の空き家の提供希望者と利用希望者を引き合わせる施策を実施いたしております。

まず、空き家等登録者は、これまでに4件の登録があり、そのうち2件はすでに利用希望者が入居しており、残りの2件について交渉中となっております。現在1物件につき登録手続きを進めております。

次に、利用希望者は、これまでに9名の方が登録されております。問合せ件数については、現在までに、空き家バンクの利用を 検討する電話・窓口でのお問い合わせを19件いただいており、うち9件は震災後となっております。

さて、今後の課題と対策といたしましては、空き家等の登録については、いまだ少ないのが現状であります。今年度に入り、3 件の登録が見込まれていますが、登録件数が伸びない原因として、何代も住んできた家屋を手放す決心が揺らぐ場合や、持ち出すことができない仏壇等があることなど、単なる財産として容易に手放せるものとは異なることも影響しています。制度自体の周知に努めると共に、実績を積み重ねることで売却や貸与への抵抗感を軽減することが今後必要と考えております。利用希望者については登録件数こそ少ないものの、移住を希望する問い合わせは、東日本大震災以降、特に増えております。香川県は気候も温暖であり、原発の設置もないことが移住希望地として適していることも後押ししていると思われます。今後も継続的に情報提供を行うことが必要でありますが、町外在住者への広報は広報誌や告知放送によることができないこと、また、希望者は特定の市町を希望して情報収集することは稀であることから、町単独での積極的な情報提供に限界がございます。

現在、町では香川県移住交流推進協議会と連携して、大都市での移住イベントへ参加し、まんのう町への移住を呼び掛け、情報

栗田町長

提供を行っております。

さらに、香川県が香川県版空き家バンクを作成中です。これにより空き家情報へのアクセス数も増え、問い合わせも増加すると 考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

大岡議長 田岡議員

2番 田岡秀俊君。

ただ今お答えをいただきましたけれども、使える空き家の方のお答えの方が多かったように思われます。それは、現在4件中2件が町の方が仲介して入居されておるということです。それはそれで、けっこうなことだろうと思います。その点は、またこれから情報発信とやはり定住化のための、何て言いますか、例えば条件整備、そういうものを次々と考えていただきまして、例えば、都会の方では年老いて、都会の生活に疲れたということで、もう夫婦そろって貸すと、今まで住んでいた家を。それを貸して、その家賃の収入で新たに田舎の生活をして、それで生活費を補って生活しておるということも聞いております。そういう点で、やはり条件の整備をしていただけたら、もう少しその過疎化対策、定住化促進にはなるんでなかろうかと思います。

今回の質問の中で、私が強調したかったのは、1つ目の空き家の対策なんですね。この廃墟と化した。これ、もう景観を損なう空き家を、これをどうするのか。このまま放っておいていいものかと。公共の迷惑になっておると、そういう空き家をどうしていくかということであります。これ、憲法第29条の財産権の問題。この憲法にしても、もともとはやはり公共の権利の部分は多々あるんですけれども、公共の福祉に反しない限り、権利は認められるというふうなことでありますので、そのあたりも十分認識されまして、町に条例、そういう行政代執行するような条例、今のとこ、ございませんけれども、建築基準法第10条である程度対応できるのかなというふうな気もいたします。そのあたりもいろいろと考えていただきましたらと思います。

それから、そういう廃墟、誰が住んでいたか分からないという所、何代も前から行方不明で、そういう部分、だいぶあると思うんですけど、固定資産税とかそういう面で、徴収不能になっておるというふうなことが、あるのか、ないのか。

また、評価額、土地の評価額ですね、廃墟のまま放っておいた場合と、更地にした場合と、どういうふうな変更があるのか。 それから、1つ目の空き家対策も2つ目の空き家対策もそうなんですけれども、民間の不動産業者との、町がすることですので、 どの程度連携できるのか分かりませんけれども、情報提供とかそういう面で連携できるようなことがあるんではないかというふう なことも思います。

それから、初期にはいろいろと地元の自治会等、そういうとこと情報提供、情報収集されたと思いますけれども、もう一度そういう面で、情報提供を求めるということも、大事だろうと思います。この私が最初に聞いた空き家の件数とか、空き家率、それから今の固定資産税の徴収は適正になされておるのか。そのあたりをちょっともう一度聞かしていただけたらと思います。

大岡議長

総務課長 齋部正典君。

齋部総務

田岡議員さんの御質問にお答えいたします。

課長

大変、町内にも高齢化社会が押し寄せて来て、核家族化となり、お年寄りがですね、増えてきたことによってですね、家屋が傷みが激しい、また誰も住まない家屋が増えてきたというところで、今、言われましたように廃屋なり空き家と言うのが増えてきているのは存じております。そういう中で、廃屋の方の話を私の方でさせていただきます。

廃屋につきましては、周辺の住民の方に大変不安を与えているというのも、もう以前から私どもの方も把握をしてございます。 そういう中で、どういう形で少しでも住民の皆さんの不安を払拭できるのかなということは、検討もしてきているわけでございますが、大変なかなか難しい問題であります。先ほどお話の中にもありました環境美化条例というのもありますが、これには協力依頼をしていくというような形でしかありませんで、実質的な強制力がございません。そういう中で、どういう方法がいいのか、今、模索しているところではございます。

先ほどお話の中で、憲法第29条 財産権のお話が出ましたが、これが行政の方が執行権でどこまでできるのかと言うことになります。第3項に、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができるというのがあるんですが、これは強制除去をですね、これはできるかどうかのケースと思われますが、廃屋の場合、住民の生命を守る手段として、緊急回避的に制限をかけるか、若しくは一部支障物件を、支障部分をですね、これを撤去する程度が限界だと推測されます。現実には、告訴また提訴され、判決を待たなければですね、強制撤去した行為がですね、適法かどうかということが、判断がですね、困難であると思われます。

あと建築基準法第10条の話がでましたが、これは保安上、危険な建築物等に対する措置というものでございます。これは、建築物が修繕しても利用できないことが見込まれる状態の家屋で、屋根材の飛散等によりですね、著しく保安上危険であると認められる場合は、香川県の場合にはですね、香川県知事が当たりますが、香川県知事のですね、除却の命令、香川県知事が除却の命令をすることはできるとなっております。県に問合せをいたしましたところ、実務は除却、除去をですね、指示する通知を対象者に送っているということでございます。ただですね、強制除去には至っていないということです。恐らく、除去するのにも相当の期間を認めているということでですね、迅速な対応はできないような感じがいたします。

あと、さまざまいろいろ考えてみる中で、南部消防の方にも仲多度南部消防組合火災予防条例24条というのがございまして、 ここには空き地及び空き家の管理というのがございます。ただこれもですね、所有者の義務を定めたもので、公的な効力は低いと 申しますか、廃屋の方へ立ち入らないようにということで、ロープを張る程度のことしかできないのかなと思います。

行政代執行による行政の関与でございますが、強制除去するのが、まんのう町となった場合において、これには廃屋に関する条 例の整備が必要となってきます。これには、暇がかかる上にですね、経費が回収できない可能性があります。廃屋に抵当権等がつ

齋部総務

いておりますと、さらに状況は難しく複雑になってまいります。

課長

また、不動産業者さんのですね、行政が買収をする場合ですね、じゃあ、行政が買い取って、それを処分する方法はないのかということも考えてみました。不動産評価から解体整地費を差し引いた価格で買収をすると。そう話に乗っていただければ、スピード解決するところでもありますが、そういう更地を競売にかける事がスムーズにできるかどうか。行政が財産整理をするというのは、今の時代にあっているのかどうか。公金のですね、使われ方に、大変これが判断が難しくなってくるのではないかというふうには考えてございます。

さまざまなことを考えている中ではございますが、先ほどもありました景観条例をですね、作っている自治体もあるということ でございますが、当然ながら罰則規定は設定されておりません。そういうことで、廃屋除去に要する補助金の創設とか、不動産を 自治体に寄附をさせるとことによる解体費用を公費で負担するという手段をとるところもございます。

現在の法制度では、行政の執りえる対応としては、このあたりが限界だとは思われますが、その実施には公共福祉という名目のもと、私有財産のために緊急回避的な代執行も含め、相当の公費支出を捻出しなければならないことになりますので、住民理解を得られるかどうかというのが、鍵になるのかなと考えております。大変厳格な運用が必要になってくるのかなということで、今のところですね、このあたりのところを精査しながら、まんのう町、本町としては、こういう問題にどのように対応していったらいいのか、今、内部で検討を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

大岡議長 川田企画 政策課長

企画政策課長 川田正広君。

私の方からは、空き家の実態調査並びに民間不動産業者等の連携並びに自治会等の情報収集・情報発信についての御回答をさせていただきます。

まず、町内の空き家の実態でございますが、具体的にですね、悉皆なる調査はいたしてございません。ただ、平成20年11月から12月にかけまして、自治会長さんにご協力いただきまして、空き家の調査をさしていただきました。

その調査の結果でございますが、満濃地区におきましては23件、仲南地区17件、琴南地区10件の情報をいただいてございます。計50件でございますが、これが実態を表しているものとは思ってございません。ということございまして、町内全てのですね、空き家というものについての調査は、いたしてございません。そういう状況でございます。

続きまして、民間の業者との連携でございますが、平成20年11月から3月にかけて2回ほど、県宅地建物取引協会の仲多度 支部の代表の方と、町の空き家情報の制度化をする際に、2回ほど協議をさしていただいております。

現在も、借り手と貸し手の仲介という中で、最終的には貸し手と借り手、契約者を結ぶわけでございますが、その折には、宅地 建物取引業者さんにご協力いただきまして、契約を結ぶようお願いをいたしておりますし、また業界の方からも御協力をいただい 川田企画

ておるところでございます。

政策課長

続きまして、自治会などと情報収集、情報発信の件でございますが、町政懇談会におきまして、各地区自治会長様にですね、本制度の普及につきまして御協力いただきますとともに、空き家情報をいただきますよう、今後とも自治会との連携を深めまして、事業の推進を進めたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

大岡議長

税務課長 三好定君。

三好税務

田岡議員の再質問の件でございます。

課長

税務課といたしましては、現在、徴収不能になっております空き家、家屋につきまして、3件ほど把握しております。これは、ほとんど、相続人不明ということでございます。これにつきましても、ある一定期間過ぎますと、どうしても実質、もう税取れないということで、落とすと言いますか、不能欠損処分になるかという考えでおります。

それとすね、古い家屋で更地にした場合ということでございます。御承知のように住宅用地につきましては、課税特例というのがありまして、家が建っておるのが、もう更地になりますと軽減が飛ぶということで、今、200平米までは6分の1の軽減がかかっております。それ超えますと3分の1というような形になっておりますので、古い空き家をつぶすということになりますと、新たにその土地について税が発生するという案件も年に何件かはあって、問合せ等もあります。だから、廃屋という形での調査はやっておりませんので、税法上、ほとんど家屋については免税点以下という、20万が免税点以下という形になっておりますので、その数字については、家屋の件数については税務課としては把握しておりません。かなりのその免税点以下の家屋はあると思っております。以上です。

大岡議長

2番 田岡秀俊君。

田岡議員

それでは、再々質問さしていただきます。

いろいろと丁寧に答えていただきましたけれども、まず一つ目、総務課長の方より、放っておいても罰則規定はない。それから 条例上でも、なかなか対処が難しいというふうに言われましたけれども、全国的にここ近年ですね、私最初の質問の中でも言いま したけれども、やはり問題化になっておるということで、各地区で条例化が進んでおります。代執行、行政代執行まで含めた条例 を設定しておるとこもあります。費用は、当然、所有者に請求するということです。

そして、あるところでは、管理不十分な所有者に適切な措置をとるように指導や命令を行い、最終的に応じない場合は、所有者名を公表すると、そういうところもございます。そういう面で、さまざまな実態調査をもう少しやっていただきまして、そういうことも含めた空き家管理条例、今、町にある環境美化条例を改正するようになるのか、新たにあれするのか分かりませんけれども、そういうことをぜひ、検討していただきたいと思います。

田岡議員

あと企画政策課長の方から50件という、まんのう町で、報告がありましたけれども、この空き家も、この私が言う2つの空き家のどちらに入るのか。もう廃墟、廃屋と化しておる空き家、そのうち何件あるのか、それから、まだ使える空き家、そういうこともですね、もう少し実態調査をきちんとやっていただいて、それぞれの使い方と申しますか、その廃墟と化している空き家については、もう問題となっておりますので、そのへんをしっかりと措置がとれるようなことを検討していただきたいと思います。

最後の税務課長の方から申されました、更地にした、するより、廃屋のまま放っておいた方が税法上は有利なんですかね。そういうふうに、僕は受け取ったんですけど。それはちょっとやっぱりその廃墟が増える要因の一つでないかというふうな気がしますんで、そのあたりちょっと問題じゃないかなと。国の法律がそういうふうになっておったら、しょうがないんかも分かりませんけれども、そのあたりも条例の方で対処できるもんか、できないもんか。そういうことも、しっかり検討していただきたいと思います。

今後のこの行政代執行も含めた、この空き家管理条例ということを検討するのかどうかというふうなことの答えを、町長の方よりいただきまして、私の質問を終わらしていただきたいと思います。

大岡議長

総務課長 齋部正典君。

齋部総務

田岡議員さんの再質問にお答えをいたします。

課長

空き家の管理条例を、まんのう町として制定する考えはあるかということでございます。先ほども申し上げましたように、町内にはこれから空き家がますます古くなって、廃屋と化していくのが増えてくるのではないかというのは、そういう懸念は十分に持ってございます。

そういうことで、今後はですね、空き家の問題というのは、大変大きな問題と思います。空き家管理条例というのが、どういう

形で制定していくのがいいのか、町としても、十分に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。 企画政策課長 川田正広君。

大岡議長

川田企画 田岡議員

田岡議員さんの再々質問にお答えいたします。

政策課長

企画政策課で所管しております空き家の有効な利用活用ということに関しましての空き家調査につきましては、先ほど50件と 御報告申し上げたところでございますが、こちらにつきましては自治会長さんの方に空き家戸数はということで御質問、調査お願 いしたものでございまして、議員さん御指摘のですね、これが使える空き家なのか、全く、すいません、利用を目的としたですね、 空き家なのかっていうところまでの把握はしておりません。

いずれにいたしましても、空き家を有効活用するという意味でですね、空き家の把握はこれからも進めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

8

大岡議長

税務課長 三好定君。

三好税務

田岡議員さんの再質問の中身の件で、再度回答させいただきます。

課長

廃屋と言いますか、家屋を倒した場合に、新たに更地になったら税が発生するというようなことでございますが、基本的に固定につきましては、現況主義というのもありまして、地目が例え宅地であってでも、ある場所にもよりますが、数年経てば、原野とか山とかいうような形で現況が変わりましたら、宅地としての機能がなくなれば、税につきましては、もう宅地の軽減がのいた課税という形にはならないという形で、山なり雑種地という課税になります。

だから、あの場所にもよるんでございますが、基本的には一時期はどうしても、家をつぶって更地にしておけば、その更地の期間については、もう軽減がのいた宅地の課税ということになります。

更地であってでも、山の方ですと、5年ないし10年しますと、どうしても草木とか木や生えますと、それが現況課税という形になりますので、山なり雑種地の課税になるという形が、今の税の固定資産の土地についての課税の状況でございます。以上です。

大岡議長

以上で、2番 田岡秀俊の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますのでこれを許可いたします。

なお、川西米希子議員の質問は包括方式での申し出があります。

1番 川西米希子君。

川西議員

議長のお許しをいただきましたので、ただ今より私の一般質問をさせていただきます。

防災会議の委員に女性を登用することについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

2005年7月、国の防災基本計画に女性の参画・男女双方の視点が初めて明記されました。2008年2月にも修正が行われ、 そこでは防災災害復興関連の政策決定過程における女性の参画を促すよう追記されました。この流れを受け、地域防災計画にも、 女性の参画、男女双方の視点が取り入れられつつありますが、まだまだ十分とは言えません。

公明党では、昨年女性の視点から既存の防災対策を見直すため、女性防災会議を立ち上げ、10月には全国の女性議員が女性の 視点からの防災行政総点検調査を18都府県、640市区町村の防災担当部局にご協力をいただき、実施いたしました。まんのう 町におきましてもご協力をいただきましたことを、この場をおかりいたしまして、改めて感謝申し上げます。

調査の結果ですが、問1の現在、地方防災会議の委員に女性が登用されていますかには、いいえと答えた自治体が44.2%と、 多くの自治体でまだ女性委員が登用されていない実態が明らかになりました。また、地方防災会議における女性委員の割合を聞い たところ、0%もしくは5%未満の会議が3分の2以上を占めることが分かりました。

間2の地域防災計画を作成する際、女性からの意見を反映させましたかに、はいと答えた自治体は40.9%にとどまり、半数

川西議員

以上の自治体で防災計画に女性の意見が反映されていない実態が明らかとなりました。

続いて、地方防災計画に女性の意見が反映されていない理由を聞いたところ、116自治体が地方防災会議の構成委員要件にあたる職責に、該当する女性がいなかったと回答。これは、委員を構成している各行政の職責、地元企業の代表などに女性がいない場合に、女性を加えるような配慮がなされていないことを示しています。

さらに、問8の避難所の整備・運営に、女性の視点や子育てニーズを反映していますかには、いいえと答えた自治体は47%に 上り、約半数の自治体が避難所の整備・運営に女性の要望を反映していないことが判明いたしました。

調査の結果からは、多くの自治体で女性の視点が欠落している実態が浮き彫りとなりました。男性の大所、高所からのご意見、 女性の生活者としての視点、このどちらもが防災対策には必要なのではないでしょうか。備蓄品ひとつをとっても、女性の視点が 加われば被災生活で乳幼児、高齢者、障害者など、災害弱者といわれる人達にも役立つものを取り入れることができると思います。

現在、報道などでも日本の地震の歴史を振り返り、東海・東南海・南海の三連動地震が100年前後の周期で発生している、近い将来発生が予想される三連動地震では想定震源域が内陸部に近く東日本大震災より大きな被害がでる恐れがあるとも言われております。

昨年末、中央防災会議で国の防災対策の基本となる防災基本計画が改定され、一番重要な総則の中に地域の防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大などが必要と明記されました。

また、避難所における女性ニーズへの配慮なども盛り込まれました。この改定を受け地方自治体ごとの地域防災計画も見直しがなされていると思います。

現在、まんのう町においては、防災会議委員は全員が男性であり、女性は一人も含まれておりません。見直しがなされるこの時期に、女性が安心して暮らせる町づくりを目指し、災害時に直面する不安や課題に対応するため、また男性の視点、女性の視点、男女双方の視点から防災対策の充実、強化を進めるため、ぜひ、女性を防災会議の委員に積極的に登用していただきたいと考えます。防災会議の委員に女性を登用することについてどのようにお考えでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。以上でございます。

大岡議長栗田町長

答弁者、町長 栗田隆義君。

川西議員さんの御質問にお答えをいたします。

まんのう町防災会議委員に女性を登用することについての御質問でございます。

今回の戦後最大の国難ともいえる東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを反映して、昨年12月27日に国の防災基本計画が修正されました。

栗田町長

その基本となる総則第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応に、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると記載されていることからも、川西議員さんが申されますように、女性の視点からの防災点検及び防災対策の意見を反映さすことは、大変有意義であると考えております。

現在、本町の防災会議条例における委員の任命基準は、国の災害対策基本法第16条 第6項、市町村防災会議の組織及び所掌 事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、条例で定める。となっておりますことから、それぞれの組織から男 性が任命されれば、女性がいないことになります。

このことから、首長の裁量により、地方の防災会議に女性の有識者枠を設けることを可能とするような上位法の災害対策基本法の改正を速やかに行っていただくのが本筋とは思いますが、町の独自条例改正で町長が特に必要と認める者を追加改正できれば、女性の登用も可能になると思いますので、検討してみたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長

1番 川西米希子君。

川西議員 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今、町長さんの御答弁では、明確に女性を登用するというお返事はいただけなかったので、その点については、非常に残念では ありますけれども、検討していただくということで、ぜひ早急に検討していただきたいと考えます。

次の質問なんですけれども、実は昨年3月11日に大震災が起こってしまいました。果たして、我が町の防災対策はどのようになっているのか、私なりに調べさせていただきました。そこで、総務課のですね、窓口に行きまして、この防災会議の委員の名簿をいただくとか、防災会議はどのぐらいの割合で開催されておりますとか、聞かせていただきましたところ、残念なことに、私が1月に聞かせていただきましたところによりますと、防災会議は18年の3月20日に立ち上げているにもかかわらず、6年間全く開催されておりませんというお返事をいただきました。形はあっても魂がこもっていないこの防災会議にぜひ魂をこめていただきたいと、私は強くお願いをしたいと思います。

そこで、いつ頃、どのように検討していただけるものなのか、具体的なお返事をここでいただきたいと思いますが、この点もう 一度よろしくお願いいたします。

大岡議長

総務課長 齋部正典君。

齋部総務

川西議員さんの御質問にお答えをいたします。

課長

先ほど町長が答弁申し上げましたように、条例改正が通ればですね、そういうのも可能になろうかと思います。女性の登用をお願いして、女性の目線からの御意見等を賜るというのは、大変、私ども、防災担当としてもですね、大変ありがたいと思っており

齋部総務 課 長

ますので、前向きにですね、条例化へ向けての検討を進めていきますので、また近々の定例議会の方へまた上程させていただくことになろうかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

すみません。防災会議の開催時期の件でございます。防災会議自体はですね、今、まんのう町も地域防災計画の策定、新たな策定を、今してございます。この計画策定ができました時にですね、会議招集をさせていただきまして、その中でこのまんのう町独自のですね、防災会議と言いますか、地域防災計画が充実したものになるようにですね、その会議でご検討していただくと言うことになろうかと思います。ここ近々にですね、取りまとめをしておりますので、その際に、また招集をさせていただくことになりますので、よろしくお願い申し上げます。

大岡議長

1番 川西米希子君。

川西議員

御答弁ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたしたいと思います。

それからですね、これもちょっと私の要望になりますけれども、この女性を登用していただくということに関しましてですが、 現在まんのう町は女性だけで組織された防災団体もあります。ぜひそこの代表の方、また職域での登用もお願いしたいと思います。 職域と言いますのは、保健師であったり、看護師であったり、また管理栄養士であったり、保育士であったりという、こういうふ うな職域で活躍されている職員の方もまんのう町にはおいでますので、ぜひ、こういう女性の方を防災会議に登用していただきた いとこのように思います。

すいません。要望ではございますが、これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

大岡議長

以上で、1番 川西米希子君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時40分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時23分)

(大西樹議員退席 午前10時23分)

それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

(再開 午前10時40分)

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、川原茂行議員の質問は、一問一答方式での申し出があります。

13番 川原茂行君。

川原議員

合併して、6年が経ちました。3町の、旧3町、それぞれ小自治体が合併に向かった経緯を、今、思い起こしておるとこであります。お互いの中で、地域住民のサービスするのに、財政的な面で、非常にサービスがしにくいと、非常に財政力の少なさゆえに、合併に入ったわけでございます。平成の合併と言われますが、私は、財政再建合併だという認識を強く持っておるとこでございま

川原議員

す。そういう中で、新しくまんのう町ができました。誕生いたしました。そして、今日、6年が経過をいたしました。

昨日の町長の中で、24年度は町長のお考えによって、このまんのう町が右へ行くのか、左へ行くのか、どちらへ行くのか。いずれにいたしましても、町長の胸三寸、こう私はこう思って、昨日もうかがっておったわけでありますが、そういう中でですね、まず大きく言えることは、変えない行政運営から変える行政運営への転換を図って行くことこそ、まんのう町が将来においても持続して発展しうる唯一の道であると、こういう前例踏襲主義からの脱却を図ると。こういう言葉を捉えれば、私、すばらしく町長に感銘をいたしたわけでありますが、その実態なるは、昨日の説明を聞きますと、ほど遠いかなと、逆にちょっと横へ行っておるんじゃないかなと。非常にまあ、私、これ作文にしてはうますぎるし、町長、本当にそういう熱意があるんであれば、これから私が質問することに、きちんとお答えいただけるかなと、こう思って、今から御質問をさせていただくわけでございます。

まず、この1番目に書いておりますのは、行財政改革と24年度の予算編成についてということからうかがうわけでありますが、その具体例として、どうしても今やらなきゃいけないもの。財政的にきついけども、今やらなきゃいけないもの。今は、まあ、ちょっと延ばしておこうかなと、ここのところをお間違いのないようにお願いいたしたいと、このように思うわけであります。と申しますのは、あと特例債も4年であります。そうしますと、このままで行くとどうなるのかと。まずここを、私、念頭に置きながらお聞きするわけでございます。どうしてもやらなきゃいけないものは、財政が非常にきついかなと思いながら、資本的投資も腹においていただきたいし、これはどうしてもやってくれと言うけども、将来的に無駄が多すぎるなというものは、省いていただきたい。この勇気こそが、町長の本当に政治決断にかかってきて、まんのう町の行く末がかかってくるわけであります。

そこで、こども園、まず、こども園、これまた、金がかかります。こども園、いわゆる幼稚園タイプとか、保育所タイプとか、 統合タイプ、いろいろありますが、総合的に考えまして、この幼稚園、保育所、将来のまんのうをどう考えておられるのか。これ はある意味では、教育長と関連していかなきゃいけない問題になってこようかと思いますが、財政的にはいずれにいたしましても、 町長さんの腹一つと、まあこういうことになってまいるわけであります。

そこで、この例えば仲南東幼稚園、幼保一元化も中に入ってまいります。どこの地区もそういうものが入ってまいります。将来 を担う子どもたちを、どう今から育てていくのかと。この点について、今、お考えになっておる。しかし、考えはあるんだけども、 現実はここから行かないけないと、こういう形での御返答いただければなとこう思っております。

そういう中で、一つ申す点は、昨日の中にもございましたが、予算編成の組み方が、まず、昨年度の例をひとつ、例にとって、 それからまあ、今年の分を組んでおる。当初予算でありますから、まあ、対比何%と。これだけではいかないわけですね、当然、 後から補正で来るわけですから。

しかし、この方が無難なんかなと思って、組んでおるんじゃないかなというとこが、非常に多く見受けられるわけであります。

川原議員

なかなか切らないかんとこが切りにくいがと、こういうお考えもあろうかなとは思いますが、では、一つ具体的に今からお聞きいたします。

満濃町の土地改良区の運営費、また運営助成金、これらについてうかがいますが、今、満濃町の土地改良区、農改センターで事務をいたしております。この土地改良区の状況でございますが、私の知る限り、平成22年4月から町土地改良課から分かれて、満濃町土地改良区の事務所を満濃の農村環境改善センターに移転し、事務を行っておると。事務内容といたしましては、土地改良区が行っておる事業の地元調整及び現地調査、国・県補助申請と実績報告、登記事務に軽微な測量設計、工事施工の現場管理に会員の賦課金及び徴収事務、また定款にある満濃東部水利組合事務及び賦課金及び徴収事務、土地改良区総代会及び理事会の事務及び満濃農村環境改善センターの管理等を行っておりますと、こうなっておるわけです。そこでですね、この22年4月から2年間経ちました。どこが、どう変わったのか。この点をお聞きするわけであります。この中で、私の知る限りですね、満濃町の土地改良区、私は、これは総合できないんです。満濃町土地改良区、仲南町土地改良区、琴南の土地改良区、3土地改良区があるんです。統合をなぜできないか。できないのには、いろいろ事情もおありと思いますが、その判断が、私が冒頭に申し上げました、ここをどうやるんだ、将来のまんのうをどうするんだという1つの決断と信念でなかろうかなと、こう思っております。

ちなみにですね、仲南の土地改良区に100万出てます。琴南に100万出てます。満濃に150万。で、その上、満濃町の事務局長、主として240万。あそこに職員が2名おります。2名おる職員の給与、2,018万8,000、いやいやこれ全部入れましてですね。違います。職員2名分、1,628万9,269円。これが農改センターでおる職員の給与、プラス、事務局長費の240万。そこでにすね、事務費の中で、当然、土、日、夜間の管理がございます。農改センターの。そこに対しては、農改センターの委託料として、438万3,000円の者が2名おります。出てます。そこらの内容、この金額的な内容を踏まえて、統合、私は基本的になぜ統合はできないかと、こういうことをおうかがいいたしております。

昨日の話でないですけども、予算を切るとこはなかなか難いと。難しいけども、こういうところをどうお考えになって、統合できないのか。また、いろんな予算のやり繰りが、切るとこが切れない。難しいとこうおっしゃっておられるのか。まず、ここからお聞きいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

大岡議長 北山教育長

教育長 北山正道君。

川原議員さんの総合こども園についての御質問にお答えいたします。

政府は、消費増税にあわせまして、新たな子育で支援策として、幼保を一体化した新型施設、総合こども園を柱に待機児童の解 消を図ること支援策の目玉としており、平成27年度を目途に本格実施する方針とのことです。

まず、まんのう町においての現時点における主な内容でありますが、子どもの減少、施設の老朽化に応じ、既存施設の学校教育

北山教育長

と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供できる総合施設への移行を検討してまいります。

町内におけます幼保一元化の現状は、長炭保育所、幼稚園において、合築園舎で、国が想定しております総合施設タイプのこども園として既に運営をいたしております。

また、琴南保育所では、従来より 0 歳から 5 歳までの就学前の園児を保育しており、これも、国が想定しております総合施設タイプに近いものと思われます。

その他の幼稚園、保育所についてですが、まず、教育委員会で検討しておりますのは、第1段階として、仲南東幼稚園と仲南北 幼稚園を統合し、3歳から5歳児を対象とした幼稚園タイプのこども園の創設を図ります。

財源としましては、合併特例債の充当を計画いたしております。それとともに、高篠幼稚園、四条幼稚園、満濃南幼稚園を幼稚園タイプのこども園としての運営を図り、また、0歳から2歳児を対象とした保育所タイプのこども園を、満濃南保育所及び仲南保育所で検討いたして、検討しております。

次に、第2段階といたしまして、子どもの減少、施設の老朽化した場合は、満濃南保育所及び満濃南幼稚園を統合し、総合施設 タイプの子ども園を検討していく予定でございます。

今後、こども園利用料や受入れ年齢など検討事項が多くありますが、住民の多様な幼児保育及び幼児教育におけるニーズを、さまざまな機会をとらえて把握するとともに、子育て支援のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長 栗田町長

町長 栗田降義君。

川原議員さんの御質問にお答えをいたします。

町内土地改良区の統合についての御質問でございます。

現在における町内土地改良区の状況について、まず御説明を申し上げます。まんのう町土地改良区は、平成22年4月から町土地改良課から分かれて、満濃町土地改良区の事務所を満濃農村環境改善センターに移転し、事務を行っております。事務内容といたしましては、土地改良区が行っている事業の地元調整及び現地調査、国・県補助申請と実績報告、登記事務に軽微な測量設計、工事施工の現場管理に会員の賦課金課金及び徴収事務、また、定款にある満濃東部水利組合事務及び賦課金課金及び徴収事務、土地改良区総代会及び理事会の事務及び満濃農村環境改善センターの管理等を行っております。

琴南町土地改良区は、土地改良区内の補助申請事務から賦課金課金及び徴収事務、賦課台帳管理及び琴南地区内の共同施工の事業申請事務補助及び琴南農村環境改善センターの管理等の業務を行っております。また、現地の工事施工の現場管理につきましては、琴南支所の職員が支援をいたしております。

栗田町長

仲南町土地改良区は、土地改良区内の補助申請事務から、賦課金課金及び徴収事務、賦課台帳管理を行っております。また、現地の工事施工の現場管理につきましては、仲南支所の職員が支援をいたしております。

平成の大合併で3町がひとつの町になった頃から、大きな目的であった町内の琴南、満濃、仲南地区の3か所に存在する土地改良区を統合し、平仮名のまんのう町土地改良区の設立という大きな目標に向けてと考えていますが、まずは、満濃町土地改良区の体制整備を進めた上でないと次に進めるのは難しいと考えております。

現状といたしましては、未加入地区の水利組合の総代さんたちに相談をさせていただいておる状況でございます。

今後の取組についてでございますが、現在の満濃町土地改良区は未加入地区が多く、組織強化と自主運営の道筋をつけるために、 未加入地域の加入の推進活動を行っていくことにしております。

現在の満濃町土地改良区の状況は、地区面積として、田の面積が704ha、畑が143ha、組合員が約1,499名となっておりますが、現在の満濃地区における登記上の農地面積としては、田の面積が1,107ha、畑が167haであり、土地改良区への未加入は、田の面積で401ha 畑が25ha、土地所有者数が約900名程度の数値と思われます。

琴南町土地改良区の状況は、地区面積として、田の面積が135ha、組合員が約348名となっております。

仲南町土地改良区の状況は、地区面積として、田の面積が490ha、畑の面積が387ha、組合員が約1,189名となっております。

つきましては、今後の取組として、組織強化と自主運営への道筋をつけるために、未加入地域の加入促進活動を行うとともに、 当初の目的でありました町内の琴南、満濃、仲南地区の3か所に存在する土地改良区の統合を前提とした組織作りを検討し、平仮 名のまんのう町土地改良区の設立に向けての取組に力を注いでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしま す。

大岡議長 川原議員

13番 川原茂行君。

まず、これ自治体はですね、やっぱり住民から信頼をせられるっていうのが、第一番です。当然、住民主権の行政が本意でなかったらいかない。しかしながらですね、住民の意見も聞くのも大事です。しかし、引っ張るのも大事なんです。ここのところを、取り違えないようにお願いいたしたい。

そこでまず、幼保一元化の件でありますが、これは、いわゆる私も冒頭に申しましたように、近々厳しくなってくるだろう。特例債がなくなれば厳しくなるだろう。あるうちに何とか財政力のある時に、どうしても、これから将来を担う、まんのうの子どもをきちんと育てていかないかん義務があるわけでありますから。この点について、もう少し具体的に、具体的にと言いますのは、いわゆる、何年頃を目途にいろいろなメリット、デメリットは当然ついて回ります。ついて回りますけども、将来こちらへ向けて

川原議員

| 行くんであれば、デメリットもあっても、メリットはこういうものがあって、将来のまんのうはこういう姿に持ってきますよと、 | いうとこをちょっと踏み込んでお聞きいたしたい。

それと、土地改良区についてですね。じゃあ、町長さんのこのお話聞きますと、私が調べたんと、あんまりがえに相違ないんですね。ということは、2年間で何をされたんかということに、落ち着くわけなんです。2年になるんですよ、まる2年に。まる2年になって、今、未加入のとこが、そういう数字でありますから、当然、これ加入地区は第6区まで入れていきますと、相当な範囲がこれ未加入のとこなんです。それから、2年間に加入されたと言うんであれば、それをお聞きしたい。と言いますのは、2年間かかって、金は先ほど申しましたが、この事業、この土地改良区のとこへ行って仕事をしておる職員2名、所長と局長を含めますと3名おるわけです。そうしますと、これ1,628万9,269円が2名分、その上、事務局長の240万足すと、約1,870万。1年に。そんだけかかって、何が結果として出たのかと。ここをお聞きせんと、これ当時のままとあんまり変わらないじゃないですか。そこをお願いしとんです。行って、こんだけの金を使って、職員2名出して、ここは職員キュウキュウ言いながら、2名派遣してですよ、その実績効果が出てないんですね。そこを、きちんとしていただかないと、金を入れるばっかりが能じゃないんです。やっぱり、入れていいとこと、切らないかんとことの区別をしっかりしていただきたい。

今、言いますように、2年間の成果、成果が問題なんです。それをお聞きいたしたいのと、なおつけ加えますが、この土地改良区だけでなくてね、いろんな、合併して6年の間に、統合できるものがしてないものが多くあるんです、数多く。ただ、この中にはね、やっぱり、地域の特異性を生かした文化的な要素もございます。だから、それは統合できないものは、できない。しかし、どちらしてもできるものは、統合して経費を少なくする努力が必要なんですよ。その成果、また未加入のもの、いろいろ私資料、これ、ようけ調べておりますけども、統合しておるもの、未統合のもの、できるのではないかなと思うものが、そのままになっておるのはいかがなもんかなと、こう思っておりますので、この点についてですね、私は冒頭に申しましたその、町長もやっぱり旧のやり方ではいけないと、改革せないかんと、こうおっしゃっておるわけですから。非常に難しいとこは分かるんですよ、私も。分かるんですが、そういうものを、今までずっと3町が、旧の3町がきたものを引き継いでどんどん行っきょったら、どうしようもない時代が来るんです、これ。だから、私はそこらを町長の考え、また教育長の考えを質していきたなと。

これ予算にね、昨日、この予算書、私、質問が先出してます。だから、議案は後からいただきましたが、当然3月ですからね、 3月の議会ですから、予算はこういうことになりやしないかなという、予測はしてました。予測はしてましたが、外れてくれたら 良かったんですが、案の定、予測したような予算計上、こういうことになっておるんです。

そこを踏まえながら、その町長さんには農改センター行って、統合に向けて努力しておるその成果、成果をお聞きしたいのと、 教育長にも、その住民主権の立場を当然貫きながらですね、もう少し具体的に、住民の意見を聞くのは聞く、しかし引っ張るとこ

川原議員

ろは引っ張っていきますよという姿勢、これを、これから24年度、これどっちむいてでも行くんですよ。しかし、予算が出てきてますから、あんまり大きく変わらないと私は思ってますけども、これ一般質問ですからお聞きいたします。

大岡議長

教育長 北山正道君。

北山教育長

川原議員さんの再質問にお答えいたします。

合併しまして、3町が合併いたしまして、教育委員会といたしましては、3地域のどこに住んでいようと、小学校入るまでに、同じような幼児教育を受けさせたいというふうに考えております。そういった形では、仲南の東幼稚園と仲南北幼稚園を統合しまして、それができました時点で、まんのう町、平仮名のまんのう町におきましては、0、1、2は、いわゆる保育所的な部門、3、4、5は、もう一律にすべて幼稚園教育に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、仲南の統合につきましては、先ほど私が答弁の中でも触れましたけどれも、合併特例債を活用して、統合幼稚園をつくりたいと思っております。平成24年度に最適地を設定いたしまして、できましたら、できるだけ早い時期に建設、そういった方向で考えております。

現在、教育委員会としましても、現地等へ足を運びまして、どの場所に建てることが一番いいのかなっていう形でしておりますが、御存じのとおり、あそこには古いプールもございますし、横に古い公民館、仲南支所等もございますので、そういった総合的に考えながら、幼稚園として、一番最適な場所を検討してまいりたいと思っています。地元の意見も聞きながら、進めてまいりたいと思っております。

大岡議長栗田町長

町長 栗田隆義君。

川原議員さんの再質問にお答えをいたします。

満濃町土地改良区の2年間経った成果ということでございますが、満濃町土地改良区、農改センターの方へ事務所を移しまして、2年が経っております。県の土地改良区等の指導もございまして、庁舎内で土地改良区の事務をやるのはいかがなものかと。完全に独立をしてやっていくようにというような指導の中で、2年前に庁舎の建設土地改良課内にありました土地改良区の事務を、農改センターの方で行っておるということでございます。2年間経ちましたが、従来、土地改良課でやっておりました県単の事業とか、その他事業、土地改良事業につきまして、今、農改センターの方で、事務を行っておるところでございます。本年、来年度は、農村プロジェクト事業等も大きな事業も抱えておりまして、それに職員が当たっておるような状況でございます。

統合につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、早い時期に3つの町の土地改良区が統合して、平仮名の土地改良 になるべく、努力をしておるところでございます。

その中でも、特に旧の満濃町の土地改良区の未加入地域が多いということで、今、未加入地域の総代、水利組合の総代さん等々

栗田町長

にお願いをして、加入促進を今進めておるところでございます。例えば、吉野地区の総代さんに集まっていただいて、加入をお願いしたり、実際、明日も、夜も、公文地区において総代さんに集まっていただいて、加入促進に向けてのお願いをしておるところでございます。そういった中で、やはりよく言われますのが、土地改良区へ入れば、何のメリットがあるんやというようなことをよく言われるんであります。特に、四条、高篠地区は満濃池土地改良区にも加入して、賦課金を納めておると。その上へ、また、満濃町土地改良区に入って賦課金がいるんかというわけで、満濃町土地改良区へ入れば、どういったメリットがあるのかなというような話もよく聞かれます。

そういうような中で、いろいろ理事会でも相談をした結果、はっきりしたものを打ち出していかなければいけないということで、 今、吉野、公文辺りでお話しさしていただいておりますのは、先ほどもお話ましたように、仲南地区はもうほとんどの地区が、加入をしております。また、琴南地区は一部分残っておりますが、その土地改良区に加入をしてない地域が事業やる時には、共同施工ということになります。その共同施工の事務手続等につきましては、その手数料を土地改良区がいただいて、今、事業に当たっておるところでございます。

しかしながら、旧の満濃町においては、従来から町の方でその共同施工についてのお世話も全てしておったということでございますが、今お願いしておりますのは、共同施工につきましては、満濃町の土地改良区に加入をしていただいて、その土地改良区で事務をするか、またあるいは、加入できない場合には手数料を払ってその事務をしますと、そうでない場合には、それぞれ自分たちでやってくださいよというような、ある程度方針を打ち出して、その説明もして、メリット、デメリットのきちんと区別分けをして、今進めておるところでございます。

また、事務の統合も早いうちに、まず事務事業の統合から始めて、平仮名のまんのう町に向けての結成に努力してまいりたいなと、このように思っております。

また、川原議員さん御指摘のように、合併して6年が経ちました。合併のやはり最大の目的は、行財政改革であるというふうに 私も思っております。そのためには、スケールメリットを生かして、それぞれの統合をしていくのが一番の方策であると思ってお ります。合併して6年が経ちましたが、まだまだ統合ができていない団体等もございます。平成18年3月に3町が合併したこと から、町が活動助成していた多くの任意団体の一本化を、今まで進めてまいりました。現在のところ、ほとんどの団体が新しく組 織化されて一本化されて、効率的な運営の努力をいただいておるところでございます。しかしながら、財団法人 香川県身体障害 者協会 仲多度支部 琴南分会と仲南分会については、いまだに統合に至っておりません。

しかしながら、今般、県の身体障害者協会が、財団法人化することに向けて、分会につきましては、市町に一つしか組織、編成を、市町で一つの組織にしてくださいというような指導が来ております。それができない場合には、県としては、県の協会として

亜田町長

は認めませんというような通達が来ておりますことから、解散しました満濃地区にも働きかけまして、全町組織に統合する会議を、もう既に2回ほど開催をいたしておりますことから、この3月中には、組織統合が成案化するものと考えておるところでございます。なお、規模と助成金は琴南分会が83名で、助成金は9万7,000円。仲南分会は25名で、8万円でございます。

そういったことで、これからも努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

大岡議長 川原議員

13番 川原茂行君。

13番。さっきのまず1点目の教育長ですね、24年度に場所を選定したいという、ここまできますと、大体私がおうかがいしよることが、大体見えてくるわけです。そういう答弁をしていただきたい。

町長、私持ち時間30分しかないんですよ。ないのに、私2年間の成果を言ってくださいって言うたのに、答弁になってないじゃないですか。私の資料と全く同じこと答えられたら、私に時間、これで3回、もうおまえ時間ないぞと、こうなるんですよ。そんな答弁では、具合が悪いん。2年間の成果がどこにあったかを、私はおうかがいしておるわけですから。

満濃町の土地改良区が農改センターへ行って、先ほども言いましたが、ね、金がですよ、仲南土地改良区の方へ100万、琴南土地改良区にも100万、満濃町いろいろ合わしますと2,018万9,219円、こんだけかかっとるんですよ。片や100万ずつ、あっこ行って2千数百万、で、その2年間の成果を私がお聞きしておるのに、吉野行ったんは分かります。それは、私も聞いております。今、公文で行こうとしておる段取りも聞いております。だったら、私がこれ資料持っとんと全く同じ答えなんですよ。私がお聞きしとるのは、2年間の成果がどこにあったんだと、こうお聞きしとんです。ですからここはきちんと、答弁に対して、お答えいただくように。議長も、これ時間の、私もう、どんどん時間過ぎてますから、次まだあるんですよ。

それ議長もきちんと言うていただかな、困る。町長、お願いします。教育長はもういいです。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

川原議員さんの2年間の成果ということでございますが、先ほどお答えしたとおりが成果でございます。

大岡議長

川原議員の1番目の質問を終わります。

川原議員

議長、議長、これで質問、あの答弁で、あれでいいんですか。

大岡議長

続いて、2番目の質問を許可いたします。

八叫哦以

13番 川原茂行君。

川原議員

議会運営の話はまあ置いときます。私はね、2点目のまず、ほ場整備についてですね。私、度々申しますが、まんのう町にです ね、財産、財産というのは何なのかと。人間、子どもを育成していくのも大きな財産。しかし、固定化しておる財産っていうのは

川原議員

何なのかというのを考える時にですね、森林が1万3,000ha、農地、まんのう町に財産と言えば、森林と農地なんですよ。 その一番、香川県のちっちゃな県でありながら、まんのう町の財産をなぜ生かさないかと。こういうことなんですね。

私は、ほ場整備を度々、数十回申してまいりました。非常に難しい。難しいのは分かっております。その難しさの中にですね、 私はいろいろ将来のまんのう町を考えていただきたいというのをお願いしとる、お聞きしとるわけです。

例えば、環太平洋連携TPPに参加するか、否か。これは、分かりません。分かりませんが、万が一、加入した場合のことも想定しとかないかん。想定した場合に、今の農業経営でいけますかと、それを、度々お聞きしとるんですね。ですから、ほ場整備をする、かん排をやる、農業をやるのには、ほ場が良くて、水が1年中使えるような環境にしなきゃあ、これからの農業後継者は育ってきません。一時的にね、3か月か4か月だけ水が使えるというような農業の環境では、次の農業後継者は育ってきません。ですから、ほ場整備やって、かん排をやって、1年中水が使える。こうなってきますと、いろんな視野が広くなるわけです。そうなってきますと、次の若い世代が、これなら農業やってみようかなと、いう感覚になってくるんです。

で、このほ場整備についてね、今まで、ある土地改良区、ああいやいや、土地改良課の課長の方から、いろいろお話はうかがった。しかし、それだけじゃいけない。今の時代には、産業経済課も絡めて、じゃあ、ほ場整備をすれば、今のまんのう町の立地条件から考えてすればですよ、こういうことになりますよと。農業法人、法人化を立ち上げて、こうなればこういう形の農業もやれますよというのを一体感でやらないと、担当課が建設土地改良課やと、これだけではなかなか進展しません。はっきり言って。じゃあ、ほ場整備ができたら、かん排事業ができたら、環境が整ったら、じゃあ、何をやるんだと、そういうね、横の関係を一緒にセットで推進しなければ、なかなか難しいだろうと。私は、そう思っております。

当然ながら、つい最近ですね、非常に立派なものを見せていただきました。まんのう町農業振興地域整備計画書、これ町長さんがやって、委嘱状、私もいただきましたが、これ、すばらしいもん書いてあるんですね。将来の担い手をどうやって育成するんだと。別の角度から、別の角度から考えれば、今の満濃地区の、仲南は100%ではございませんが、今、可能なところは、できておるか、見通しが立っております。可能なところは。どうしても、投資効果が全くないという、全くって言うたら、ちょっと私、失言ですが、少ないところはどうしても致し方ないかなと。

しかし、この旧の満濃地区ですよ、満濃地区は相当まだほ場整備が残っておるんですよ。そこの若い方が、どんどんどんどんだ 出してどうなるんですか。まんのうの財政力、町債も、税収が、昨年より落ち込んだ。18億、わずかながら、また昨年23年度 より24年度は落ち込む見込みだという予算計上なんです、ね。そうなるんですよ。若い者が育ってきませんから、そういうとこ ろへですね、なぜ投資をしないかと。必要な、この統合の関係はさっきの話じゃないけども、してくれたら、かなり金が浮いてまいります。

川原議員

しかし、不必要なとこと、必要なとことを、町長の決断が問題になってくるわけです。これ、絵に描いた餅で、こういうものはよその町もしよるから、うちの町もせないかんわと思って、立派なもん、書いとるだけじゃないと思うんですよ。たまたま、しかし、まんのう町はすばらしく立地条件的にもいいんですよ、香川県内では。立地条件から考えて。まず、水の問題、香川県内でですよ、東北の方へ行きゃあ、相当水資源豊富ですが、香川県は早明浦に依存せな、どうにもならん状態なんですから。

しかし、まあ、まんのう町は森林を1万3,000ha持っておるという、これを、森林をうまく管理、保護しながらですね、水の環境をうまくやれば、すばらしい立地条件にはあるんです。それをうまく生かすも、殺すも、町長さんの胸三寸に私はあると思いますが、この点、しつこく私は問いますけども、どうですか。そういう財産を生かしていく方法、ほ場整備、かん排事業についてお伺いいたします。

大岡議長 栗田町長

町長 栗田隆義君。

川原議員さんのほ場整備事業の取組についての御質問にお答えをいたします。

まず、現状についてでございます。

満濃地区のほ場整備事業の現状と今後の取組と見通しについて、現在の進捗状況を説明させていただきます。

まんのう町内のほ場整備の現状につきましては、町内全体におけるほ場整備率は約49%となっております。内訳では、満濃地区で約26%、仲南地区は約83%、琴南地区は約57%となっており、満濃地区につきましては、他の地区と比べると、はるかに整備率が低く、今後、優良な農地の確保のためには、実施可能な地域の地理的条件、経済的条件を考慮しながら、ほ場整備の推進を図らなければならないと考えております。

また、満濃地区では国営事業が費用面での優遇措置等が大きかったこともあり、推進活動に力を入れ、可能性調査を平成22年度に行いましたが採択要件に届かず、残念ながら、事業を実施するには至りませんでした。

今後の取組と見通しについてでございます。

現在計画されております県営中山間地域総合整備事業の第2期工事は、事業箇所数44か所で、事業費は約15億円を超える多くの要望をいただいておるものでございます。新規地区のほ場整備工事をはじめとして、ため池改修、農道整備、農業用排水施設整備事業、農業集落道整備、防火水槽などの事業について、24年度に向けて、事業着工の事業説明及び事業認可申請の手続が行われておるところでございます。この県営中山間地域総合整備事業、満濃地区のほ場整備事業につきましては、4地区から新規要望をいただき、事業の認可手続きを行っておりますが、他の地区におきましても、前回の国営事業の可能性調査に協力をいただいた要望の高い地域につきましては、再度意見の聞き取りを行い、対応するよう考えておりましたが、昨年度は、限られた職員の中での災害対応に追われたことにより、ほ場整備の推進ができていないのが現状でございます。1年前の東日本大震災発生以来、原

亜田町長

子力発電所の放射能汚染による被害などにより、東北地方の農業や農地への影響、また、今後いつ起きても不思議でないと言われております、東南海・南海大地震等の影響などを考えるとき、農地の確保、整備につきましては、特に必要と考えております。

先の国営事業のアンケート調査で、ほ場整備の実施に意向が有ると思われる地域については、再度、事業推進の協議を行い、対応する事業の調整を図っていきたいと考えておりますが、1月に開催されました連合自治会長さんとの議会議員さんが参加してのまんのう町の現状という課題テーマで意見交換会が行われましたが、その中で、ほ場整備についての意見が出ておりました。

今後も地元の意見を十分に聞かせていただきながら、地域の実情に沿った方法を検討し、推進活動に努めてまいりたいと考えて おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長

13番 川原茂行君。

川原議員

今ね、町長さん、これ私、12月の議事録なんです。12月の議事録と同じような形の答弁が返ってまいりました。

そこでですね、私は12月の議会の議事録です。その時にね、私は、満濃池からの導水を含めた話しました。しかし、満濃池からは一喜一憂にはいかないなと、ね。手順を踏んで、なかなか関係各位の協力も取り付けながら、いかないけないということでですね、昨年は、いやいや、12月の時には羽間地区、これ中山間総合整備から外れておるんです、地区が。中山間に入っておるとこは、先ほど言われたような形で、ほ場整備を推進していただければ結構だと思います。でも、外れておると、ね。中山間総合整備事業から外れてます。大半は、中山間の中に入っておる。で、この時にね、

大岡議長

川原議員さん、時間がだいぶ迫ってまいりましたので、端的に。

川原議員

羽間地区で農村プロジェクト事業に取り組んでおり、水路、農道等整備をいたしておるところでございまして、今回すでに工事も発注されており、今年が終われば、6割から7割の工事が終わる。来年度には、この事業が終結するということになっておりますので、地元へ行く機会もございます。そういった時に合わせて、ほ場整備推進の話を持ち出してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしますと、こう答弁されておる。じゃあ、事業、この答弁からいきますと、今プロジェクトでやってます。その所へ行って、それ12月以降、何回、ほ場整備の話をされたか、お聞きいたします。町長。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

はい。

栗田町長

川原議員さんの御質問にお答えします。

12月以降は、私は羽間の方へは余り接触をして行っておりません。

大岡議長

川原議員の発言は30分に達しましたので、発言は終わりました。

以上で、13番 川原茂行君の発言は終わりました。

本屋敷議員 議長、5番 本屋敷。

議会運営について、ちょっとご質問があります。

大岡議長 引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

(事務局長。)

なお、合田正夫議員の質問は、一問一答方式での申し出であります。

本屋敷議員 議事運営についてですからね。これ受けないかんです。ルールです。

大岡議長 5番 本屋敷崇君。

本屋敷議員 私たち議員の方はですね、3回というルールの中でやっとるわけです。その中でですね、執行部の方の答弁が、こちらの質疑に対して答えてない場合、それは議長の整理権においてですね、執行部の方に答弁を求めるというのは当然ですので、そこは、以後していただけますよね。でないと、私たち3回、30分という制限の中でやっとんです。質問する意味がありません。それやったら。それは、議長の整理権でなんとかしてください。

大岡議長 私の先ほどの判断は、町長の再々質問の答弁におきましては、先ほどの答弁のとおりでありますということで、答弁、それ以上 の答弁はないと判断いたしましたので、そういうことにさしていただきました。

(議長、議長・・・)

(それはないわ。)

川原議員あのね、我々は・・・

大岡議長 いやいや、13番、発言の許可はしてない。

何についての挙手ですか。

川原議員 今、議会運営についてです。

大岡議長 はい、どうぞ。

大岡議長

13番 川原茂行君。

川原議員 やっぱり限られた時間で、我々はいたしております。3回、30分で。趣旨に反したことを答弁されたんでは、我々、納得できないとこもあるのは、議長の権限において、答弁を直さしていただかないかん。そうでないと私は時間が経つばっかりで、3回が経つばっかりで、聞いたものに答えていただかなんだら、意味がないんですよ、これ。

それについては、次の議会運営委員会でも諮りますけども、質問者は、執行部が答弁しやすいような形で質問するのが、議員であると思っております。

川原議員

今日、今からまだ次の方が相当おりますので、議長そこらの判断はよろしくお願いします。

大岡議長

そのように、務めさしていただきます。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、合田正夫議員の質問は、一問一答方式での申し出があります。

3番 合田正夫君。

1問目の質問を許可いたします。

合田議員

議長の許可を得ましたので、ただ今から一般質問させていただきます。

まず最初は学校関係についてでございますが、この問題は、私は2年前から、もう3回目の質問さしていただきますので、はっきりとお答えいただきたいと思います。まず、小学校、小さい子どものトイレとかエアコン問題とか、そういうのを質問さしていただきました。それから、もう2年が過ぎようとしております。その時の答弁は、1つずつからでもしていくと言う答弁を聞いておりますが、いまだに何にもしてくれておりません。今年度の予算に入っているのか、入ってないかお聞きいたします。

それと、給食費未納の問題ですが、これも3回目の質問でございます。まず、2年前、22年度、23年度の未納の金額、人員、何人ぐらいおるか。それをお答えいただきたいと思います。昨日も、下水道でいろいろ問題がありましたが、未納の場合は、皆さんにいただくように今からするということに決まったんですが、これ、給食費も同じだと思います。私たちが、店行って食事をしたら、金は払わんと帰ったらどういうことができるんですか。そういうこと、考えたことありますか。即、もう連れて行かれます。学校だから、給食費の未納、ほっといてええということはないんで、今後どのように考えて対処していくのか、はっきりとお答えいただきたい。

まず1回目の質問終わります。よろしくお願いします。

大岡議長

教育長 北山正道君。

北山教育長

合田議員さんのまず一番目のトイレの改修費用を今年度の予算に組み入れているかという御質問にお答えいたします。

平成23年度末時点での町内幼稚園・小学校のトイレの洋式化率は、幼稚園が41.0%、小学校が14.4%となっております。時代・環境の変化とともに、洋式トイレへの改修は必要と認識いたしております。しかし、それに伴います費用は多額でありますので、学校・幼稚園の要望があるものから順次整備をいたしております。来年度予算におきましても、幼稚園・学校からの要望に応じまして、予算化いたしております。

2つ目の給食費の件でございますが、平成23年度の子ども手当につきましては、天引きに積極的に取り組むという立場から、 子ども手当支給担当部局である福祉保険課と協議をしておりましたけれども、中讃広域行政システムの給付システムを改修する必 北山教育長

要があり、中讃広域管内では、同システムをすべての自治体で使用していることから、平成23年度に天引きを実施している自治体は中讃広域行政組合管内では無いと承知いたしております。

平成24年度におきましては、現行の子ども手当に代わり、所得制限のある子どものための手当を創設するとした児童手当法改正案が現国会に提出されており、法案が成立しましたら、教育委員会といたしましては、積極的に天引きに取り組む予定でございます。

昨年12月16日時点の学校給食費の未納の状況でございますが、合計で63名でございます。その状況ですが、理由等を申し上げますと、責任感や規範意識の欠如によるもの、これが41.3%、経済的な問題だと考えられるもの27.0%、銀行の口座の残高不足などによるものが31.7%でございます。

ちなみに、香川県と比較いたしますと、香川県のデータが少し古いんですが、まんのう町は在籍する小学生、中学生に対する未納の割合は、現在4.5%となっております。21年度の香川県の児童生徒数の割合は0.6%でございます。そうした意味におきましては、まんのう町の小学生、中学生の給食費の未納率は相当高いというふうに考えております。トータルにつきまして、今、学校教育課長がちょっと資料を手に入れておりますので、しばらくお待ちください。

大岡議長

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時43分)

休憩を戻しまして会議を再開いたします。

(再開 午前11時45分)

再質問ですか。

合田議員

どうするかな。

大岡議長

1番目の質問の再質問ですか。次の質問。

合田議員

今で、出てないんやったら、他の分をしょうか。

大岡議長

2番目の質問。

合田議員

うん。

大岡議長

それでは、1番目の質問を終わります。

続いて2番目の質問を許可・・・

合田議員

いやいや、出してもらわないかんよ。今、もんて来てないんやきん。

ほんだら、休憩しよう。もんたかい。

大岡議長

学校教育課長 長田徹君。

長田学校 教育課長

合田議員さんの給食費の未納についての金額と言うことで、今23年度で2学期の懇談の時に、いわゆる集金袋でお願いした件でございますが、まず長炭幼稚園が12,000円。それから満濃南幼稚園が16,000円。高篠幼稚園が24,000円。仲南北幼稚園が16,000円。仲南東幼稚園が4,000円。長炭小学校が51,600円。満濃南小学校が116,100円。四条小学校が240,800円。高篠小学校が4,300円。琴南小学校が64,500円。仲南小学校が25,800円。満濃中学校が506,000円。琴南中学校が44,000円でございます。ただ、集金袋でこの時お願いをしておりますので、その後の動きは、ちょっと今のところ把握しておりません。

大岡議長

合田議員、再質問はありますか。

3番 合田正夫君。

合田議員

今のはこれ23年度の言うたやろ、22年度、23年度の、それと、どれぐらい回収できたかを聞いとんで、その答弁ができてないんで、もう一度お願いします。22年度の言うとんや。

大岡議長

学校教育課長 長田徹君。

長田学校 教育課長

過年度の集金をどうしているかということの御質問かなと思うんですけれども、今、過年度の集金の状況は今ちょっと把握して おりませんが、さっき言いましたように集金袋で、過年度分も全て含めましてですね、懇談会の時にお願いをしております。

中学校に入ると積もり積もってこんなにたくさんある子どもさんもいらっしゃるということで、はい、その数字はちょっと把握しておりませんけれども、逐次努力をしておりますので、よろしくお願いいたします。

大岡議長

3番 合田正夫君。

合田議員

もう一遍いけるやろ。

22年度から今までで、何人ぐらい回収できたかという、その、ほんでどれぐらい、してくれとるかという、それが回答がきてないんと、今後どのような、まんのう町の場合は中学校まで医療費無料というそういうことまでしとんだから、親に言うて、やっぱり食べたもんは払うのは、我々子どもの時分からどんなに親が貧しくても子どもには給食費は払いよりました。私たちも払ってきました。もしこれ、一般のとこやったら、こらえてくれんと思う。そういうのを、これからどういうふうな対処していくのかお答えいただきたい。

大岡議長

教育長 北山正道君。

北山教育長

御質問にお答えします。

先ほど私が申し上げました数字のですね、8月29日時点は、未納率が4.9%でした。先ほど課長が申しました現金徴収袋等を活用したことによりまして、12月16日時点では4.5%、0.4%というダウンを示しております。現実を申しますと、や

北山教育長

はり口座から口座、親の口座からまんのう町の口座へというようになると、顔が見えないという形で未納という割が高くなる。学校長を通しまして、PTAの懇談会の時に校長室へ来ていただいて、それでお話をしてこのお金はどこからも出るところ、学校が立替えすることはできませんという訴えの効果で、私は率が落ちているんでないかと思う。

ちなみに、県下17市町がどのようにして、給食費集めておるか申しますと、さぬき市、直島町、まんのう町が、結局、保護者が直接、市・町の口座へ振り込んでおります。他のところは全て学校の口座に親が振り込んでいます。そうすると、数字上は未納率は低いんですが、現実を見ますと、先日も坂出市の教育長さんから私の方へ問合せ、まんのう町はどうしているんかと聞きますと、坂出市では、学校長ないし管理職、担任が立替えて給食センターへ払い込みをしておる。数字上は低いけれども、現実にその立替えは管理職ないし学級担任が子どもの給食費を立替えておると。極端に言うと、そのまま卒業すれば担任が立替えたまま、管理職が立替えたままになっておる。現実の学校運営におきましては、かつてとは違いまして、特別会計的なものは一切ございません。そうすると、どこからもそれができない。そうすると、学校はどういうふうにしているかと言うと、業者さんの方の払いを少し待っていただいて給食センターへだけは、一応数字上は100%納入する、そういうのが現状のようでございます。

大岡議長

1番目の質問を終わります。

続いて2番目の質問を許可いたします。

3番 合田正夫君。

合田議員

2つ目の質問は、歩道整備についての質問をいたします。

歩道に、今、木が植わっておりますわね。ほうぼうの。その木があるばっかりに、地域の者が止まって見るのに、葉っぱが出たり、実がなったら見えんと。木を除けてくれんかと。何年も前から自治会から言っております。

まず、例を言いますと、私たちの自治会には町道ができる時に、歩道には木を植えんとってくれと、自治会から言うたのを、町が管理するから植えると。いかんと言うのを植えとんで、今になってずっと問題になっております。その木を植えとるばかりに、メリットがあるんならええけど、メリットのないこと言いますんで、まず道から出て行く時に、木がいっぱいあったら見にくくて、事故が起こるかも分からん。今もう通行量がものすご増えております。農協の集荷センター、また中学校へ行くバスも通っております。そういう状況の中で、まず安全面に悪い。それと歩道。子どもたちが今日みたいに朝から雨が降っじょる時に、傘をさして歩きます。傘をさしたら、何人かの人間は、こう、並んで歩っきょる、あの、そこへもし自転車で通行する者がおったら、事故になる可能性がある。今までにでも当たったり、転んだりしたことがあるのを、私は見たり、何じゃかいしております。その、安全性も悪い。事故になりやすい。3番目に、木を植えとったら、野良犬なり、猫などが、糞、小便をする。環境に悪い。4つ目に、管理をせないかん。管理費がいる。経費削減のために。そういうひっくるめて言わしてもらいますと、メリットはないと思います

合田議員

が、メリットがあるんであれば教えていただきたい。よろしくお願いします。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

合田議員の御質問にお答えいたします。

合田議員さんの質問は、特に香川県農協協栄支店前の交差点から、東の満濃中学校北側までの町道 鐘場湧井線の自歩道に植栽されている樹木のことと思います。この歩道は、自転車・歩行者双方が通行可能な道路の位置付けになっておりますが、この樹木につきましては、町道の整備された時に、それぞれの思いがあって植栽されたものだと思いますが、議員さんのご意見にもありますように樹木が大きくなり、木の葉が茂ると歩行者や車での通行の妨げになることもあるかと思われます。

町道路管理者といたしましては、定期的なせん定や刈り込みを行い、快適な道路空間を維持することに努めておりますが、利用者の安全を確保するのにも町道路管理者の責務と考えておりますので、事故の発生を未然に防止するためにも、町道沿線の各自治会のご意見を拝聴した上で、今後の対応を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大岡議長

3番 合田正夫君。

合田議員

再質問さしていただきます。

私は、メリットは何があるのかと聞いておる。メリットがないことばっかり言うとる。メリットがあることの答弁ができとらん。 自治会は最初から植えんとってくれ言うたもんを植えて、いまだに苦情が出よんやきに、私はもう除けて欲しいんです。その答弁、 お願いします。

大岡議長

町長 栗田降義君。

栗田町長

合田議員さんの再質問にお答えします。

私が当時、鐘場線をつくっておる時に聞いたのは、当初は植栽帯はなかったんですが、地元からぜひ自然環境に優しい道路を作ってほしいということで、植栽帯を後から作って、地元がいろいろ面倒をみるということでしたというように私はお聞きいたしております。

大岡議長

3番 合田正夫君。

合田議員

私の自治会では、そういう話は一切しておりません。最初から木を植えてくれるなというのをしております。東の方は聞いておりません。私らの自治会の方は、そういうの最初からそういうので、今、また、けがや何じゃかいあったらいかんので、木を除けていただきたいので、除けていただきたい。よろしくお願いします。答弁。

大岡議長

建設土地改良課長 髙尾昭弘君。

髙尾課長

合田議員さんの質問にお答えします。

高尾建設土 地改良課長

先ほどの植樹の関係でありますけど、国道・県道においても、最近そういう事例が出ております。ついてはですね、まず交差点の視界を確保するというのを前提に見えにくいところは、今後ですね、確認して除けていくとか、そういうふうな方法を国道・県道もやっておりますので、町道についても考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

大岡議長

2番目の質問を終わります。

続いて3番目の質問を許可いたします。

3番 合田正夫君。

合田議員

3つ目の質問さしていただきます。

町長にお伺いいたしますが、公用車についてですが、公用車は1年にどれぐらい使ってしているのか。公用車を使った方が特なのか。また、他のことで、どうするかと言うのがあればお聞かせください。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

合田議員さんの質問にお答えをいたします。

公用車は毎日使用しているのか。経費削減のために今後どのように考えておられるのかという御質問でございます。御存じのように、私ども、地方自治体職員は住民の皆さんが安心、安全に生活していただけるように、最良の行政サービスを行うことを使命といたしております。そのサービスのために公用車を活用しておるところでございます。

御質問の公用車の使用状況についてでございますが、窓口業務のように公用車を必要としていない課もありますが、ほとんどの 課は迅速な住民対応や公共インフラ及び施設維持のために公用車を毎日使用しており、車両が足りない場合は各課間でカーシェア リングしながら業務を行っておるのが現状であります。

車歴も10年以上過ぎた車両が80%を超えておりますが、大切に長く使用することで、少しでも経費の削減になればと考えております。本町は香川県内で3番目に広い面積を有していることから、住民サービスの低下に繋がらないような範囲の公用車は必要でございます。

また、更なる経費削減の方法としては、以前から検討しております車のリース性でございます。ただ、使用の仕方で経費は変動することと、町内自動車取扱事業者との協議を何度も行っておりますが、現在のところ、御理解をいただくに至っていないことから、今後も協議を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大岡議長

3番 合田正夫君。

合田議員

私はその公用車のことを言うとんとちゃう。町長が乗って行っきょる公用車のことを言いよんで、町長に今後どうするかということを聞いたんで、あの車を年にどれぐらい使っているのかという質問をしたんで、普通の公用車はいるん当たり前のことやきに、

合田議員

そんなこと聞けへん。町長が今乗っじょる分のあの公用車を年にどれぐらい使いよるかというのを。

大岡議長

合田議員の通告では、公用車についてということで、町長が答弁いただいたと思いますけれども、再度、再質問に答弁。 町長 栗田降義君。

栗田町長

合田議員の再質問にお答えいたします。

私が乗っております公用車の使用についてでございますが、高松等で会があった時、丸亀であった時、また、多度津で中讃広域の会があった時に利用さしていただいておりまして、町内の移動につきましては、私ほとんど自分の車を運転しておるところでございまして、私が使っております公用車は、私だけでなくて、副町長が高松等へ会があった時にも使っておりますし、議長さん、副議長さんも使っていただいておりますし、後期高齢者の会があって高松へ行く時にも使っておる現状でございます。よろしくお願いいたします。

大岡議長

3番 合田正夫君。

合田議員

それは分かるんですが、年に何回ぐらい使とるかという、答弁をして。それが今の車を使うて行くんがええのか、タクシーで行くのがどっちが安いのか、そういう検討も、まあ運手付きで行っきょるきん、まあそういういろいろひっくるめて、どっちが特なんか、それを聞きたいんで、そのお答えいただきます。

大岡議長

町長 栗田降義君。

栗田町長

合田議員さんの再々質問にお答えします。

現在のところ、きちんとした統計はとっておりませんので、合田議員さんが言われておりました使用回数と、それをタクシーに 代えた方がいいんじゃないかというような検討もしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大岡議長

以上で、3番 合田正夫君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で13時15分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時 5分)

それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

(再開 午後 1時15分)

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

(大西樹議員着席 午後 1時15分)

なお、三好勝利議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

11番 三好勝利君。

1番目の質問を許可いたします。

三好議員

それでは、午前中に引き続いて一般質問さしていただきます。

私は以前から申すまでもなく、非常に分かりやすく、簡単、ただするか、しないかの問題の提起だけです。あんまり考えることはないと思います。ただし、最近の情勢を見てみますと、このままでええのか、ややもすりゃ、一般財源をなくして、医療関係だけで終わるんでないかというような、危惧もされておりますし、最近もいろいろシステムも変わっております。

1点目、高騰する医療費の抑制するための方策として、2点目は町内の交通事故の増加を抑制する方策、これをセットで、別々ですけど、一問一答じゃなくて、セットですれば良かったなと思っております。すべて関連性があるのです。恐らく皆さんお気付きだとお思います。医療費と交通事故の対策をやっておるのは。

まず1点目の高騰する医療費を抑制するための方策、前々から言っております。なかなかできておりません。医者間の、お医者さんの間でもそういう非常に理解のある方と理解のない方、いろいろあります。それで、先日も、通告内容と重複しますけど、子どもをある日医者に連れて行き、いろいろと血液検査もしました。再度、連れて行って、何か先生、薬はないでしょうかと。この血液検査の結果で、今出せる薬はありませんという、そういう本当に良心的な医者さんもあります。こういうようなために、ただ患者さんがくれ言うから、ほんだら適当にお金になるから薬を出しましょうとやったんでは、財政はもちませんよという非常に立派な医者さんもあります。

そういう中で、我々が前から申しましておるように、医療カードの導入、それも20年ほど前に、こういう同じものを、前町の時に質問しましたら、まだ田舎の方の場合は、インターネットは十分でなくして、パソコンが入っておりませんでした。ですから、非常に難しいと。今もう結局、末端、末端の、末端の医療においても、全部コンピュータが入っております。そういう中で、我々が以前から申しましたように、高齢者の医療、ICカードを作り、全てそれを見ることによって、1週間に3回行けば、あなた3回行ったじゃないですかと。この前の薬はどうしたんですか。放ったんですか。どっかへやったんですか。犬、猫に食べさしたんですか。売ったんですかというようなことも、でてきております。本当に笑い話のようなですけど。ある報道によりますと、何軒かはしごして、薬をためて、その薬をインターネットで売っておる。そういうようなことをやっとる者もおります。そういうことを野放しにするような、今の方策だから、逆にそういう者もまた出てくるわけです。

そういう中で、非常に簡単で、簡単でない。難しい。考えればいくらでも考えるところはあります。そういう中で、非常に難しいと思いますけど、せめて本町からでもそういうのを発信して、重複診療をなくして、本当に困ったもんは重度な医療技術で助けると。簡単なもんは、本当に簡単にやると。そういう重複診療、重複投薬をなくすために、もうここまでくれば、恐らく物分かりのいい、若手のうちのまんのう町の町長ですから、恐らく判断はつくと思います。やるか、やらないか、県を動かすか、香川県においても知事さんが、本当に生え抜きの知事さんで、今日も出ておりましたけど、うどん県というのを命名したと。他に何かないものかというようなことも考えておられるそうですですし、また、低コストの飛行機運賃もやっております。昨日から、今日にお

いて、非常に報道されておりますけど、ピーチというなかなか新しいユニークな会社ができて、本当に、今までの航空運賃の3分の1ぐらいので営業できると。

我々、医療費においてもそういうことは不可能じゃなくして、可能なところまでもう追い詰められております。そういう中で、 もしできたら、本町からでもまず手をあげて、県を動かし、国を動かして、こんなこと言ったら怒られても本当のことです。国の トップが毎年、毎年、半年代わりで代わっていくような国なんですよ。せめて、地方だけでもしゃんとして、地方から掘り起こし て、声を大にして、改革していかなければならないと思います。

この質問は、今まででも3回ほどしておりますけど、具体的な回答は出ておりません。これは、非常に分かります。行政としてもつらい立場、逃げないけない場合もあります。ただし、もう最近の事例を見ますと、それを逃げて避けて通れる時期は、もうとうに過ぎているんじゃないかと思います。

大岡議長

1点目、これに対して町長の回答をいただき、また再度私の考えを述べさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしく。

町長 栗田隆義君。

栗田町長

三好議員さんの御質問にお答えいたします。

高騰する医療費の抑制をするための方策として高齢者の医療カード導入を考えてみてはどうかという御質問でございます。

これは、今年度の6月議会において、趣旨や事情については説明をさせていただきました。

その際には、医療の統一カードの実現を地方から切望することを、国保連合会や長寿医療の広域連合の会合の機会を捉えて、厚生労働省へ意見具申させていただきたいと存じますと答弁させていただきました。これには、国保連合会の会合で、2回提言をさせていただいたところでございます。これが実現する効能は、極めて大きいと確信をしますので、香川県の医療の所管課まで町として説明に赴き、要請させていただくつもりでございます。

大岡議長

また、なお、近隣市町との意見調整も行って、連携する段取りを進めることをお約束申し上げたいと思います。

11番 三好勝利君。

三好議員

これ1問で3回いけるんやな。それで、トータル時間が30分。はい。

いとも簡単明瞭にさしていただいて、通じたか、通じんかは、そらまあ、一応言っていただいたから結構ですけど、最近の報道によりますと、やっと重い腰もあげて、セレクト調査をして、Aという人が単なる重複受診をした場合には、個人で全額を払ってもらうというような法律まで考えるという立派な方が出ております。私が言うのは常に、受診をしたらだめだというのではないですよ。やっぱり、重複して、それで捨ててしまう金を何とか回して、子育てに回すとか、消費税のアップを抑えるとかいうのは、国のあれだけ偉い方がおるわけですから。我々みたいに、凡人の知恵の、貧乏人のやっぱり知恵はやっぱり聞かないかんのですよ。

最近、何回もやっとるけど、党首会談の前に密約やったかどうやいうの、あなな馬鹿げたことを、日に日に日に日にしとったら、 子どもにでも馬鹿にされますよ。はっきり言って。

私が今日、提案した分なんか、こんなん中学生捕まえて言うたら、おっさんそらええ考えじゃと。ほんだけど、皆ようやらんの じゃわと。おっさんみたいな頭の悪いのが考えるきん、こういうええ考えがあって、一般の人はここまでは考えんのじゃわと。本 当ですが、これは、はっきり言うて。ですから、やっと私がこの一般質問出した後に、出てきたんですよ。2、3日前のニュース です。もう、そこまでせっぱ詰まっとる。セレクト、厳重に調査して、野放しじゃなくして、Aと言う個人が重複した場合は、同 じ病名で、同じ薬を出した場合やったら、もう後の2回は全部個人で払ってもらうという、それぐらい厳しいもの。それとやっぱ り健康づくりに関する、我々の地区がやっておるように、月に何回か、やっぱり70名程の団体がユニホーム着て、旗持って歩い ております。勇ましいです。非常に皆さん喜んで参加しております。自分で車で集合して、自分で空気を吸って、水を飲んで、ご 飯を食べて、歩いて健康になる。こななええことは世の中にないでしょうが、はっきり言うて。そういう地区で、やっぱり頑張っ とる人もおるわけですから。片方では、言うたら失礼ですけど、ある団体によれば、重複受診をして、薬をどんどんどんどんもら って、その薬を集めて、例えば越中富山の何とかいう薬が1万円だったら、3分の1の3千円で買えると、それを売っておると。 国が許可した薬ですから、間違いないですよ。医療機関から出る分です。そういうこともやっておるんです。それが、約、トータ ルの3分の1ですよ。本町が75億円、全国で約39兆円、約40兆円。3分の1としたら、十何兆円あるわけですよ。消費税上 げてもたかが5兆円。そういうのを先整備して、徹底してやって、また我々の地区においたって、本当に恵まれておるのは、医療 機関が多いです。こんなとこは全国にないです。北海道なんかに電話して見ますと、香川県の半分ぐらいで3軒ぐらいしかないで す。お医者さんが。総合病院が1か所。我々はテリトリー範囲で、30分以内で5か所ぐらいあります。西にあり、善通寺にあり、 丸亀にあり、中間にあり。これほど恵まれた地域は全国でまれに見るでしょう。それは、我々が吠えたところで、うちの町が云々 したところで、おさまるものではありません。ただ、残念なことに内科の医者さんは相当ありますけど、産婦人科の医者さんがほ んとに欠如しております。そのへんが、やっぱり今日も保育所問題とか午前中ありましたけど、そういうの全て連動して悪の連鎖 にかえっとるわけです。そういうのを、やはり、私先ほど申しましたように、県の会合においても、やはり若手のずばぬけた先見 の明を持ったうちの町長ですから、そのへんは十分やっぱり乗り込んで行って、俺が改革してやるというぐらいの馬力を持ってや ってもらいたい。

それと、やはり I Cカードを導入することによって、重複診療また高齢者が倒れた場合に、カードをインプットすれば過去の病歴がすべて出てきます。90歳運ばれて、ひょっと脳だろうか、脳は撮ったら脳は異常なかった。心臓じゃろか、心臓でなかった。どこやったんじゃろか、結局他の内臓疾患やった。あるところは、行ったら血液型分からんと。事故で入院した場合、まず血液型

調べる。その場合に、全部カードにインプット、血液型すべて分かる。それと、糖・脂肪からすべて分かります。反対の治療してやったって、遅いです。足が怪我しとるのに、頭の治療してもいかん。頭の悪いのに心臓の治療してもいかんと、それは全て分かるん。私のお医者さんの友だちがおられますけど、聞いてみたら、三好君それはやりなさいと。やったら患者も助かるし、医者も助かる。経費は相当ダウンすると。そういう商売人の中でもやはり無駄金をなくして、経費を削減しなければならないという業者もおります。はっきり言って。ですから、そのへんはやっぱり、このうちの町だけで、こういったところで、どうにもなりませんと思いますけど、やはり、誰かが言うて全国の方へやっぱり発信して、総合的な問題に作り上げていかなければ、やはり子育てどころか、我々で現存しとるもんの生活が脅かされていうようになってくるんじゃないかと思います。そういうことにつきまして、非常にこれ難しいのは、やるのが難しい。考えは非常に簡単なけど、やるのは非常に難しい。やるかやらないかの問題だけです。町長さん、再度やっぱり2回ほど意見具申したというのがあって、やっとその重複診療の場合は、極端な場合は個人で払ってもらうと。3回同じ診療して、1回目はほんだら保険でみましょう。後の2回はもう個人で払ってくださいというような法律もなかなかよう、アドバルーン揚げるだけでなかなかよう作らんでしょう。ころころ総理大臣が変わるような国会ですから。やっぱりそのへんは地方として、何とか本町からでもやってください。何回も言いますけど、本町からでもやっぱり訴えていく決意を、ここだけじゃなくして、ここで言うて県とか、国へ言うてもらわないかんので、ここでなんぼ大きな声で言うてもろても、通じませんから。ぜひとも、町長さん再度お願いします。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

三好議員さんの再質問にお答えをいたします。

三好議員さんの厚い思い、十分わかっております。今後、県また国の会、機会あるごとに訴えてまいりますし、先ほども申しましたように、県の担当所管までは町の方できちっと説明をさしていただきたいと思いますし、我が町だけでもなかなかいきませんので、この周りの近隣市町村も一緒に巻き込んでそういう運動を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大岡議長

11番 三好勝利君。

三好議員

3回目です。3回目に同じ質問になりますけど、やがて不幸にして、日本始まって以来の大震災でありました、大災害であります3月11日が目の前に来ております。恐らくいろんな報道クリアされて放送されております。その中で、昨日もやっておりました。避難場所へ来た。薬がない。何の薬ですか。もらっとった分は、白と赤とピンクだけど、なんの薬かは全然聞いとらんと。日に何回飲んみょった。3回飲んみょったと。この3回飲まなんだら、私や死んでしまうんじゃと。やけど、医者も流されとる、結局看護婦さんもおらん、その持っとった分の薬は大事に懐にあって飲んでしもたと。袋見たって書いてない。明細はない。昔のように、病院の窓口で全部くれれば、分かりますけど、全部、薬屋はどこでもらうか分からん。どこでも、カルテさえ書いておけば、

どこでも行けるわけですから。そういう時代になっておりますから。その時にですよ、やっぱりある報道者が言った。そのおばあさんが偶然にも医療カードでも持っとったんだったら、それによって全てがわかると。それで、その方は亡くなったと。薬がないわけですから、絶対に心臓病とか脳疾患の人なんかいうたら、薬切らしたら絶対に亡くなるわけですから。そういうこともあることを十分見とってください。この一週間前後で相当繰り返されて報道番組で出てきますから。ですから、私はそういうことも踏まえて、総合的に言っておるわけでございます。震災の担当大臣も、細野さんと言う40歳、ある政経塾を出た立派な方です。40歳の若手のバリバリの方がやっておりますけど、あの人がいくらええ発案しても、やっぱりご老体のうろうろした人がなかなか協力しないと。以前も言ったでしょ、教育長さん。どっかの潜水艦とぶつかった時にごろごろしよったような方が、今、まだ文部省のバックとして牛耳っとんですよ。こういうような人が牛耳っとる以上、日本の教育業界、絶対に変わりませんよ。朝も教育問題でも相当議論しておりましたけど、ですから、そのへんはやっぱり地方からでも代えるもんは代える、若手から代えていくもんは代えていくということで、お願いしときます。この答弁は、町長さん結構です、もう。ぜひともそれをやってください。

町長さんは、まんのう町が選んだ町長ですから。香川県の高松が選んだ町長と違いますから。向こう行っていくら吠えたって首にはなりません。まんのう町の住民がいかんと言ったらだめですけど。それは、大丈夫ですから。

それから、2点目の町内の交通事故の・・・

大岡議長

1番目の三好議員の質問を終わります。

続いて2番目の質問を許可いたします。

11番 三好勝利君。

三好議員

同じもんだと思っとったら一区切りして、まだ時間が十分ありますので、町内の交通事故の増加を抑制する方策として、お願いしてます。それもこれも、何回も何回も今までもいろいろな方が言っております。去年の暮れだったですか。やっぱり交通死亡事故が多いので、本当に、私も始めての経験だったです。たまたま玄関でお会いしたら、どこ行くんですかって言ったら、町長、あの副町長、それから総務課長、交通の担当者、それから母の会の方、それから琴平警察署、それから交通課長の方とお寺さんとこ行って、現場に行って、お参りして、念仏を唱え、安全対策を祈願したというのを、私経験しました。それで、私も、2、3か所一緒に行かしてもろたんじゃけど、時間の都合上、初めは7か所行くからぐるっと見て周るだけかなと思ったら、その場で全部お経をあげて、ほんとにこれは全国的にも珍しい式典だと思います。そういう中で、今後そういう信念が通じて、交通事故が減少すればほんとに喜ばしいんですけど、それは一般にはあんまり知られてないと思いますけど、我々はやっぱり経験しましたから、ことあるごとに町としてはそういうような方策をとっておるんだということを、町長に説明してありますから。その中で、私が提案するのは危険箇所の再点検をはかり、もう一度練り直してみてはどうかと。危険場所の街灯がないとか、標識がまずい、交通信号

三好議員

が足らないとか、今日も言ったような歩道に云々とかいう、そういうようなもんを再点検いたしまして、交通事故の撲滅を図れば どうか。幸いにして知事さんのことばっかり言うて申し訳ないですけど、執行部が出してきた予算にお手盛りで普通だったら、だ いたいトップは予算を削るんですけど、今回はその交通安全に関しての予算を前年度のお手盛りをしたと。本町の場合も、若干な がらお手盛りになっておりますけど、やはりまた、この広い地域を預かる我々としては予算的に見ても、まだまだ数分の1だなと このように思っております。

先ほども申しましたけど、医療費とこの交通対策とをセットで出したのは、交通事故イコール高額な医療費につながるわけなん です。まあ、車屋さんは多少は喜ぶ言うたら怒られますけど、そこにおりますから、あんまりこう言いにくいですけど、車の場合 は一般、民間の保険の分で、対物保険とかいうのはある程度フォローされております。ただし、人間の場合はほとんど医療費、こ れが高額。ちょっとした風邪引きとかそういうようなんでもありません。やれば半年、ややくも1年は、1年入院してそのままカ ムバックできない場合もあります。そういう中で、ひとたび起これば、ちょっとした看板と接触ぐらいだったら、自分で金払ろう て終わるんですけど、やっぱり大きな事故になれば、相当、何百万、合計すると何千万という医療費がかかってきます。そういう 中で、やはりこの交通標識の整備に金を惜しむのか、それとも、整備を十分でなくして大きな事故を起こして、大きな税をそこへ 投入するかという、2つに1つの考えです。まずやはり道路整備を十分にして、暗いところは明るうにして、電気代も要るでしょ う。でも、やはり本町が使って、要っておる総額75億という膨大な、けがとかそういうだけじゃなくして、総額的な医療関係の、 医療費関係でする予算から比べりゃ、微々たるもんです。1割カットしても7億5千万あるんです。これで、全ての解決がするは ずです。標識じゃなくして、高齢者の云々と。そういうのを、やっぱり恐らく考えたことがあると思いますけど、非常に交通対策 とそういうのは影になっとります。私が以前質問しましたように、四条の交差点、まんのう町のメインの交差点、メインの交差点 がああいう状態です。こっちの新しいバイパスの交差点見てください。ほんとに立派な交差点になっております。ただ、あそこの 場合も家が建て込み、古い交差点ですけど、あれを、交差点を100m南へずらす。北へずらすと言うことは、まず不可能です。 ですから、やっぱり長期的に粘って地域を改良して、やはり安全策を考えるのも1つの方法でないかなと、そのように思っており ます。ですから、1点目と2点目は、これは全て連動した問題でありますので、どうぞひとつ、積極的な分かりやすい回答をお願 いします。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長 三好議員さんの2番目の質問にお答えをいたします。

町内の交通事故の増加を抑制する方策についての御質問でございます。

まんのう町内における昨年1年間の交通死亡事故では、近年にない7名もの尊い命が犠牲となり、交通事故多発異常警報が何度

栗田町長

も発令されることとなりました。このような事故発生時には、交通事故現場を琴平警察署交通担当と香川県公安委員会、場所が県管理であれば道路管理者である中讃土木事務所及びまんのう町の4者が現場検証を行い、危険箇所の改善策と問題点を協議し、対策を行ってきたところでございます。

特に、昨年は県管理道路での事故が多発したこともあり、県としては、事故防止策の自発光道路鋲や区画線の減速マーキング、 複数の道路照明の整備を実施することとなりました。

本町は御存じのように、広い面積を有していることから、国道、県道、町道等の道路インフラが多く、それぞれの立場から安全な交通網整備が進められております。しかしながら、まだまだ町内には危険箇所が多くありますので、住民の皆様から御意見、御要望等を聞かせていただきながら、現場を調査し、順次整備していきたいと考えております。

また、交通事故の抑制には、交通社会に参加する町民一人ひとりが、自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることから、本町としても交通安全対策の総合的、かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、第9次香川県交通安全計画を踏まえ、今年度から27年度までの5年間に講ずべき施策の大綱として第9次まんのう町交通安全計画を策定いたしました。

今後、更なる交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実してまいる所存でございますので、議員各位におかれましても御協力 の程よろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

大岡議長 三好議員

11番 三好勝利君。

町のトップとしての本当に精細な回答をいただきまして、本当にどこまでできるかどうかいうのは予算の関係もあると思いますけど、まず県がこういう施策にといて、やはり全国で一番の香川県、下手すれば、うどんじゃない、うどんじゃない、うどん県、それだけじゃないよ、交通事故というような悪評をやられるかも分からんような状態になっとるわけです。そん中で、まんのう町はトップですから、全国でトップなんですよ。トップになってやっぱり云々と言うことは、やはり、先ほども言うたように教育問題とか福祉関係は、予算はやはり人口割でいけるでしょう。やはり道路なんかは総延長、やっぱり総エリア、面積において、全然違ってくるわけですから。そのへんはやっぱり根本的に国、県へ積極的に訴えて出て、町内だけのもんが使う公民館とか学校とかの施設じゃなくして、これは全国の誰が使うか分からん。外人が使うか分からん。そういう交通施設ですから、単なる町だけじゃなくして、やはりこれは、国、県の方で完全に管理していただいて、どこが悪いのかというのは先ほど町長さんが調査してやっていくという方法が一番ベターじゃない。ただし、それが国、県へ通じてお金が下りてこなければ、絵に描いた餅になりますので、ぜひとも町内の死亡の方も7名という、ほんとに痛ましい死亡事故が起きております。これも町内の方か、町外の方か、外の方かというのは、私は分析しておりませんけど、すべてが町内の方とは限らないと思います。事故の場合は。そういう、全部踏まえ

三好議員

まして、やはり本町としてとるべき、やはり、これだけうどん屋も多いわけですから、町外からうどんも食べに来られます。そう いう中で、あそこ行ったらひょっとしたら事故に漕って、うどん食べに来て死んでしまうかも分からんというような、そういうよ うな悪いイメージおきては困りますので、ぜひとも大きなアドバルーン揚げていただいて、整備を徹底して図っていただいて、1 人でも、2人でも死亡事故だけじゃなくして、交通事故の抑制ということにも町を挙げて取り組んでいただきたいと、そのように 思います。再度やはり、これ3回ちゃんと、もうこれで結構です。今までも何回もやっております。ただ、私が言いたいのに、医 療費と、高騰する医療費とこの事故とセットで出したのはこういう関連があるということも、十分、ただ単なる交通事故だけの撲 滅じゃなくして、医療費の高騰に全てつながってくるわけです。そういうことも踏まえて、町のトップとして判断して、これから の、今年度はもう今出ております。わずか微量ですけど110万ほどですか、交通対策の方で出ております。県では相当なお手盛 りをしておりますので、何だったら、追加でもいただいて、徹底して交通関係も安全を図っていただきたい。ちょうど総務課には 若手の担当者がおりますけど、立派なもんです。しっかりしてます。これは、本当に。将来町を背負って立てるような、私は今日 の午前中の、昨日の論議と反して、立派な職員がおります。本当に。言えばすぐ、その日の昼の休憩終われば即見に行って、3時 には必ず返事の電話がかかってきます。こういう立派な職員がおるわけですから。やはり、町長としては、いつも部下を信じてお るわけですが、部下を信じて胸を張って、やっぱり、出てくる案件には十分配慮いただいて、より良い町づくりの、また、医療費 の無駄な削減、要るもんは要る。無駄な削減をする方法を考えていただきたいと思います。十分承知していただいておりますので、 時間の関係上答弁は結構です。もう町長、十分うなずいておられますから、もう十分わかっていただいております。そういうふう に解釈しておりますから、ひとつよろしくお願いしときます。終わり。

大岡議長

以上で、11番 三好勝利君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、大西豊君の質問は、一問一答方式での申し出があります。

12番 大西豊君。

1番目の質問を許可いたします。

大西豊議員

ただ今、発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

振り返ってみますと、平成18年3月20日、町民の大きな期待の中、また、非常に厳しい財政事情の中で、行財政改革の手段として3町合併が行われ、新生まんのう町が誕生し、6年が経過しようとしています。厳しい財政事情の中、合併特例債を取り崩しながら、栗田町長を先頭に役場職員が一丸となって、住民のニーズにこたえるべきご努力に対し、感謝申し上げるところでございます。今後とも、まんのう町総合計画を着実に推進し、事務事業評価、反映を行い、今後とも改革を進め、効率の良い協働の町

大西豊議員

づくりを進めていただくことを念頭に置き、一般質問を行います。

まんのう町版ギネス新設について。最近の世相を見ると、昨年の3月11日、東日本大震災による未曽有の被害、原発事故による放射能の漏れによる社会不安、日本経済の低迷、社会の暗い面ばかりが浮き彫りになり、ぎすぎすした世の中になったと思われます。そこで、まんのう町版ギネス新設を提案します。

例えば、ジャンボヒマワリを作った人、一番多く献血を行った人、自治会が優れた取り組みを行っているとか、他の市町村に比べて優れていることなど、まんのう町のいろいろな明るい分野を取り上げることで、費用もかからず住民の触れ合いが深まり、明るい話題を提供することができるのではないでしょうか。

最初は、どんなことでもいいと思いますが、ナンバーワンやオンリーワンを自負する者を募集し、広報まんのうに取り上げ、一 冊の本にまとめ、心豊かな人づくりのために行政として取り組む意思があるのかお伺いをいたします。

大岡議長 栗田町長

町長 栗田隆義君。

大西豊議員の御質問にお答えをいたします。

まず1番目の質問でございます。まんのう町版ギネスの新設についての御質問でございます。

世界の人々が世界一の記録に挑戦し、その結果をギネス世界記録として収録するものとして、毎年、ギネスブックが発刊されております。現在は、ギネスに挑戦することが、単に世界一に記録されることに意義を見出すのではなく、学校、地域、職場、趣味などを通じたグループで、目的に向かい、かつ協力し挑戦する過程における連帯感や達成感など、自己実現の一つとして高い関心が寄せられております。

大西議員の御質問にございますように、地域版ギネスブックの発刊や地域を挙げてギネスに挑戦することは、依然として閉塞感が払拭できない社会情勢にあって、住民の触れ合いが深まり、明るい話題を提供するといった効果が期待できるものと思っております。

御提案いただきました、まんのう町版ギネスブックの作成につきましては、先進地事例等を研究し、検討してまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長 大西豊議員

12番 大西豊君。

昨日の新聞見てみますと、2月26日の新聞、香川県内の山岳ベスト10が掲載されておりました。その中に、まんのう町も竜王山が1,059.8m、ナンバー2が大川山で1,042.9mあります。こういうことを有効活用して、例えば今町が進んでおります星の観測場とか、また廃寺等をリンクしていただき、地域振興につなげていくことが私は大事だと思いますけど、そういうことについて、今後の、もしギネスを新設して、そういう地域の発展についてのお考えがもしあるのであれば、ご報告をいただ

大西豊議員

きたいと思います。

大岡議長

総務課長 齋部正典君。

齋部総務

大西議員さんの御質問にお答えいたします。

課長

観光的に取り扱うのか、生涯教育的な一環として取り扱うのか、さまざまなことが考えられます。今後検討していきたいと思います。ギネスブック等の中に、一緒にですね、まんのう町の観光、今言われましたようにですね、さまざまな分野の、もっともっと情報を提供、外に向かって、内外へですね、旧3町よりまして、まだまだ内のまんのう町内でも知らないこと、たくさんあると思います。そういうことも皆さんに知ってもらうようなことを考えながらですね、外に向かってもPRできるような、観光の資料的なものから検討していきたいなというふうには考えております。今のところ、どこの課で、どういう形で進めていくのかと言うところから始まるわけでございますが、今後またご相談させていただきながらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

大岡議長

12番 大西豊君。

大西豊議員

前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

大岡議長

1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

12番 大西豊君。

大西豊議員

2番目、平成25年4月の開校を目指し、満濃中学校改築・町立図書館等の新設工事が進んでいるが、これに伴う県道等の通学 道、歩道の整備の進捗状況についてお伺いします。

先ほど来の答弁でもありましたが、私は満濃中学校改築を目指しての歩道の整備についてお伺いをいたします。県道炭所東琴平線190号線の改良工事も進めていますが、昨年12月1日、夕方、吉野地区で吉野地区の人が、死亡事故が発生しました。原因は何にせよ、歩道及び夜間照明があれば、大事には至ってなかったかと考えられます。そのことも踏まえ、通学路の歩道の整備、満濃中学校開校に間に合うのか、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

大西豊議員の2点目の質問にお答え申し上げます。

満濃中学校改築工事に伴う県道通学路における歩道整備の進捗についてでございます。これは、県道炭所東琴平線の歩道についての御質問であろうと思います。

現在までは、歩道整備の計画のある区域では、用地のご協力をいただけた箇所は、順次歩道の整備が進められていますが、いま

栗田町長

だに一部の箇所においては用地の協力が整っていない状況のため、十分な整備に至っていないのが現状でございます。

特に、当該県道は朝夕の交通量が多く、たくさんの児童・生徒にとって重要な通学路として利用されているにも関わらず、この区間においては、数々の重大な交通事故が発生しており、利用者の安全を確保するためにも早急な整備が必要だと考えております。 道路管理者でもある香川県におきましては、歩道整備の進捗を図りながら、少しでも交通事故の発生に歯止めをかける対策として、未整備箇所、また、危険な箇所と思われる場所には街路灯を設置し、安全を図る対策を進めていただく予定となっております。 今年の初めには、県道炭所東琴平線の歩道整備計画のない区域で吉野地区、八幡・旭東間の歩道の早期改良として、香川県及びまんのう町に対して吉野地区の自治会長さんや沿線の地権者の皆さんより強い要望をいただいておるところから、県においては、この区域の整備について、新年度には、再度、地元の意向調査を行い、その上で事業計画に着手を考えて行きたいとのことでございました。

また、平成25年の春には、新しく満濃中学校が生まれ変わる中で、生徒たちのより安全な通学路を確保するために、現在、満 濃中学校入口付近の県道整備についても要望いたしておるところでございます。

今後も、地元の皆様方や議員各位の御協力を賜りながら、子どもたちの通学や交通弱者の安全と安心の確保のために事業の推進 に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大岡議長 大西豊議員

12番 大西豊君。

ありがとうございます。

今、私の質問に対して、25年の4月の開校を目指して努力していただいておる、いうことが答弁としてありました。やはり、 満濃中学校は将来的には統廃合ということで、あの道は満濃中学校にとってもメインの道路になると思います。そういう意味で、 将来的にはメインになると思われますので、やはり将来を見越しての、やはり通学路、歩道、両面をもって早期に完成するようお 願いを申します。特にあの地区は吉野地区でございますので、今まで私も陳情した中で、農業問題で照明等による稲作の被害とか いうことも過去にはありましたが、時代は変わってきております。これだけ交通事故が全国でワースト1というような中で、地域 の皆さんの理解も増してきとると思いますので、県道についてはやっぱり、町と県、連絡を密にしていただいて、早期に完成する よう要望申し上げまして、質問を終わります。

大岡議長

以上で、12番 大西豊君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、関洋三議員の質問は一問一答方式での申し出があります。

6番 関洋三君。

大岡議長 関議員

1番目の質問を許可いたします。

議長の許可をいただきましたので、質問を始めます。

質問の数が3つまで許されておりますので、規則に従い一問一答で3問質問させていただきます。

まず最初の質問は、下水道使用料金未請求問題について執行者にお尋ねします。公共下水道工事による宅地内排水管設置工事完 了の認定をしておきながら、下水使用料金を請求していなかったために、長年にわたり未収が続いた問題について、その原因と今 後の対策についてお答え下さい。

この問題は、昨年12月定例議会最終日に本会議終了後開催された全員協議会において、執行者自らが告白されました。問題に なっている経緯をお話されたので、その時点で初めて事の大きさを知った訳でございます。説明の内容では、賦課漏れがあったと 何度も発する賦課漏れという言葉自体になじみがなくて、最初は意味が分かりませんでした。メモしたものの整理してみると、1、 実態は調査中であること。2、下水道の使用料金が未集金になっていることが発覚したものの、5年以前は時効により請求できな いこと。3、平成19年に25件、平成20年に19件など、あわせて調査段階中ではあるが現在のところ総額680万円ほどの 未収があること。4、十分調査した上、正確な数字を報告し、原因究明や再発防止、そして処分も含めて責任を明確にしたいなど の報告がありました。自分なりに要約してみると、公共下水道工事が完工したエリア内において、道路内に布設された下水道管が 字地の境界まで施工されている下水配管に役場の工事着工許可をもらい、宅地内の排水工事を実施して、その下水配管につなぎ終 えてから工事竣工届を提出後、担当者の検査を終え、下水道使用許可届を提出したにもかかわらず、検査を実施した役場担当職員 が下水使用料金請求の手続きをしていなかったために、請求がいつまでも発生していなかったことによるミスであることが、徐々 に分かってきました。その件数が5年以前は時効なので、4年前にさかのぼって平成19年には25件、平成20年には19件な どの報告がなされたわけです。請求を起こさなかった担当者の作業動作が、どうも理解できません。大事なことですから幹部職員 がするのかと思いましたが、そうではなくて現場をよく知っている担当の若い職員が請求手続きを電子入力しているようです。平 成19年には25件以上の請求手続きがあったと思います。たくさんの中から、25件だけが請求できていなかったとみるべきで しょうか。請求する相手と請求しなかった25件との色分けは何だったのか。これも理解不可能です。理解不能です。下水使用料 金は水道使用料金の7割となっておりますが、振込口座は1つであり、水道使用料金と一括です。要するに、水道料金の170パ ーセントが一旦水道料金として入金され、その中から下水道使用料金を受け取るようなシステムでしょう。それなら、水道料金徴 収を預かる担当職員なら、下水道が整備されたあの地区のあの人は、いまだに水道料金だけの支払いのままでは、ちょっとおかし いのではないか。請求ができていないのでは、との疑問が生じてあたり前のような気がしますが、どうでしょうか。職員同士のコ ミュニケーションってものは、そんなにも軽薄なものでしょうか。もう少し掘り下げてわかりやすく言えば、下水道整備完了エリ

関議員

アでは、新築の場合は建築竣工とともに水道と下水道の利用が開始されます。その後、もし水道料金しか入金されていない場合に は、公共下水を利用していながら水道料金だけの入金に不自然さを感じなかったのか。また、公共下水道工事では、工事計画策定 に当たり、水道管移設工事を含めて水道担当者も下水工事に関わることは当然あるでしょう。したがって、公共下水道可能認定工 リアを十分周知しているはずです。それでも知らないというのであれば、お金は要りませんと言うのと一緒じゃないでしょうか。 話は戻って、公共下水道の基本に返り、角度を変えてお話をさせてもらいます。下水には公共下水の他、集落排水、そして個人 下水があります。20年前に公共下水工事が旧満濃町内でも始まり、旧庁舎前の県道は満濃河川があり、推進トンネル工法で施工 していたのを思い出します。当時は四条地区で始まった公共下水では、事業費が受益者一軒あたりで計算すると、一軒当たり35 0万円の投資でした。集落排水は唯一、長炭小学校周辺の片岡地区を対象に200件ぐらいが、下水の恩恵にあずかっていると思 いますが、その事業費は受益者一軒当たり900万円もの投資だったと記憶しております。あまりにも高くつくことが判明して、 次の計画地だった炭所西の江畑地区や高篠の羽間地区は計画中止になりました。これらの下水道以外の地区は、すべて個人下水で あり、汲み取りとか単独浄化槽、または合併処理浄化槽でした。合併処理浄化槽への推進に、国や県からの補助金があり、それも 浄化槽の大きさによっても違いがありましたが、平均60万円ぐらいだったと記憶しております。下水処理に対する公的補助では、 900万円、350万円、そして60万円と、これだけの開きがあったということです。私の住む地区は町の最下流地域ですが、 多度津町にある県の処理場へ流れる下水道幹線は近いところでも善通寺市大麻地区の国道319号線に位置するため、いくら待っ ても公共下水道計画は存在しません。それだけに、私どもは公共下水道の実施されているエリアをうらやましく思っています。当 時、その差を少しでも解消する策として、公共下水道エリアでありながら、宅地内の下水道工事に踏み切らないまま汲み取りを続 けている家には、私たち望んでも無理な下水道不可能地区の汲み取り料金に比べて2倍くらいは徴収すべきではと、そんな提案を したこともありました。そのような思いの中で、今回の公共下水道地区内での下水道使用料金未集金問題は、私たちにより強い衝 撃があります。納税意欲を逆なでするような問題に発展することのないよう、しっかりとした原因究明とその対策を講じなければ ならないことと存じます。これらについて、わかりやすい答弁を執行者に求めます。以上です。

大岡議長 栗田町長

町長 栗田隆義君。

関議員さんの第1問目の質問にお答えをいたします。

下水道使用料未請求問題についてのご質問でございますが、下水道の使用料について、住民からの問合せをきっかけとして、昨年の10月から下水道の接続状況について、平成14年度までの関係書類を基に調査した結果、下水道使用料の賦課漏れにより、本来徴収すべき世帯への請求が漏れていた案件が判明をいたしました。

調査の結果、賦課が漏れていた世帯は平成19年度23件、平成20年度15件、平成21年度19件、平成22年度11件の

栗田町長

計68件で、使用料として皆さんに賦課をお願いしなくてはならない金額は562万円余となりました。

なお、平成24年1月末現在の下水道全ての接続件数は738件でございます。この賦課漏れの原因といたしましては、担当職員の電算入力漏れによる事務処理上の不備が原因であります。このような事態を招き、町政の責任者として誠に遺憾であり、町民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことに、心からお詫びを申し上げます。

二度とこのようなことの無いよう、再発防止策として、改めて事務処理を見直し、工事の申請から完了、検査、使用開始等が一覧で確認できる台帳の整備と複数の職員によるチェック体制の強化、排水設備新設確認申請時には接続先の確認、工事検査後の使用料の賦課請求事務の適正化と確認の徹底を図るとともに、尚一層、町民の皆様からの信頼回復と再発の防止に努めてまいりますとともに、今後、建築確認申請による新築家屋の確認と新規接続等の確認、また、上水道と下水道各担当者の連携を徹底し、情報の共有化を行うことで再発防止に努める覚悟でございます。

また、今後の対策として、下水道の推進と賦課漏れの有無を確認するため、下水道区域内の未接続世帯を全戸訪問し、接続状況の確認及び使用者への聞き取り等を実施して、下水道接続状況についての現地調査を行うと伴に普及、促進に努めてまいりたいと考えております。

また、未請求の使用料については、現在、順次謝罪と説明に職員が訪問させていただいており、過去に遡って予期せぬ多大な使用料の納付をお願いしなければならないこととなった皆様に深くお詫び申し上げ、使用料負担の公平性に格別の御理解を賜るようお願い申し上げておるところでございます。

町といたしましては、このような事態が発生いたしましたことを深刻に受け止めると同時に、町民の皆様への信頼を失うようなこととなった状況に対し、襟を正し、けじめをつけるため、町長である私をはじめ副町長及び関係職員に厳正な処分を行い、二度とこのようなことのないよう指導、監督に努めてまいりたいと考えておりますので 議員の皆様方のご指導、ご支援の程よろしくお願い申し上げまして、関議員さんの答弁とさせていただきます。

大岡議長 関議員

6番 関洋三君。

ちょっと読み上げますけども、水洗化工事の際や増改築の際に本人や施行業者からの届出書の提出がない、いわゆる無届の事案の調査も必要であると思われると。よって、根本的な原因は、下水道の賦課データの事務処理が正確に行われなかったことがあげられると、これが23年12月27日の監査の報告でございます。いただいた分を読み上げとるわけなんですけども、その中にも日常業務の中にチェック機能を効率的に組み込むことが必要であり、水道課との連携も大切であると。このように監査結果が出ております。そして、再度申し上げますけども、いわゆる無届の事案の調査も必要であると思われるというようなことで、質問さしていただくということでありますけども、先ほど答弁の中にもありましたが、これも今回のきっかけに合わしてしっかり調査をし

関議員

て欲しいと思います。悪い噂が出ております。早くこの噂を払拭するようにご努力をいただきたいと思います。

私どもは下水工事にかかわった者といたしまして、そのイメージとして、下水工事というのは、水道のまた工事と違いまして、違うと言うのは水道にはバルブがありますけども、下水工事の取り付きにはバルブは無いわけでして、工事にかかった、まあ申請とか、竣工検査とかいう過程は踏みますけども、工事の段階で取次ぎすることは、取り込むことはできるわけなんで、極端に言いますと、指定業者が300余りあるんでしょうか、それ以外のもし業者がやろうとすれば、できないことはないんですけども、やったとしても指定業者でないので、書類が出せないと。そういうふうになると、そのままのがあるんでないかというようなこと、まあ、予想の範囲ですけども、もう1つは、こうしゃな人がおって、自分でスコップとつるで掘って、そして差し込んでしもたがと言うたら、それも流れるわけで、公にすればするだけ申請してないわけで、そのまま黙ってしまう。料金の支払も発生しないということも、起きるわけなんです。そういうようなことから、そういう噂が出とんでないかというように思いますけども、今回これをきっかけにしっかり調査をする。現地調査をするということですから、これが明確になると思いますので、しっかり調査した上、現地調査の報告をはっきりと、またその議会がある都度に報告いただきたいと思います。信頼回復に努めると言うことでございますので、それに期待したいと思っております。以上で、質問を終わらせていただきます。

大岡議長

1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

6番 関洋三君。

関議員

続いては、2つ目の質問です。

介護保険料の見直し年度を控え、今後3年間の高齢者福祉と介護保険の運用方針をお示し下さい。提供しているサービスメニューを現状維持しながら、他市町と比べ県下一高い我が町の介護保険料などをどのようにしていくかを尋ねるものです。平成12年から始まった介護保険制度は、3年ごとに保険料を含めた総合的な計画を立てる仕組みになっております。高齢者の介護を社会全体で支えていくことを名目として、要介護者の増加や介護期間の長期化などの介護ニーズに対し、核家族化の進行や介護する人の高齢化に伴う社会の流れに、介護保険制度がどこまで応じていけるかが危惧されます。

新しい計画段階において、現場の声や住民の声、そして運営協議会での専門家などの意見が、十分反映されているものかどうか、そのあたりもお示し願いたいものです。また、介護保険認定者がこの3年間でどのように推移され、今後3年間の増減の見通しも気になるところです。保険料の費用負担は、国や県も負担があるものの制度を管理、運用するのは、基本的には町の責任です。そのため3年ごとに行われる計画策定も町が行うがうえに、被保険者が納付する介護保険料は市町によって異なります。財源は40歳以上の人が納める保険料が、全体の5割、そして公費が5割であり、それに対して受給資格は65歳以上で要介護認定や要支援

関議員

認定者、また、40歳以上で加齢による特定疾病で要介護や要支援認定を受けている人となっており、この制度は受給資格のある人らによって、要介護認定者に対してその費用をまかなうシステムです。

厳しい財源においても、要介護者の家族が希望の持てる内容になっているものかどうか、改定に伴う新しい介護方針を示してください。お願いします。

大岡議長 栗田町長

町長 栗田隆義君。

関議員さんの2点目の質問についてお答えをいたします。

高齢者福祉・介護保険計画の策定についての御質問でございます。

福祉施策は、福祉元年と言われた、昭和48年から拡充の一途でした。それから、41年が経過して、拡大から、住民負担や財政運営に配慮して、適正化のための調整の時期に入っていると見ております。

介護保険も立ち上げから11年目に入っており、住民への啓発も円滑に進展して、本町の住民は多様な介護サービスを受けられる幸福な環境がほぼ整っております。しかし、介護保険のサービスを受けている方は20%程度でございます。保険料を支払うばかりで、サービスを全く受けていない残り80%の方を、どのように配慮したら良いのか、議会審議を経て、コンセンサスを得たいと存じております。

まず、この立案でございますが、平成22年度にアンケート調査を行い、本町の介護給付費を県内市町との比較分析を行って、本町の特性を掌握いたしました。そして、直近の実績値から厚生労働省の予測プログラムで、今後3年間の推計値を算出しております。

まず、状況の推移でございますが、65歳以上の人口を平成23年が6, 050人から、6, 220人、6, 301人、6, 3 7 3 人と予測をいたしております。これは、3年間で5. 3%の伸びとなります。

平成23年度の要支援認定者289人から282人、278人、277人と予測し、3年間で4.2%減少するとの見込みでございます。平成23年度の要介護者933人から979人、1,024人、1,087人と予測し、3年間で16.5%の伸びでございます。

介護給付費の総合計は、17億3,900万円から3年間で10.5%伸びて、19億2,200万円となる想定でございます。 介護予防費は8,300万円から9,300万円を想定し、12%の伸びでございます。

要介護率は、20.0%から21.4%へと緩やかに上がる展望であり、住民と公的な機関が総力を挙げて取り組まねば、達成できない水準を掲げております。

策定委員会では、次のような意見交換がなされました。

栗田町長

介護保険料は県下で中ほどからやや高めになる。基金残高は、年間保険給付額の7から8%程度を持っていたい。現在の基金残高は、11年間の運用の累積である。保険料の算定は、個別サービスの実績の推移から試算して、厚生労働省の予測プログラムにより推計しました。制度の変更があれば、算定し直さなければならない。健康長寿には、口腔ケアが重要である。できることは自分ですることを盛り込む。介護付き高齢者有料住宅に伴う影響は、50床中20床分に限り本町住民が入所することを見込み、既存介護付きに区分変更するのは、13床分に抑える合意を得て、影響を小さく抑えた。介護専門職の人員確保が大きな課題となる。社会福祉協議会の正規職員を増員できないか。老人クラブの加入を促進すべきである。24時間巡回介護は、限られた地域でしか成り立たぬが、本町ではその要望はいまだ耳にしない。高齢者を大切にする風土を養い、安心できる施策を期待する。集約すると、こうした意見が出ております。

策定委員会の結論を出す前に、教育民生常任委員会で保険料を上げる反対意見を含む協議を経て、2月16日に計画書のご承認をいただいております。こうした経過の下に、平成24年から26年までの3年間を、次のような基本方針により運用しようといたしております。

施設整備の抑制を行い、用途区分の改編により対処する。居宅介護の充実のために、社会福祉協議会などの訪問介護事業所の増強を目指す。福祉サービスのメニュー拡充を行わず、現行の複合的な運用により、変化に対処し、質の向上を図る。公正さの確保のために、施設や事業所を指導し、実務の点検を行えるような力量を養う。介護専門職の年齢層を分析して、その確保が関門となることを提唱する。介護予防や生きがい対策は、老人クラブ、地区社協、シルバー人材銀行、公民館活動、体育協会、健康づくり、いきいきふれあいサロン、産直市、温泉利用など多彩な地域活動により積極的に推進する。安否確認などの生活の安心の確保は、公的機関の情報共有を進める。敬老会、長寿祝い金、金婚式等の見直しを行い、これらの慶祝施策は今後の財政事情により縮減の可能性を視界に入れる。独自の観測指標により、個別具体の手立てを早急に講じる。

基本方針は、抑制と調整基調を明確にしておりますが、時代の潮流が変われば、拡大路線に戻ることもありますが、当面は質の 向上と、現実に即した柔軟な事業の組合せを工夫して、サービスの需給均衡を図ります。

保険料の算定では、基金取り崩し額による試算例を複数お示して、意見交換を行い、3年間で8,000万円を採用しております。急激な値上げを避けて、予告しながら穏当に運用する方針を貫きたいと思います。

介護保険料の上げ幅を、月額100円以内に留めた条例改正を、この議会に上程しておりますので、慎重な御審議を賜ることを 念じております。

なお、今次の計画では、本町の住民と介護や福祉の関係者が一体となって、力を合わせて取り組む方向性を明らかにするため、 スローガンを採択しました。手をつなぎ みんなで創る 明るいまんのう。

栗田町長

この新たな高齢者福祉・介護保険計画の実際の推進と目標達成のため、議員各位の御支援をよろしくお願い申し上げまして、関議員さんの答弁とさせていただきます。

大岡議長 関議員

6番 関洋三君。

はい、6番。たくさんお返事いただきましたので、ありがとうございました。

さて、時間の関係もありますので、1点に絞って、地域福祉について質問させていただきます。

私どもが今なせることは、まずは地域福祉に対してですな、これからいかに前進するか、後退するかというような、瀬戸際の行 事が今年はあるというように考えます。予算見ても910万の敬老会、それが大きな接点でないかと思っておりますが、果たして これにつきましては、これにつきましてちょっとお話をさしていただきますが、これはするか、せんかという話じゃなくて、その 方向に決まったというような話でございまして、町の方から検討委員会というのを作りまして、検討委員会には20名の方、婦人 会の3役を筆頭に民生児童委員協議会からの3役、そして老人クラブから3役、そして自治会の連合会から3役、3×4、12名、 そして社協の事務局長、そして旧満濃の各社協の支部長、四条の方はちょっと一緒になりますので、民生児童委員の会長さんと支 部長が重なりますので、1引いて17、あとの3名が議会から2名、そして本席の副町長という方の20名で検討委員会を1回、 2回、3回と、3回目の結果として、今年からはもうアイレックスでの敬老会はやめて、そして地域でやろうということに決まっ たというようなことでございますが、果たして、これは従来旧町でありましたら、元通りに戻ったという町もありますし、旧満濃 におきましては、元に戻ったんじゃなくて、それより小さくなったと。元に戻ったというのであれば、四条の小学校の体育館で行 うと言うことですけども、行っておりましたけども、それは今回は四条地区だけと言うことになる予定だそうですけども、と言う ことで高篠は高篠で、今、敬老会75名の、以上の方が413名、まんのう町で3、684名の方を対象にして910万提案され ておりますけども、そういう予算を使っての敬老会を予定するわけでございますけども、その検討委員の方が何するかということ につきましては、結果は決めた後、これからはその検討委員会の中心となって、各実行委員会の設立に向けて呼びかけていくと、 そういう大切な仕事があるようですけども、そういう中で、議会からも2名の方が検討委員会で出られておりますので、その方は また中心になって、私どもも関わっていくんでないかというように思っておりますし、協力せないかんなと思っております。

そして、町の方は、この役場では副町長が町長から検討委員に委嘱されて、その経緯をたどっておるわけでございますけども、 私がこれから期待したいのは、やはり9月ですから一番大事なのは6月に地域懇談会が、昨日も文書で案内でいただきましたが、 日程が6月の当初から高篠では何日とかそういうの決まっておりますが、そういう席で、それについて、するの、せんのの意見じゃなくて、どうやって、やって行くんだと。実行委員会が設立できて、このようなスケジュールでやって行くんだと、このような 内容でやって行くんだということは明確に示せるぐらいのスケジュールでもって実行委員会をこれから立ち上げて、それまでには

関議員

間に合うようにやっていった方がスムーズにいくんでないかというように考えます。そのためには、3月、4月、5月と3か月しかないわけでありまして、ちょうど3月、4月となれば、自治会長さんとか、社協で言えば福祉委員代表、また福祉委員のちょうど交代時期とか任期の変わり目がございますので、そういうようなことを逆に利用して、新旧の方一緒に集まってやって行くというのもええことやないかと思いますが、最終的にはこの3か月の中でそれを進めていかなんだらいかんという自覚を基に、やっぱり取り組んでいくべきだというように思っております。

そこで、実行委員会を立ち上げるのには住民サイドでやって行くわけなんですけども、高篠地区で言いますと、この検討委員会を中心にと言われましても、検討委員会の方が1名しか入ってなかったと。そらそれでもええんですけども、大変期待の持てる方、優秀な方でございますので、取りまとめていただけるもんだと思いますけども、各、そん中で婦人会、今回も検討委員会で一番に名前出されておるのが、婦人会ですな、それは従来どおり、今までも出欠の確認とか、アイレックスでのボランティアとか、いうように目につきますけども、そういうことを期待してからの人選だったというように思いますし、一番上位にランクされとった検討委員会の名簿でございました。しかしながら、婦人会と言いましても、あまりよその地区は分かりませんが、高篠でも婦人会の組織がですな、無くなっているところもあったりして、婦人会に頼るのもなかなか難しいのが現状です。難しいと言うか、もうそれができないというような状況の中、みんなで一緒になってやらなんだらいかんと。ここにはやはり社会福祉協議会の各支部とか、そういう組織に期待が大きくのしかかられとんでないかというように思います。それで、地域は地域として、これから頑張ってやって行くわけなんですけども、さしずめ一番私が期待するところは副町長を先頭にですな、検討委員会をこの役場の中でもですな、検討委員として、副町長が出られとるわけですから、役場の職員もまとめていただいて、まず実行委員会なる、またそれに見合うものを作っていただいて、十分その内容を周知して、職員、若い職員も含めてそれを早く理解してもらいたいと。それを、やっぱり地域には地域の出身の職員がおりますから、もちろん・・・

大岡議長

6番 関議員さん。

2番目の質問が介護保険の運用方針についてということでありますので、そちらの方へひっかけての質問をしていただきたいと 思います。

関議員

ああそうですか。その一部になっとると理解しての質問ですけど。

大岡議長

そういうことで、判断を。

関議員

はい、分かりました。

そういうことで、ほんだらもう、はっきり言いますけども、そういう中で立ち上げていただいてですな、そういう中で進めていただきたいということを、強く期待と希望するわけでございまして、そういうところをご答弁いただきたいと思います。以上です。

大岡議長

福祉保険課長 竹林昌秀君。

竹林福祉 保険課長 関議員様には、介護保険の事業なり、高齢者福祉はですね、地域丸ごとの活動でですね、予防なり健康増進をやっていくという 方針に沿った形で、具体的に考えておいでる、私の方から説明申し上げるべきことすら語っていただいたように思いですね、誠に 心強く感じます。

合併した時に統一しなければいかんという空気が強かったわけですけれども、高齢者1千人を集めた時に、いくつかの非常に大きなリスクが発生すると。で、問題となったのはどうして町外でするのだと、バスを二十数台も借りてお金かかってるぞと。会場を使いこなすノウハウは、私たちは身に付けたんですけれども、2階を使わないと難しくて、毎年倒れる方ができる。1千人集めるのはあの会場では無理だということがございます。そして出てきた問題としては、該当者が3,700人あるのにもかかわらず、980人が参加してるわけで、残りの2,800人ぐらいをどのようにするんだろうかということですね。行事の性格としては、長寿を祝い、敬老の意を伝えるような内容、そういう運営にしなければならんだろうと。そして、最近の孤独死、虐待、安否確認を克服する地域社会を作り上げていくためにですね、案内、参加、お祝い品の伝達を通じて、見守りと声かけを行っていく地域活動の、相対な活動の主体ということでございます。

議員さん御質問の役場の協力体制、そこを御質問だと思いますけれども、最近の行政の流れは公民の協働、公的機関が連携して複合的な運用体制を作り、住民と行政が対等な立場で物事の運営を担うという、協働行政の推進のスタイルになるんではないかなと思います。全町1会場でやってきた経験を踏まえてですね、今度は分散会場、一緒に生活をしてきた近しい方々が一緒に集まって祝ってあげるんだという方向でですね、2、3年、葛藤してみれたらと思います。当然、各地域には運用体制の人的体制が違います。実行委員会の構成は、各地域にお任せしなければならないと思っております。概略の原則運営要項をお伝えして実行委員会を円滑に立ち上げるために議員各位の御支援をお願いしたいと思います。

すでに、婦人会の役員方は、こういう体制になったということは伝えておりますし、老人会の役員会でも話し合われておるし、 自治会長会では、町長の口からそういう体制をご説明申し上げ、諸団体に既に考えを浸透させているところでございます。

どうか、私どもの課にとっては、非常に大変なことを担うということなると思いますけども、各位の御支援をお願い申し上げた いと思います。

竹林課長

6番 関洋三君。

大岡議長

ありがとうございます。

関議員

ただ今のお話の中でも敬老会につきまして、積極的にやっていただくということですけども、地域がですな、地域の私たちと官 民協働の中の話になるんですけども、職員知らないというような、昔は地域の職員で一緒に忘年会もやっとったというような仲が 関議員

良かった時もあったんですけど、今もう名前、顔も分からないとか、それでは、私どもいかんのですけども、新しい人は分からないと。そこをですな、今回これを景気に一緒にですな、やって行くというようなええ機会でないかと思いますので、そのようにも捉えていただいて、共に頑張っていきましょうという話でございます。要望するということでございます。以上で質問終わります。

大岡議長

続いて、3番目の質問を許可いたします。

2番目の質問を終わります。

関議員

最後になります3つ目の質問は、町の歴史に残る大きなプロジェクトであります、満濃中学校校舎・体育館・プール・町民図書館建設に関わる工事の工程と実施設計の中身をお尋ねします。

当初の計画では来春の平成25年春オープンとなっておりましたが、着工が遅れてやっと工事にかかっておるようです。予定通りに進むものかどうかが心配になります。大手のスーパーゼネコンが請け負っている物件なので、心配する必要はないと言われたらそれまでですが、今から一年でできるのだろうか。もし一年で完成したら、その方が心配ではないか、そんなことを考えます。図面では、校舎は回廊になっており、他の建物も集中的に隣接しております。そのような中で大きな作業場に、また作業足場、そして作業道路の併設などを考慮すれば、工程作業の難しさを伺い知ることができますが、大手ゼネコンが請け負ったのだから、従来工法を逸脱した新しい工法を採用して工期に間に合わすのか、そんな期待もありますが、なにぶん品質管理、安全管理、そして工程管理を重視しながら、よりいいものを建ててもらうわけですから、私たちに期待と安心をもたらす工程はどのようになっているのかと興味津々です。工期が短縮された分だけ、人員、資材、機材の搬入で、工事現場周辺は予想以上に混み合うでしょう。避けることのできない生コンクリートの養生期間一つを取っても、非常に難しい工程になるんではと思います。

それと一年半前の要求水準書作成段階で、お金にしてどの程度の建築物ができるのかに対して、校舎は坪単価65万円、町民図書館は坪単価93万円、体育館は坪単価108万円と、あくまでも予想の目安だと断わっての報告がありましたが、今回のやっと工事が始まる段階において、実施設計について建築物がどれだけのお金をかけているのかを教えて下さい。一棟の建物の建設金額を床面積で割れば、坪単価が出ます。設計書も設計図面もないままに、ただ入札参加業者の設計と建設と運営に対するイメージの評価にあれよ、これよと迷わされて、やっと特別目的会社との契約終了した後、数箇月過ぎ去りし今においても、25年の運営費用を加算した契約金額しか知りえていません。建物そのものの設計書も図面もないままの契約でした。それが従来方式ではない民間の活力を導入した新しい方式だということが思い知らされました。契約後も実施設計図面がなかなか定まらず、やっと着工の運びとなった今、工事完成までの工程、並びに設計書における各建物の坪単価ぐらいは知っておきたいと思います。併せてこれらに関わる私たちが知らないことも親切丁寧に教えてほしいと存じます。発注者が認定した工事の工程や実施設計書の中身をわかりやすくご説明ください。お願いします。

大岡議長 北山教育長

教育長 北山正道君。

関議員さんの3点目の満濃中学校校舎建設等の工事についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、先月初めより満濃中学校敷地南側の擁壁工事、並びに運動場への仮設工事に着手いたしております。本体工事にも予定通り4月中旬には着工する予定となっており、来春開校のスケジュールは昨年8月末の契約時点のスケジュールと変わってはおらず、着工が遅れてはおりません。

一昨年10月に公表の満濃中学校改築PFI事業の募集要項におきましても、来春の開校は明示しており、そのスケジュールに合わせた工期短縮を図る工程も示されております。具体的な工期短縮方法といたしましては、建物全体を二階建てにしたこと、鉄筋組みに関しては、先組み工法を採用して現場作業量を減らすなどの工夫をいたしております。

なお、実施設計書は4月中旬の着手を最優先して進めており、現時点において整備施設ごとの建築費等、その内容については確定いたしておりませんが、文科省への補助金の交付申請に用いた施設ごとの面積および整備費は、校舎が6,900㎡で15億円、体育館が約4,200㎡で13億円であり、図書館の整備は約1,000㎡で2億5,000万円となっております。

なお、工事の工程につきましては、現時点において仮設駐輪場の設置工事、倉庫、バックネット、駐輪場の撤去工事が完了して おり、引き続き仮囲いの工事、仮設事務所の設置工事を行い、4月中旬には地業工事に着手し、本格的な本体工事が進んでいく予 定となっております。

なお、関議員さんから坪当たりのお話もあったんですが、割りますと校舎が約71万7,000円程度、図書館が81万2,0 00円程度、体育館が約102万円程度になるのではないかなと思っております。以上でございます。

大岡議長 関議員

6番 関洋三君。

ありがとうございました。教育長がわざわざ御答弁いただきました。また、教育長は昨日で再任されました。大変期待しておりますので頑張っていただきたいと思います。満濃中学校いろいろ1年前にしましては、逮捕者が5人も出たりですな、いろんな問題を抱えておりました。そういう中でまた再任されたということでございますから、それだけ期待が大きいものだと考えておりますので、ぜひいろいろ取り組んでいただきたいと思います。

坪単価を示していただいたことにつきましては、評価をいたします。 7 1 万、8 1 万、1 0 2 万。これから、春の総会につきましては、これを私どもは挨拶のねたとさしていただきます。大変いいものができたと喜んでおりますが、反面、実施設計とかその設計が確定していませんというのが大変不思議なことでありまして、現に工事が始まっているのに設計書がないというのはどうも不思議でなりませんけども、そういう新しいやり方であるのであれば、それ仕方ないかなと思いますので、でき次第公表していただきますように期待しております。

関議員

話が工程ということで、詳しくは述べられませんでしたけども、1つのポイントをとってみますと、早くも伐採が始まっており ます。一瞬にしてもう、一瞬というか1日にして木を切ったわけなんですけども、全員協議会でちょっと1本の木をこだわってお 尋ねしましたけども、それはもう処分するんだという返事でございました。それを聞いて、大変残念がった方がおられまして、当 時のPTAの役員さん、この話をちょっとだけさしていただきますけども、そういう方からの要望が強く出ました。これは当時の 校長先生も御存命でございまして、92歳、吉野の方ですけども、そういう方も大変心配されました。当時のPTA会長は、長炭 の方ですけども、もう今ちょっとお亡くなりになっとんですけど、元の満濃町議会議員、そういう方の中でいろいろご奉仕されて、 当時60万円ものお金を集めて、あの大きなケヤキが植えられたと。出身は茨城県から持って来てということで、そしてそのこと の発端は議会だより2号を見てから、平面図を見てから、あっ、ここにケヤキがあったのに、どよんなるんじゃろかということか ら始まったよう、心配されたようでございます。そういうことで、私も全員協議会でお話したり、の経過をたどったんですけども、 結果として、今、その大きなケヤキが残っております。偶然の偶然が重なりまして、いろんな働きかけの中で、町長が、教育長が 最後に決断されまして、その作業の中止命令というのは切るのをストップさせるという命令を出したんですけども、当然、その作 業は工程としては切っとる段階だったんですが、何分ちょうどそれが最後になりまして夕方になったということで、そして夕方で ストップした。なぜストップしたかというとちょうど下校時間になった。それは東の端ですから、道路沿いですから、子どもに差 し障りがあったらいかん、当たったらいかんということで、工事をストップしとった時にその作業の中止命令が出たということで、 そのケヤキが生き残ったと。もうドラマになるような話ですけども、これは事実は小説より奇なりと申しますけど、現実の話でご ざいます。そういうことで、町長は、大変、ここで心の優しい人だと言うことがよく分かった。教育長も同じように心の優しい人 だということが分かったわけで、今回のPFI事業、これもう契約、契約の、もう取り決めばっかりの、契約の取り決めの仕事の 内容でございますけども、やはりその心と言うのも大事でないかと思いますので、今回このケヤキが残ったことを契機に真心こめ てこの建設にはかっていただきたいと、強く希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。 以上で、6番 関洋三君の発言は終わりました。

大岡議長

ここで、議場の時計で15時05分まで休憩します。

(休憩 午後 2時48分)

それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 なお、藤田昌大議員の質問は包括方式での申し出があります。

10番 藤田昌大君。

(再開 午後 3時05分)

10番の藤田ですが、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき3月期退職に伴う諸課題について住民サービスを守る意味から、後補充、その他についての質問さしていただきますので、御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

聞くところによりますと、3月期の退職者は20名を数えるいうことを聞きました。このことは大変な状況だと思います。住民 サービスを守るための諸課題がいろいろ問題になってくると思います。それについて質問いたしますので、明快な答弁をよろしく お願いしたいと思います。

第1点目は、想定される退職者の人数と後補充についてであります。一応新規予定はですね、5名の新規予定採用があると聞いております。不足する人数と、各課の職員定数及び後補充についてお答え願います。当然のこととして、人事異動も予定されていることと思われますので、現在考えられているお示しできる案について提示願いたいと思います。もちろん各課のですね、年齢構成や業務経験年数を配慮されていると思われますので、それらに合わせてですね、よろしくお願いしたいと思います。

第2点目は、役職者退職に伴う昇任・昇格についてであります。課長の後補充は完全にあるのか、定数減があるのか、また昇格の部分について基準はどのようになっているのか、決定はどのような経過で行うのか、お示し願いたいと思います。また、長年の懸案であります女性職員の管理職登用については、今日的にぜひ必要だろうと思いますし、社会情勢の中では当然のことと思われます。どのような考えをしているか御答弁願いたいと思います。

3点目に、職員の中に組合未加入と加入者が存在すると聞いております。非組合員の昇格・昇任については、慎重に臨んでいただきたいと思います。そもそも組織と言うものは、人間関係の円滑な信頼関係があって育つものであります。今日の議論の中にもですね、それぞれの組織が今希薄になっているということが謳われております。と言いますのも、やはり小泉内閣がすすめた弱者切捨ての中で、そういった部分が浸透していってからこそ、そういったものがおこりました。現に自治会の中でも、自治会未加入者がおります。自治会とですね、講中と言うのは全然違いますので、そういった感覚をですね、議員の皆さんにも再認識していただいておきたいと思います。そのことがですね、職場に大きな環境の変化を及ぼしているということは考えております。そういった意味でも、組合員であることと非組合員であることのですね、明快な立場の違いがあると思いますので、組合加入をもって昇任・昇格に影響があるとすれば、大変重要な問題でありますし、それを管理職が介入すれば団結権の侵害であり、これは引いては不当労働行為でありますので、慎重な対応をぜひお願い申し上げます。職場の人間関係が損ないかねない事案で、現に損なっていることは、皆さんも承知だろうと思います。そういった中ではですね、この大きな人事異動のない自治体の職場、すなわち、まんのう町の職場においてはですね、大変重要な、業務上位置を占めております。また、上司の指導性もですね、職場環境にとって大変重要でありますので、どのように考えているのかお答え願いたいと思います。

4点目に、9月議会でも質問したと思いますが、長期的な非常勤の対応に対しであります。労働条件がですね、非常に悪い非常

勤職員についてですね、当然保育の現場、幼稚園、保育所については、もう2月には終わりましたので、1か月前通知が当然でありますので、計画がなされております。そういった部分でですね、完全な人員配置計画はなされているのかどうか。そしてまた、長期非常勤について、ある意味では、全体の職場の中で、業務内容が正規職員を上回る場合もあるということを聞きました。そういった部分についてはですね、職場によってはなくてはならない非常勤職員であるということを聞いておりますので、特に専門職と言われる職場では多いようでありますので、そういったところについてはですね、正規職員への道を開くべきと考えておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。特に、幼稚園、保育所の現場はぜひ前も申しましたけれども、正規登用について考えていただきたいと思ってます。住民感情の中にですね、非正規職員と正規職員のですね、保育、教育を考えればですね、どうしても不安を抱かざるをえないですし、また、ベテランの職員についてはですね、安心を与えるように聞きます。そういった部分ではですね、ぜひ住民感情を取り入れて、よろしくお願いしたいと思います。また、給食調理員や衛生課職員の新規採用が、最近全然なされておりません。何を考えているのか、それらについてお答え願いたいと思います。答えにくい部分があるかもしれませんけれども、できれば真摯な回答をお願いしたいと思います。前回の質問の中で賃金に対しては、まんのう町については、年齢加算や年休消化は十分配慮されていると聞きましたので、ぜひ、最低のですね、条件は遵守していただいて、そしてまた、年齢の高い非常勤については、それなりの配慮をお願いしたいと思います。

最後に、以上、お尋ねした部分についてはですね、合併に伴ってグローバル化した職場、また、住民サービスが低下をしてはならないというための質問であります。聞く所によりますと、合併以降、住民と職員の関係が、希薄になった。すなわち、役場が遠くなったという声をよう聞きます。そういった中ではですね、職員の、関議員の中にもちらっとそういった疑義いうんがありましたけれども、職員がですね、地域における位置づけがどうなっているか、また、職場の職員配置図についても、以前から住民から言われましたけれども、住民目線で配置しているのか、疑問に感じていると思います。最低、各課とも最低2名はですね、カウンターに接して、住民の方へ向いた席の配置をする。こういったことが非常に重要だろうと思いますので、ぜひ、配慮願いたいと思います。ただ、この実施に当たってはですね、住民、いや職員や、それぞれ課長会、そういったとこでですね、話し合いながら、住民が納得しうる部分と、そしてまた職員自身も納得する、しえる部分でですね、十分な討論を重ねながら、我々に分かりやすい職員配置をしていきながら、仕事の効率を上げるように、ぜひ、お願いを申し上げまして、私の第1回目の質問を終わりたいと思います。以上です。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

藤田議員のご質問にお答えをいたします。

3月期の職員退職に伴う諸課題についての御質問でございます。

栗田町長

まず、第1点目、退職者の人数とその後の補充はどうなっているのかの御質問でございます。22年度末の職員数は、22年度主要施策の成果に関する報告にも掲載させていただきましたように233名でございました。これには、特別職や出向職員を含みますので、実質は228名となります。御質問の今期の退職者では、定年退職が9名、勧奨及び自己都合が11名の計20名でございます。

なお、新年度の新規採用職員は一般職員3名、保育士職2名の合計5名であります。新年度正規職員体制は213名の予定であります。

また、不足数をどうするのかということでございますが、全体の1割近くが退職されることとなりましたことから、業務の停滞 による住民サービスの低下につながらないように職員の適正な業務シェアリングを更に徹底していく所存でございます。

また、国の第8次定員モデルを参考とした定員適正化計画の基本方針でも、専門的分野や特定の業務のうち、非常勤職員や臨時職員・嘱託職員で対応することが望ましい業務については、必要最小限の職員で適正配置を図るため、可能な範囲で活用することを進めていますので、どうしても過大な業務負荷が掛かる業務担当には、臨時職員等の対応を検討しているところでございます。

参考ですが、同基本方針内で謳われております、合併10年後であります、平成28年度の職員数目標値は210名となっております。定年退職と現状の採用人数を継続することで208名となり、目標値を下回り、クリアすることとなります。なお、これは勧奨退職と自己都合を含みませんので、場合によっては、更に職員数の減少が考えられるところでございます。

次に、退職に伴う昇格昇任の基準はあるのかという御質問でございます。

今回、過去にない多くの職員が退職されることになったことから、4月1日付けの職員人事異動により、新しい役職をお願いする職員が生じます。この昇格基準としては、まんのう町職員の給与に関する条例及びまんのう町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に従い給与表行政職1である4級の主査までは国の方針に準じて基本は昇給昇格いたしますが、同じ4級でも係長からは責任の度合いが大きくなることから職員の資質を見定めながら、町長の裁量権の範囲で昇任決定いたしたいと思います。

次に、組合員と非組合員の扱いはどのようにするのか、不当労働行為は行わないことの御質問でございます。

本町では自治労組合員であろうが、非組合員であろうが、特に差は設けておりません。住民の幸せのために、職務精励していただける職員に、責任ある立場で業務を遂行していただくことにしております。

次に、長期臨時職員に対して正規雇用することの御質問でございます。

現在、教育現場及び環境現場において、多くの臨時職員の皆様にお力添えをいただくことで本町の保育所、幼稚園、環境衛生が機能していることは紛れもないことでございます。

そして、臨時職員といえども、正規職員並みのご苦労をいただいていることは十分に理解しているところであり、今後は、定員

栗田町長

適正化計画及び今後の少子化の傾向等からも正規職員の増員は難しいため、新規職員も計画的に採用していきながら、臨時職員の中からも現場に精通した即戦力の優秀なキャリヤ人材を、社会人枠としての採用を検討していきたいと考えております。

次に、住民サービス低下を招かないため、職員配置方法の改善の御質問でございます。

御存じのように、地域主権改革の名の下に地方への一括法による多くの権限移譲が進められており、今後どの程度の業務を町で 執行決定しなければならないかが十分に見えていません。

基礎自治体としては、職員削減を進めていく中で、十分な経費を伴わない権限だけが移譲され、業務が増大することについては、 藤田議員が心配されておる住民サービスの低下にもつながりかねないと考えております。

今後の動向を見ながらできる限り適正配置と職員定数管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

大岡議長 藤田議員

10番 藤田昌大君。

再質問いたします。

だいたい想像どおりの答弁でございまして、こういった職場の都合上、定数関係はですね、どこで判断してええんかちょっと分からんのが実態だろうと思います。例えば、住民課の中でですね、どんだけの請求があって、どんだけかが絶対予測がつかない部分なんですよね。そういった部分では、定数管理については、非常に難しい部分でありまして、ある人は暇でしょうがないやないか言いますし、ある人は大変な状況になっているだろうというのが、これ実態なんですね。ですから、今回の特に20名に及ぶ退職というのはですね、非常な状況だろうと思ってますけれども、町長の今の答弁によりますと、定数管理の中からいったらこういった状況になってですね、適当な部分に進んでいる、いうことになりましたけれども、私たちの部分から言いますとですね、やはりそら急激なですね、20名退職して5名しかとれないという、これ非常な状況なんですよね。せめて半分ぐらいは、ちゃんとして欲しいなという部分があるんですけども、そういったことも無理だろうと思います。そういった立場でですね、再質問さしていただきたいと思います。

非常勤の中についてですね、継続した非常勤の方、臨時雇用の方がいると思います。そういった方は、教育職場も含めて、教育、保育職場も含めて何人いるのか、ちょっとお願い、調査していただきたいと思います。そして、新たな新規採用を、新規にですね、非常勤臨時雇用があるのか。そういった部分もできれば、回答願いたいと思います。定数の部分については、非常にややこしい部分を含めてますし、私に言わしますと、少子高齢化と言いながらですね、放課後児童対策とかですね、いろいろな部分で採用しても、いろんな広範な部分に使えますので、別に少子高齢化で、少子化の中でですね、保育所や幼稚園が増えんということが言われておりますけれども、保育時間の延長なりですね、午前中に教育長が答弁した部分の幼稚園と保育所のですね、統廃合した認定子

とも園的な部分についてはですね、そういった対応をしなければ対応できないと思います。そういったことで、ぜひ定数の後補充 についてはですね、普通職、そしてまた現業職についての4月1日の対応をぜひ発表できるのであれば、お願いしたいと思います。

2点目のですね、各課の編成についてであります。やはり、それぞれの中で、今、専門職とか言われましたけれども、私は一番大事なのはですね、定数については、これは昇任・昇格はこれ町長の権限ですので、私たちは何も言えません。ただ、本当に町長がしたことがですね、この人はだいたい分かるよ言うのをですね、ぜひしていただきたいと思います。それについてはですね、多分、町長も独断ではできんと思いますので、それなり腹心の方がおりますればですね、そういった方と話しながら、この人を課長にしたいんだとか、そういったことは当然あるだろうと思います。それは内密なことでありまして、表向きはですね、課長会や課長補佐会があると聞きましたので、職員の意見を聞きながらですね、やっぱり慕われる職員、やっぱり人望が一番重要であります。そういった部分ではですね、相対的な人間がやる職場でありますので、コンピュータでやる職場では一切ありませんので、そこらへんについてはですね、人間的な対応をして、みんなが分かる、そしてまたやる気が起こる人事異動をですね、ぜひお願いしたいと思います。そのことについてはですね、やはり前から申してありますように、職員と、職員いうか課長会やそういった組織を大切にすることが重要でありますし、もう一つはですね、職員組合という半数を代表する組織があります。それらでもですね、上手に利用する。利用する言うたら、ちょっと私から言うたらちょっとおかしいんですけども。良好な人間関係を作っていただいて、職場運営がですね、十分に配慮できるようにお願いしたいと思います。

もう1点、そん中の女性職員についてでありますけれども、それぞれですね、昔は僕もすばらしいなといった人が頭には浮かんできよったんですけれども、最近あまり広くなりすぎましてですね、女性職員の分も掴みきっておりませんけれども、やはりベテランの職員の中にですね、やっぱり町長が入っていただいて、せめて2人ぐらいのですね、職員、課長が怒るかもしれませんけれども、せめて2人ぐらいは職員の中からですね、課長に登用していただきたい。できればですね、今の時代ですから、よそからええのを持って来てもかまんような時代でございますので、そういったですね、大胆な、例えば、福祉の職場なり、税務課やったら差し支えないだろうと思いますし、住民課とかですね、そういったある程度限られたとこに女性職員の課長があると思います。そういった部分についてはですね、ぜひ、だいたいが僕らに分かりやすい対応をしていただきたいなと思ってます。

3点目に組合未加入の問題でありますけれども、これ、最近になってですね、やっとまんのう町でも起こってきました。従来、組合活動があるところですね、当然のごとく組合未加入はありましてですね、それによってそれぞれの出世やそのいろいろあったわけですけれども、優良な職場についてはですね、例えば松下電器なりそういった昔からですね、職員を大事にする職場についてはですね、優良な労使関係がありまして、そういったことはなかったんでありますけれども、今、グローバル化した時代の中でですね、そういった職場が多く起こってます。そのことが果たしていいのか、悪いのかと言いますとさっきも言いましたようにです

ね、やはり地域の自治会の中で、自治会へ加入しない、これと同じことなんですよね。何でわしがそなんことせないかんのや。そ れは大きな問題があるからなんです。大きな問題を小異を捨てて大同につくという、今気迫がなくなってることが、今、地域でも 問題でありますし、職場でも問題になっていると。ですから、それらを払拭していただいて、やはりそういったことがないように ですね、職場の中で変な問題起こらんようにぜひしていただきたいと思います。そういった職員について、私完全に差別させてい ただきますので、みんなと馴染まないということでありますから。当然、私の対場であれば差別さしていただいてですね、町長か ら組合に加入しなさいとは言えませんので、私たちはそういった中でですね、やはり1つの阻害をする要因はその人に心に隙があ りますし、ある意味、何て言うん、まあ分かると思いますけれども、そこへ入らないと言うことは大きな問題だと思います。そう いった意味ではですね、ぜひお願いしたいと思います。一つ問題になりますのは、やはりそのことが町長が悪用するとすれば、大 きな不当労働行為になりますよということは言っておきますし、そなな気はさらさらないと思いますし、総務課長や副町長もです ね、今までの私たちとの人間関係の中で、そんなことするとは絶対思ってませんけれども、ただ人事院勧告が無くなるような情報 が上から流れてきてますよね、ということは職場で賃金を決めたり、労働条件決める大きなきっかけができるんですよね。だから よかったら、隣の町を飛び越えてもかまんのですよ。いい条件を作ってもかまんし、悪い条件を作ってもかまんのですよ。ただ、 琴平や多度津と相談しながらいうことになると思いますけれども、そういう交渉相手がなかったらですね、町長は独断で何でもで きますよという部分が出てきます。そういった部分ではですね、やはり、職場の人間関係いうのを希薄さが助長されたら困ります。 ので、そういった部分ではぜひこの際まんのう町の中ではですね、労使が一体となって住民サービスを堅持しているんだと言うこ とをですね、ぜひ出していただきたいと思います。今回も、職員の不祥事がちょっと問題になってますけれども、それらもやはり 日常的なね、話ができなくなってそうなったんじゃないか。ある面は、一端はそういうふうなのがあるだろうと思いますので、そ ういった立場でよろしくお願いしたいと思います。

4点目の非常勤の登用でありますけれども、長期非常勤については、前に教育長さんもですね、そういったことは考えていきたいという答弁をいただきました。そしてやっぱり30前後の女性職員が保育所やそこで多いのではありますけれども、そういった部分ではですね、結婚に差し支える部分が出てこようかと思います。全県下的な保育の実態を聞いてみますとですね、もうどこの職場もハローワークを通じて職員確保に奔走している状況があるようでありますし、先般も言いましたけれども、丸亀については30歳までの職員については再雇用の社会人採用だったということがあります。ですから、まんのう町についてもですね、それぞれのすばらしい非常勤職員おると思うんですね。それらについては、町長の裁量権の中、そしてまた教育長の中でですね、ぜひ採用していただいて、まんのう町に骨を埋めるつもりでやっていただく、そういったことをですね、やっていただくことが、非常勤確保できるですね、大きな道ではないかというつもりがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして最後の職員の配置であります。僕も合併してからずっと思うんでありますけれども、3町の職員がきまして、どうしても 来る人はだいたい決まってるんですね。窓口来る人は。来ん人はもう多分今6年経っても来てない人ようけおると思うんです。そ ういった中ではですね、職員の対応について、ぜひ考え直していただきたいと思います。挨拶が非常に悪いということは、これは 事実です。私も毎朝来て挨拶しますけれども、まともな挨拶があんまり返ってきたことはありません。そういった意味ではですね、 職員がやっぱり入った時に、こっち向いて、住民の方へ向いているということが非常に重要だろうと思ってます。いつも座ってこ よんしてパソコン向いとんやけど、ほんまに仕事しよんなと。チラッと見てこうしてすぐ目をそらしてですね、こっち見てくれん のです。そういうお客さんが多いんですよ。住民が。そういった意味ではですね、ぜひ、受付係が置けない配置になってますけど ですね、ぜひ受付係を2人ぐらいはどっかへ置くスペースを取っていただいてですね、住民が迷わずにさっと行けるとこ、例えば、 縦の看板を出すとかですね、いろいろ方法はあると思いますので、そういった部分はこれ、職員それぞれがですね、職場の中で話 し合って作るものだろうと思ってます。町長がこうしなさい、課長がこうしなさい言う部分ではないんです。どなんしたらいいん ですか、職員に投げかけてください。そして、こうしたらお客さんが気持ちように、お客さん言うたらちょっとおかしいんですけ ど、この頃サービス業、サービス業いうようなそういう言葉になってますけども、住民が窓口へ来た時に、気持ちよくですね、例 えば、これをください、あれをください、いうのが言えるようにしていただきたいと思いますし、職員もですね、やっぱり気持ち よく笑顔が絶えない挨拶ができる職場になればですね、大変職場が楽しくなると思います。やっぱり楽しくなければですね、来る んも苦痛になります。そういったことはぜひ、みんなでですね、気付いてあげるものです。それをするのは、町長の責任です。町 長がやはりきめ細かく職員と対話していきながら、職員の自主性を任す、そしてそのことの責任はですね、課長が責任とったらえ えんです。その上の責任は町長がとるんです。やから、ある程度全部職員とですね、対話していきながら、ぜひ職員が仕事しやす い状況をぜひ作ってあげてください。何で言うたかと言いますとですね、20名の退職者の中にですね、11名が定年前退職とい うような、それはそれぞれの都合があると思いますけれども、僕は定年まで働き続ける職場をですね、まんのう町が作っていただ きたい。そういった立場で、そのことが住民と職員のですね、垣根をなくして、いい職場になるだろうと思いますので、住民も職 員も一体となったですね、町政運営できるように、私たちも努めますので執行部もぜひ努力をすることをお願いして再質問にしま (白川年男議員着席 午後 3時17分) すので、よろしく答弁をお願いします。

大岡議長 齋部総務

総務課長 齋部正典君。

藤田議員さんの御質問にお答えをいたします。

課 長

かなり多岐に亘りまして、数がございます。まずは、定数についてのお話がございましたが、現在、まんのう町は定員適正化計 画の中の職員数を目標として、動いてございます。なお、24年4月1日では、218人の目標は下回ってクリアをしているとこ

齋部総務 課 長

ろでございます。職員が今回20名ほど退職となることによって、かなりの職員が減ります。職員減となることによりまして、職員にはですね、今以上の業務をお願いをしていくことになりますが、今が、今の業務が限界なのかどうかは、どうかが問題ということです。さらに、それぞれの課の中でですね、ワークシェアリングをして、業務分担をして、することによってですね、無理なくですね、業務が動くのであればですね、それはそれで少しでも仕事の効率が上がるのかなというふうに考えております。

また、再雇用のお話もございましたが、基本的には再雇用制度はとっておりませんが、特殊な業務につきましてはですね、再雇用をしてるところも一部ございますが、基本的には再雇用というのはあまり今は考えてございません。基本的には、できる限り新規採用職員をお願いをしていきたいと思っております。また、先ほど町長申したように、臨時職員、現場の幼稚園、保育所などですね、につきましては、社会人枠というのをですね、要は30を越えた人ですね。今現在でしたら、30までは試験を受けてというチャレンジができますが、30を超えますとそういうのができません。そういうところもありますので、社会人枠として現場で優秀な方、即戦力の方、こういう方を本当に町の財産として活用させていただけたらというふうに考えております。

女性職員については、後ほどこれは町長の方から考えを述べていただきます。

昇給、昇格につきましてはですね、職員に基本的に責任を持たすことになります。基礎自治体としてはですね、住民の皆さんに対して責任を果たしてもらう、職員を育てることがですね、それを主眼として、昇任なり、昇給をですね、考えているところでございますので、乱用とかいうことはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

組合の加入、非加入の問題でございますが、先ほども申しましたようにですね、本町の組合は自治労でございますが、今はですね、自治労とは職員組合とは円滑な労使関係を保っていると私は考えております。その中で権利だけでなくですね、義務もちゃんと果たしていただくということをお願いしておりまして、労使共にですね、力を合わせてですね、このまんのう町の行政をですね、しっかりと担っていただくということをこれからもお願いをしていくつもりでございます。

4点目に、職員の配置の話がございましたですかね。職員の配置につきましてはですね、それぞれの課長から現状のお話をお聞かせいただいてですね、そういうのを参考として、適正な職員配置を考えているところでございます。

それと、最後に窓口対応として挨拶が非常によろしくないというお話をおきかせいただきました。この点につきましては、大変申し訳ないというふうに考えております。接客スペースの関係から、窓口のカウンターに向く人間を作るのは大変ちょっと難しいところではございますが、職員のですね、昨年もそうなんですが接遇ですね、住民への接遇の待遇の研修を今後も充実をさしてですね、住民対応の向上を図っていきたいとうふうに考えております。また、私どもの方も職員に対して指導してまいりますが、議員の皆さん方にもいろいろお知恵をいただきたいと、お知恵というのは言い方おかしいんでございますけど、また、ご協力の方よろしくお願い申し上げたらと思います。

齋部総務 課 長 以上で、全体的なお話をさせていただいたと思っております。あと町長の方から、女性職員についてよろしくお願い申し上げます。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

藤田議員さんの質問にお答えをいたします。

女性職員の登用についてでございますが、今期大量の退職者の方がおいでます。24年度のみならず、25年度、次の期も含めてそういったことについても、十分庁舎内で検討して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大岡議長 北山教育長

教育長 北山正道君。

幼稚園、保育所の職員のことですが、保育所につきましては、児童福祉施設最低基準というのがございまして、年齢に応じて配置数が変わっております。まんのう町もこの基準に従いまして、配置をいたしております。0歳ですが、3人に1人保育士が必要となります。1歳から3歳は6人に1人、先生が必要となります。3歳から4歳の場合は、4時間保育の場合は35人に1人、ただし、8時間になりますと20人に1人となります。4歳以上は30人に1人というふうな配置基準でございます。幼稚園の方は、まんのう町は国の幼稚園設置基準が1学級35名に1人担任をつけるという基準にしていますが、今年、満濃南幼稚園は36人というふうになりましたので、クラスを2クラス編成しまして、それぞれに18、18に分けたと。そういうふうな形ですが、そういった形でしてます。それで、保育所の方が臨時が多くなると言うのはですね、実はですね、もうその保育に受け入れの隙を待ちかねて年度の途中でどんどん入ってくる場合がございます。特に赤ちゃんが入ってきますと、3人に1人、先生が必要となる。そうなりますと、やはり臨時的な部面で対応する。それと、幼稚園は概ね特別退職者がない限り、担任はすべて共有というふうな形になっておる。ただ、最近の傾向でハンデをもって入園してきて、あるいは保育所に入る子がいますので、一番重い子の場合は、現在幼稚園で、1人の4歳の女の子に加配2人を付けています。だから、その女の子1人に2人の補助がついて、事故が起きないような対応をしておるような状況でございます。保育所の場合でもダウン症等の障害を持って入園している子も現実にいますので、そういった場合は、園長、所長の方から加配をつけてくれと言うので加配を付けます。そういったあたりで、臨時職員が多くなるというふうな状況でございます。

それともう1つは、将来的にまんのう町も恐らく子ども園等の国の動きもございまして、幼稚園、保育所の統廃合とかそういったものが考えられますので、正式職員ばかりになってきますと、なかなか今後の運営あたりも厳しくなるんではないかなというふうに思っております。

大岡議長

10番 藤田昌大君。

藤田議員

だいたい想像どおりの答弁でありますし、通り一遍等の答弁やなあということがありながらですね、やはり一番問題はですね、

非正規職員がある市ではですね、50%を超え職場が一般職でもあるようです。はっきり言います。三豊市ですね。三豊市では、 正規職員よりは非正規が多いと。今度、保育所はですね、現業職にいったらほとんどが非常勤職員やいうこと聞いてますので、そ ういったことはぜひないように、そのことについては、保護者やそういった部分のですね、不安をあおります。そういった分では、 きちっとやっぱり正規職員の半数は確保していただきたい。

それと、今、教育長が言いましたこと良く分かります。僕も他の市町へ行きますと、藤田、知り合いおらんのなと聞かれます。何でや言うたら、だいたい病児ね、そういった障害を持った子どもが多いようです。核家族の中でですね、どうしてもそういった幼児が増えているようでありまして、それが幼稚園、小学校、中学校まで行きますので、それぞれの部分でですね、それぞれの課題を持って、今、教育現場は苦慮している事実を聞きます。そうった部分ではですね、ぜひ、町の対応をしなければならないし、仕方ないのでありますので、そういった部分では人間的な対応をぜひお願いしときます。

そして、もう1点、女性職員の登用、これはほんとに難しいと、僕も思います。ただ、どっかで踏み込んでいかないとですね、さっき川西議員が言いました部分でですね、防災にも、どこでも同じなんですよね。ですから、今の段階も絶対踏み込むべきですよ。例えば、僕らが所管している農業委員会もですね、女性を入れえとかいう声がありまして、いろいろ努力しました。そしたら、あの人、入れたらいかんいうこともありますしですね、非常に難しいと思いますけれども、町長は気にかけていただいて、この人とこの人をセットにしてですね、こっちではやる、こっちではこうするいうことをですね、やっぱり目途をつけてやらんとですね、たちまち今度の4月1日付で課長にお願いしたいんですけど、どうですか言うたらちょっと無理やと思います。今、男性優位の職場ですから。そういった部分ではですね、土壌を形成していきながら、男性職員にも理解してもらえて、もらわなんだらいかんと思うんですよね。往々にして、日本人でありますから、女のくせに、男のくせにいうことは絶対でますから、口に。やっぱりそのことはですね、出ないように、町長が日常的な中で努力をしていただきたいと思います。

この中で、ちょっと申し訳ないこと言った部分がありますけれども、やっぱり労働組合の中に、労働組合との対応はですね、ぜひ慎重にしていただきたいと思いますし、団体交渉とかですね、当然、本来ならばですね、職場の要求はあるべきなんですよね。それが今、今までは全然なかって、上部指導でこうしなさい、ああしなさい言うて、やっとったと思うんです。ただ、僕はある面ですね、定期的に年に一遍は職員組合のあれが交代したらですね、どういったことがあるんや、いうことをきちっと話しながらですね、職員組合もこれについては協力してくれと、その代わり私たちもこういうことをやります。その信頼関係ができればですね、すばらしい職場が僕は築けると思いますし、僕も30年ぐらいですね、そういった経験してきました。そういった中ではですね、言うたらおかしいんですけども、管理者とのですね、信頼関係ができた職場ではですね、すばらしい人間関係で業務運行ができました。やっぱりそのことはですね、ぜひやっていただきたいと思います。どうしても今、皆さんの弱者切捨てとか、そういった切

捨て、切捨て言うんが流行ってますけれども、それはいつかは淘汰される部分です。人間がやっている社会ですから、楽しくできる職場はですね、人間のお互いの努力がたぶん大事だろうと思いますので、そのことを念頭に、ぜひ町長若いんですから、そういった部分でですね、ぜひ、職員も信頼して、業務運行がスムーズにいけるように努力することをお願いしてですね、一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

大岡議長

以上で、10番藤田昌大君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、本屋敷崇議員の質問は包括方式での申し出があります。

5番 本屋敷崇君。

本屋敷議員

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行わさせていただきます。

今回の私の一般質問は、町所有の固定資産の最適管理について質問させていただきます。

現在、まんのう町に限らず各地方自治体は、住民生活の向上を図るために多くの固定資産を生み出してまいりました。土地、建物、道路、橋等の構造物、パソコン等の多くの備品。現在の地方自治体にとって、高度成長期の単年度主義において、住民の要望、政治が絡み合った中で膨れ上がった固定資産、これらの整備してきた固定資産をいかに維持管理して行くのかという事は大きな課題となっているのは、私が申し上げるまでも無く、執行部の皆さんにとっても頭の痛い問題だと思います。整備した固定資産の維持管理は、単年度主義で運営してきた自治体では、問題を後年に先延ばしにしてきたのが実情ではあると思いますが、今後の町運営を考えていく上では、どうしてもこの維持管理の問題は、避けられない部分であろうかと思います。

そこで、提案ではありますが、町保有の固定資産の最適化を図るためのファシリティマネージメントの導入をしてはいかがでしょうか。と言いますのも、この悩みを持つのも、先ほども申し上げたように、まんのう町だけではなく多くの自治体において同じであります。先進地においては、このファシリティマネージメントの制度の導入を図っている自治体が数多く存在します。ファシリティマネージメントと言うとどうも難しそうではありますが、町保有の固定資産の台帳を作ってはどうかということです。

例えるならば、この建物は何年に造り、年間の維持経費はどれぐらいで、改修時期はおおよそどれくらい、そして、類似施設はどこに存在するのか。こうする事で、固定資産に係る予算規模を把握することができ、新設の固定資産においてはそれが必要かどうかの目安にもなってきます。

現在、予算上で固定資産の維持経費及び新設が次々と計上されておりますが、それの妥当性、計画性を図る指針がないことに疑問を長年抱いております。投資的経費と書かれていても、その予算を投入することでどのような効果があり、投資的と言うだけあって、投資後にどれぐらいその金額を回収することが可能なのか。そういった、違う。すみません。もとい。固定資産の修繕が予

本屋敷議員

算として上がってくるが、建設時と比べ、当然、生活圏が変容しているのに対し、その固定資産に予算投下をし、維持することは、 どのような効果が考えられるのか。こういった裏付け資料がない状態で、予算を審議していくことに違和感があるのは、私だけで はなく多くの議員諸兄並びに町民にも同意いただけるものと思います。

このような資料があることで、私達議員も予算について町民に聞かれた時に、明確な返答が可能になるのは当然です。予算上程権を持つ執行部としましても、当然このような裏付け資料が必要ではないでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。

まず、今回、私が提起した資料に類する物が、現在、まんのう町に存在するのか。存在するのであれば、どのようなものであるかを明示していただき、それをどのように固定資産の管理につなげているのか。

また、それに類するものが存在しないのであれば、先進自治体で導入しているファシリティマネージメントの導入について、2 4年度中に検討する姿勢をお持ちであるかどうかをお尋ねいたします。以上です。

大岡議長 栗田町長

町長 栗田隆義君。

本屋敷議員の御質問にお答えをします。

町保有の固定資産の最適管理についての御質問でございます。

まんのう町所有の財産を経営資源として捉え、町有財産の状況を総合的・一元的に情報管理し、戦略的な利活用・維持保全により町民サービスの向上と施設維持管理の経費削減を図るファシリティマネージメントの推進に取り組むことは、大変重要なことであると考えています。

現在、3町持ち寄りである公有財産台帳は、実態と不一致なところがあるだけでなく、資産の金額が不明確なこと、インフラ資産の記載がないこと、耐用年数や環境変化に基づく評価替えが行われていないこと、現在価値が分からないことなどから、現在、全町の公有財産台帳の再調査を実施しておるところであります。今後は、並行して新地方公会計制度の整備に向けて、固定資産台帳の整備を進めていくところでございます。御存じのとおり、公有財産台帳では、建物、土地、備品などの管理が中心でありますが、一方の固定資産台帳では、資産計上すべき全ての資産を管理する必要がございます。つまり、公有財産台帳に含まれていない資産も固定資産台帳には登録する必要があるということになります。

これらのことから、資産を最適な状態で保有し、運営、維持するためのデータ収集を順次進め、固定資産台帳の整備を進めることでファシリティマネージメントの推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大岡議長

5番 本屋敷崇君。

本屋敷議員

今町長の方からですね、当然、今現在町の方で複式簿記への移転の方が進んでいる中で、町有財産の把握ということが進んでい

本屋敷議員

る状況ですので、ファシリティマネージメントの導入というのは、昨年、香川県の県庁の方ですか、の方でも導入を発表されたよ うなこともありまして、多くの自治体で興味関心を示していることから、概ね替同していただいたものと思います。当然なんです けれども、しかしながらですね、ファシリティマネージメントと申しましても、多くの先進自治体で進んでいるファシリティマネ ージメントでは、そういった複式簿記の固有財産を一括管理することから、さらに、とこで、終わってるわけですよね。本来、フ ァシリティマネージメントというのは、その一括管理したものをいかに次にどう戦略的に落とし込んでいくか、というところがフ ァシリティマネージメントの最大の長所なわけです。そこまで行っていただかないとですね、それを今回計画するですね、総合計 画とかに載せてですね、戦略的な部分から予算計上に落としていく。当然、総務省とかのですね、今回の複式簿記とかに移行した 先にあるものは、そこを町、自治体の方をですね、求めていっているものだと思うんですよね。そこを理解した上で、今現在、地 方自治体がそこに摺り合わせていく、そっちに寄っていくことが大事なんだと思うんですよね。ですから、ファシリティマネージ メントをしていく場合にですね、かなり専門的な知識も必要になります。当然、その固定資産の一括管理をまず集めることは大事 ですけども、その先をして、予算計上、戦略的な計画を練る武器にして行っていただきたいわけなんですよね。当然ですよね。今 回、総合計画があと5年間残っていまして、500万の委託料もつけてですね、やるわけですけども、本来でしたら、この500 万の委託料って言うのはですね、今までどおりの総合計画を作るためのコンサルへの委託料というのではなくてですね、そういっ たファシリティマネージメントとかを導入するための委託料とかに使っていただきたいわけなんですよ。そうしないとですね、現 在、僕たちの予算の中にも出てきますけれども、この事業はほんまにいるんやろうかと、この新しい施設は類似施設が近くにある んでないんかとか、これは、おまえ、この施設の配置を、おまえ、旧町単位の配置でないんかとか。そういったものが多々あるわ けですよね。住民要望の中にそれは出てきます。当然。今までここにあったんやから、これにしてくれと。それを、それをですね、 町執行部の方も受けていてばっかりでは、膨らむばっかりです。それを覆すだけの資料は必要なわけですよ。増大する住民要望へ の対応とする武器としても使わなければいけない。前、総務委員会の中でもね、副町長の方とお話もさしていただいた中で、今現 在はもう伸びる時代ではなくて、いかに維持管理して行く時代かと。そらもう皆さん御存じであって、職員数もどんどん減ってい く中、今までどおりの予算なんて組めるわけがないんですよ。それで、選択と集中、その中で、また維持管理が大きいその固定資 産をいかに管理していくか。そして、いかに戦略的に町の固定資産を使っていくか。そういうことを考えていって欲しいわけなん ですよね。そうすればですね、先ほど来、皆さんから出ていたですね、医療カードにしたって、LGWANは全国につながってる わけですから、住基カードとつなげることの可能性であったりですね、あといろんな施設をどのように、保育所の統合にしたって、 仲南支所にあるあそこの固定資産をどう使うのとか、そういったことがね、一体的に話ができるわけですよ。今のままではね、え い、やあ、でやってるんですよ。僕らにしても、それがいいのか、どうなのか分からないけれども、しょうがない、資料もない。

本屋敷議員

判断材料がないから、うん、行くかぐらいでね、なってしまうわけですよ。資料を作るのが仕事なんですから、そこをお願いします。そこまで、当然、今回、総合計画の年度ですから、そこまでを目標にやっていただけるのかどうか、やっていただけるものとは信じておりますが、その辺りについて答弁いただけたら、ありがたいんですけれど、お願いします。

大岡議長

総務課長 齋部正典君。

齋部総務

本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。

課長

今現在、公有財産の台帳の、先ほど町長も言いましたが、三町の持ち寄りの書類を今整理しております。ただそれだけではいきませんので、町道台帳とか農道台帳、林道台帳、さまざまな町の財産を法定外の農道もあるわけですが、これをすべてをですね、再調査をかけまして、固定資産台帳というものを作ることになります。今、言われましたようにですね、台帳を作成するだけでは何もありません。それをうまく生かしてこそと思います。ファシリティマネージメントを導入してですね、適正な管理運用を今後図っていかなきゃならないということは十分に分かっているつもりでございます。

なお、今現在、調査と言いますか、固定資産台帳を作成中でございます。そういう中で、それぞれ他の市町のやり方とか、さまざまな調査研究をしていきたいとも考えておりますので、今後ともまたよろしくお願い申し上げたらと思います。貴重なご提言ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

大岡議長 本屋敷議員

5番 本屋敷崇君。

総務課長の方で、重要性の方は認識していただいておるようですので、GIS導入の時期にもですね、当然、統合型GISというのは、そういった戦略的に使うためのツールです。ですから台帳を1億8,000万かけて落とし込んどるわけですよね。それが今まで、現在ですね、資料とか予算の時に、使われてないことが問題なわけなんですよね。そういった事がないままで、今までどおりの行政をしてきていると。6年間、議員の方をさしていただきましたけれども、やはりちょっと町執行部の方で弱いなと思う部分はそういった戦略的な部分、計画的な部分、そして資料を読み解く部分、そして資料を作る部分、それがないから、どうしても前例踏襲的な予算組みにしかならない。その部分を改めていただいてですね、ツール的なもんとしてはですね、GISであるとか、パソコン、情報通信網、そういったものも、そして委託料ですね、そういったものも予算上では計上しとるわけですから、いかにそれをうまく使っていただくかという部分でですね、していただければですね、どうしても今、そうしていただければですね、おのずとですね、結果はそういった戦略的な、計画的な予算組みになっていかざるを得ないんですよね。そこを理解していただいてですね、現在まんのう町にある固定資産、そういったものを十分に活用するための計画、戦略を練っていただけたらと思います。総務課長の方からですね、今後そういったふうに進めていきたいというふうなお言葉もありましたので、24年度をゆっくり見さしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

大岡議長

以上で、5番 本屋敷崇君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で16時20分まで休憩といたします。

(休憩 午後 4時06分)

それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

(再開 午後 4時20分)

お諮りいたします。

本日の議会は24時まで、時間延長いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、本日の議会は24時まで、延長することに決しました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、白川正樹議員の質問は包括方式での申し出があります。

4番 白川正樹君。

白川正樹 議員 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

高齢者の介護医療に関しては、先ほど三好議員、関議員が質問されました。私は、介護、医療以外のもう一つの高齢者問題について質問をいたします。日本の社会では、困っている人々のことを難民と呼ぶことがあります。

例えば、こんにちのような経済的な影響によって、就職活動に精を出しても、なかなか就職に繋がらない状況に置かれた学生を、 就職難民と呼びます。

2011年、去年ですが、帰宅難民と言う言葉が流行りました。これは、大地震などの災害で、鉄道やバスなど多くの交通機関が止まり、都市部において、その日のうちに自宅まで帰れない人をさします。

また、2010年には、買物難民と言う言葉が、世間一般に知られるようになりました。食料品や生活必需品の買い物に困る人々 を買物難民と名付け、特に、この現象が車等の移動手段を持たず、身体的にも、経済的にも、対応が難しい高齢者を中心に、深刻 な問題になっていると思います。

私は難民という言葉は好まないので、弱者という言葉を使いたいと思います。まんのう町総合計画、元気まんまん まんのう町では、誰もが安心して暮せる町づくりとして、高齢者福祉の充実を掲げています。それには、町民一人ひとりが、長い高齢期を安心して生きがいを持って過ごせるよう、健康づくりや介護予防の取組みを充実させると共に、介護等が必要になっても、住み慣れ

白川正樹 議員

した地域で暮らし続けられるよう、医療と連携し、介護サービスや各種福祉サービスの充実を図ります、とあります。

まんのう町では、平成17年度の65歳以上の老年人口は、全人口の30.9%、6,142人であります。今から5年後の平成29年度は国勢調査に基づく人口推計によると、約6,500人で38.9%、10人に4人が老年人口になると予想されています。急速な高齢化を思うと、町長が施政方針でも言っておられたように、誰もが住みよい 住み続けたい まちづくりのため、高齢者福祉の充実をより一層推し進めてほしいと思うのであります。

さて、もう一つの高齢者問題として、買物弱者についてお尋ねします。

私の住んでいる家の近所に、都会から二十数年前に会社を定年退職された夫婦が引っ越してきました。お子さんはいませんでしたが、夫婦2人で時にはふらり旅行に言ったり、また、奥さんは車の運転はできませんでしたが、旦那さんの運転で、2人仲良く買い物に行ったりして、楽しく田舎暮らしを満喫していました。ところが、5、6年前、旦那さんが重い病気になり、入院を余儀なくされました。車の運転ができない奥さんは看病と、買い物のためにタクシー利用の回数が増えました。経済的理由のため、ある程度病気が治った時点で、退院して自宅療養に切り替えました。旦那さんは車を運転するのには、無理な体になっていました。買い物というと、医療や介護などと比べて、生命にかかわる深刻な問題として捉えにくいと思いますが、例えば、高齢者が自由に買い物に行けなくなるとどうなるでしょうか。十分な食料品を購入することができず、毎日の食生活において、栄養が偏り、健康に害する恐れがあります。

また、買い物については、医療や介護のような公的な制度が整備されていないことを踏まえると、この問題を社会的な課題として、対応することが必要な時期にさしかかっているのではないかと思います。

総務省の人口推計によると、全国の60歳以上の高齢者数は平成17年度で3,422万人。平成21年度では3,717万人となっています。これに内閣府の実施した、平成17年度高齢者の住宅と生活環境に関する意識によると、現在、住んでいる地域で不便な点について回答を求めています。

それによると、特になし50.3%、日常の買い物に不便16.6%、医院や病院への通院に不便10.0%、事故に遭いそうで心配9.2%となっています。先ほどの高齢者数3,717万人に、日常の買い物に不便16.6%を掛け合わせると約600万人です。買物弱者が600万人いると推測されています。買い物という、ごく日常的な営みが困難になっているということは、一体どういうことでしょうか。

まんのう町でも、他の地域と同様に、まず最初に大規模店が出店してくる。すると、地元の商店は経営が圧迫されたり、後継者 問題などにより衰退していきます。人々は、地元の商店が無くなっても、駐車場を完備している大規模店に車で買物に出かけます。 人は皆、元気なうち、あるいは、車で自由に買物に出かけられるうちは気づかないが、いざ身体的、経済的事情から、遠方の大型

白川正樹 議員

| 店まで行けなくなった時、近くで買物をせざるを得なくなります。頼るべきは、地元の商店だけになってしまうのであります。

そこで、地元の商店へ行こうとしても、その時には、頼るべき商店はもう無いのであります。こういう状態が、今現在、まんの う町でもなりつつあるか、もしくはすでに一部地域はなっていると思いますが、どうでしょうか。

現在は、車で買物に行ける人々も、将来、健康上や経済上の理由から車を手放すことになり、買物弱者になる可能性を秘めていることから、すべての人々が当事者意識を持って、取り組むべき問題であると思います。

今、この議場に居られる全員の方は、車で来られていると思いますが、将来、車に乗れなくなった時の移動をどのようにすれば 良いか考えているでしょうか、質問します。

町として、店舗が少なく、交通の便が悪い地域に、住んでおられる高齢者、または高齢者だけで構成されている夫婦のような買物弱者の実態を把握しているのかどうか。してなければ、今後把握する何らかの手立てを考えているのかどうか。また、把握したのち、買物弱者救済の具体的対策を考えているのかどうか。以上、3点質問します。よろしくお願いいたします。

大岡議長 栗田町長

町長 栗田隆義君。

白川正樹議員さんの御質問にお答えをします。

介護・医療以外のもう一つの高齢者問題である、買い物弱者に対する対策をどのように考えておられるか、とのご質問でございます。白川議員さんが申されました高齢者、また高齢者だけの世帯など買い物に困っている方への支援は、重要な課題でございます。

はじめに、町内の一人暮らしの高齢者の人数と、高齢者夫婦のみの世帯数でございますが、町社会福祉協議会と民生委員さんが実際に地域を巡回して調べた在宅福祉実態調査の今年度版により、お答えさせていただきます。

それによると、65歳人口が全町で6, 055人の中で、一人暮らし高齢者は567人となっております。内訳は、琴南では155人、満濃288人、仲南122人でございます。

高齢者のみの世帯は、全町で7,185世帯ある中で、450世帯あります。琴南は108世帯、満濃253世帯、仲南89世帯でございます。

こうした方々が車の運転ができるかどうかは、民生委員さんは恐らくご存じでしょうが、統計としては集計できていません。

介護保険の認定を受けると、訪問介護のヘルパーさんが買い物をしてあげられます。例えば、見守り 声かけ ほっと安心の集 落協定で申し合わせて、ご近所がどうするかとの視点に立つことができます。民生委員さん方はこうした心配な方への対応を、地域ごとに春秋の2回話し合って、ご相談くださっています。

次に、買い物弱者の方に対する支援策についてでございますが、昨年度から、町商工会、町社会福祉協議会等々とも検討してお

亜田町長

りましたが、平成24年度において香川県商工会連合会の事業として、買い物弱者支援事業の調査研究及び試験販売事業が、まん のう町商工会をモデル商工会として実施される予定となっております。

事業内容は、商工会と地元商店とが連携し、各種販売方法について実証実験を行い、研究委員会により効果の検証と地域に適し た販売形態を検討することとなっております。

町といたしましては、この実証試験による成果を踏まえ、商工会など関係機関と連携して、買い物弱者に対する施策、支援につ いて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大岡議長

4番 白川正樹君。

白川正樹 議員

取組みを今行っているということなんですけれども、取組みの方法といたしまして、宅配サービスとか、移動販売とか、店への 移動手段の提供とか、いろいろあると思うんですけれども、これ今から、多分ですね、運転できないお年寄りが増えてくると思い ます。それでですね、病気になった場合には、先ほど言ったように介護とか医療関係の法的なことがあるんですけれども、それに 乗る一歩手前の高齢者の方々の買い物ですわね。今からお願いしたいと思います。多分、今からどんどん増えてくると思いますの で、ということでございます。

(「質問分からん、言いよるぞ。」)

すみません。質問分からなんだ。今から、異動できない高齢者の方が増えてくると思うんですけれども、その地域における取組 みが先ほど言ったように、宅配とか移動販売とかいろいろあると思うんです。そういうことは、検討しているのでしょうか、どう でしょうか。

大岡議長

産業経済課長 久留嶋一之君。

久留嶋産業

白川議員さんの再質問にお答えいたします。

経済課長

先ほど、町長の方から答弁がありましたように、24年度におきまして、商工会がモデル、商工会になりまして実施を行うこと になっております。その中の買い物支援事業の試験的販売方法としまして、今申されましたように聞き取りによる販売とか臨時的 商店街、また移動販売車による方法等につきましても、その検討の中でですね、実証の中で検討していくということで聞いており ますので、その辺りを踏まえまして今後の施策等に反映できたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長

4番 白川正樹君。

白川正樹 議員

販売をするということなんですけれども、初めのうちはですね、多分うまくいくと思うんですけれども、収益性が上がらなくな るとですね、企業といたしましては、多分、商業ベースに乗らないということで、無くなる可能性がありますので、その時には、 行政の支援とか、そういのがあるかどうかを、あるかどうか考えるか、考えているかどうかを、ちょっと聞いたらと思います。

白川正樹 議員

最後ですので、もう1個ちょっと言います。今月号の広報まんのうの3月号にですね、琴南小学校6年生の西山みなさんの作文 が掲載されています。一部を紹介して私の質問にかえます。

今、琴南地区にはお年寄りが一人で住んでいる家がたくさんあります。交通の便も悪く身体が思うように動かないお年寄りは大変不便な思いをしていることと思います。近所に住むおばあさんもそんなお年寄りの一人です。史ちゃんは、仕事の合間をぬって、そのおばあさんを病院に送り迎えしたり、近所では売っていない物の買出しに連れて行ってあげたりしているのです。

琴南地区は過疎化が進む一方です。当然お年寄りも増え困ることも多くなるはずです。私たちがお年寄りに出来ることは何かを 考え、一人一人が「お互い様」の心で助け合う、そんな世の中になればと思います。

私たちも、老いる時がくるのですから。

というタイトル、お互い様という作文でございます。こう言う考えのお子さんがいるということは、まんのう町の未来もまだま だ捨てたもんじゃないと思うんですが、この件についても、町長どう思いますか。以上で、私の質問を終わります。

大岡議長

産業経済課長 久留嶋一之君。

久留嶋産業

白川議員さんの再々質問にお答えいたします。

経済課長

ちょっと、私の方から支援の方につきまして、お話させていただきます。この実証につきまして、商工会の方からも話があっております。そういうことで実証によりまして、どういう方法が地域にとっていいものかということが、出てまいると思います。それにつきましては、町としましても支援、どういうふうな支援ができるかということにつきましても、当然、検討していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長

白川議員さんの質問にお答えをいたします。

今回3月号に載っておられましたお子さんのこと、どのように思われるかということでございますが、非常に心根の優しい子どもさんだなというふうに思います。そのような子どもたちの期待を裏切ることのないような町政を運営させていただきたい。議員さんのご支援のほど、よろしくお願い申し上げまして、御答弁とさしていただきます。

大岡議長

以上で、4番 白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

なお、髙木堅議員の質問は、一問一答方式での申し出があります。

14番 髙木堅君。

1番目の質問を許可いたします。

それでは、一般質問の通告、議長に出しとりましたので、ただ今から、1点目から質問をさしていただきたいと思います。

なお、執行部の方には、今、分かりよいように地図、またポイント的な目印を付けております。通学路の整備についてですが、 長炭小学校の通学路として、当然、保育所、幼稚園、今、長炭の公民館でありますなごみ館等々の、大変、人の、地域の方々が利 用度の高い場所でございます。今現在、第5分団の公設の屯所が移設され、旧の長炭公民館が撤去されたわけですが、どうも執行 部が弱者の立場の子どもたちの安全についてのことを考えてないのではないかと思われるのでございます。

日常、保育所、幼稚園の父兄の車両、そして現長炭旧の公民館である、いや、現長炭公民館であるなごみ館、また、県農協長炭支店等々が集合している地区の中心地といえる場所だとも思います。この町道は、教育施設ができた時から地域としては児童の父兄、大人の住民から幅員の拡張整備が言われておりましたが、何年経っても整備の変化が見えておりませんでした。しかしながら、旧長炭公民館が解体され、基本的に大変道路の、町道の狭い線ですが、法線が見えやすいような状態に置かれていた、置かれたようになったんではなかろうかと思います。今現在、県道から南の町道片岡西線、起点から歩道、橋の拡幅工事、幅、今現在、橋4mですか、長さ15mの普通車が通れば、横を歩行している時、非常に危険を感じるような状況だと思います。

なごみ館横の長さ、73mの整備、四差路から南で、幅員約4mで約80mの延長、この180mで4mの幅員ですが、舗装部分は舗装の実数の幅員は測ると分かりますが、2.7mぐらいしかありません。両側とも増破でございますので、これを早く両側を整備すれば、現在より1m以上拡幅ができるので、たいへん危険度が少なくなると思いますので、今まで辛抱してきた地域住民の気持ちを十分考えて、緊急な、やはり、通学路の整備をすべきだと思います。全長で約250mぐらいでなかろうかと思います。

また、長炭橋交差点より右岸側、国道 438 号の歩道状況ですが、通ったことが、執行部の方があるかないか分かりません。また、気にかけたら、父兄がまた関係者から言われたことが何遍かは耳に入っとんでなかろうかと思いますが、大変毎日地域の子どもたちはそれを歩道約 1 mの中で大変狭い中、またその中にグレーチング等が斜めになり段差が本当に 1 mぐらい斜めになって、車道ですね、そういうような状況はもうここ 3 年や5 年ではなかろうかと思います。当然、県道との協議は国道 438 について、町当局も日常茶飯事にやっていると思いますが、そういった状況で、担当課長、町長、緊急にやはりそれは先ほどの国道、いや町道炭所線と同じようにやはり整備をはかることが緊急視されているのではなかろうかと思います。やはり、これ両方とも大変危険な状況でございますので、なお、もう一遍執行部の方は十分我が歩いて、目で確認とって、現場を再認識していただいたら、やはり子どもたちの視点、またその感覚っちゅうんが、一番よう分かるんでなかろうかと思います。大変、まんのうの星を見るのも、香川県で P R、全国的に P R するのも結構ですが、やはり今、少数の子どもたちが現在日常困っているような状況をまず緊急を要することに関しては、やはり緊急な予算を組み、当然やっていかなくてはいけないのではないかと、そういう認識に立っております。執行部のそういったことに関して、答弁をいただきたいと、かように思います。以上でございます。

なお、1点、この公民館跡地の分で、大変これ、この場をお借りして、田岡教育課長、また髙尾建設土地改良課長がちょうど更地になった状態で、せっかくの幅員の狭いとこの分をどんな復旧になるんかなと思ってお聞きしたら、やはり今の現況で、そのままで更地になると言うので、その部分は後ろへ下げて歩道にしたらどうですかと、子どもたち、また、利用者も危険が少ないんでないですかと、やはりすぐに田岡課長、髙尾課長、また設計業者の方と協議して、そういう変更でしていただき、後から無駄な工事費がいらなくてすむような、やはりこの緊急な対応、これは大変、この機敏さには敬意を表したいと思います。以上で、この1点目の質問を終わります。

大岡議長

町長 栗田隆義君。

栗田町長 高木議員さんの第1番目の質問にお答えをいたします。

通学路の整備についての御質問でございます。長炭小学校周辺の緊急の歩道対応をどう考えるかとの質問でありますが、この地域には国道438号線や県道炭所東・琴平線と大変交通量の多い路線がございます。交通弱者と言われる小・中学校の児童・生徒たちが多く通学路として利用しており、子どもたちの安全・安心を守ることが大切なことだと考えております。以前より、地元の皆様から、度々ご要望をいただいておりました国道438号線の香川西部森林組合近くの歩道整備につきましては、現在、香川県において、現地測量及び設計は既に完了しており、用地関係者の御同意をお願いしておるところでございます。用地の協力がいただければ、速やかに改良工事に着手していただけるとのことでございます。

同じく438号線の長炭橋方面におきましても、長炭橋北方面におきましても、歩道が傾斜した状況で不安定な箇所があり、通 行者が転倒した事例もあると聞いておりますので、香川県へ現地の確認並びに改善の要望をいたしておるところでございます。

次に、町道片岡西線は県道炭所東・琴平線から長炭幼稚園、なごみ館への重要な連絡道でもあり、長炭小学校への通学の子どもたちも多く利用しているものであります。この町道は幅員も狭く、自動車が通行すると小さな子どもを連れての通園は大変危険な状態と思っております。このことから、旧長炭公民館跡地の利用による道路幅員の確保と大柞川にかかる町道橋に歩道橋を架設し、子どもたちの通学通園だけでなく、地域住民の皆様の安全を図りたいと考えておりますので、議員の皆さん方の協力をいただきながら、事業の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長 高木議員

14番 髙木堅君。

町長の答弁ですが、大変、先ほど地図でお示ししたんですが、頭の中へ入っているような答弁いただいて、大変うれしく思っている次第でございます。なお、認識を新たにしてもらわなくてはいけないので、舗装部分、今日、雨の降る中、もう一遍、間違ったらいかんので、確認とっておりますので、幼稚園側ですね、保育所・幼稚園向いて駐車場まで行く間のあの舗装の幅員、示してあるとおり2.2 mから2.3 m、舗装の幅。どういうような危険が生じるかという。父兄の方がそこを通って行っきょんですよ、

あれ。そら、農家の方怒りますよ。地域住民の農業の方や通行するもんは、一般のもんは。それを肩上げたら、はやもう1 m、十分幅員広がる。あの、用地買収せんでも。せめてもう早急にそれせんことには、やっぱり事故が起きてから、前からこれ言いよんですよ。要望がね。ほんで、農家の方も、農業の方も、農道だからと言うんで、農道やきに、農作業しよって、なおかつ車と軽四停めたり、機械停めたりしたら、なお狭いとこへ農機具置くきん。また、車が通るきん、なお、やっぱり不便を感じるんですよ。もう、その点と今の炭所西線、それと国道438、北側、南側はもう用地買収が測量済んだんですか、ような傾向が見えるんですが、やはり緊急を要して事故が起きたり、足折ったり、いろいろ何遍もしとるはずです、あれ。子どもたちもかなり危険度、危険な状態で通学、小学生は通学しよると思います。それはやはり、こう、町の方から県にも言うし、当然、県を早くその事業に取り組むように催促していただいて、緊急にぜひともお願いしたいと思います。

なお、前から国道438の期成会の中では、公園のね、もう十何年前ですか、私も期成会の委員しとった時に、実線で公園までは、国営公園の入口の向かえ側までは、ちゃんと実線で歩道の幅員ですか、拡張、あの分が実線で入っとったのを記憶しておりますが、恐らくそれは継続して期成会の方で議長なり、その会で坂出市の市長共々にその分の計画は当然やって行っきょるものなりと思とりますが、そういった危険箇所を十分あるということを十分認識して、再認識していただきたい。そういう状況であるので、なお、再質問にさしていただきます。それに対して。

大岡議長

建設土地改良課長 髙尾昭弘君。

髙尾建設土

髙木議員さんの御質問にお答えします。

地改良課長

先ほど、町長の方からですね、長炭橋の右岸の手前を、北方向の歩道部分の状況の悪いのを説明させていただきました。これについては、先日、僕の方も確認させていただいてですね、県の担当者もそれを確認して、今、早急に工法を検討ということで、そこまでの状況になっておりますので、御報告させていただきます。

それと、もう1点、国道438号線から2.2mないし2.3mのこの狭い、現実は農道で、通学路に大変使われておるという 状況であります。以前も確か自治会長会の時もお話が出たと思われますけど、現状をよく確認して進めてくれという話が、去年長 炭地区の自治会長会で出とったと思いますので、再度ですね、地元の方へ入りましてですね、調査また状況を確認して進めていき たいと思います。よろしくお願いいたします。

大岡議長

14番 髙木堅君。

髙木議員

今、建設土地改良課長が地元入って、自治会の中でのその分の確認と言いましたが、やはりこれ狭いとこへ車が通るきん、なお通れんきに、なお通れんきに、やっぱり農業に従事されとる方は言われるんであって、歩いてでも邪魔になるきん。その肩だけ直してあげたら、はやそれだけの幅員が1mでも広がるというような、あれになってきたら、やはりそこの余幅ができて、多少でも

安全な状況が生まれるんじゃなかろうかと思いますので、その辺を十分頭の中へ持っていただいて、地元との対応をぜひともお願いしたいと思います。 1 点目これで終わります。

大岡議長

1番目の質問を終わります。

続いて2番目の質問を許可いたします。

14番 髙木堅君。

髙木議員

今年のインフルエンザについて、町内各校区で異常なほど流行したわけですが、教育委員会の対応、また担当課長の対応をお聞きして、なおかつその各校の状況を十分説明いただきたいなと思います。

なお、私がこれなんでするかと言うと、2月の閉会中の教育民生常任委員会での質問も課長にしたわけですが、教育長、課長に したわけですが、どうもその取組みの姿勢っていうんが、ちょっとぬるいんでないかと、もっとこう身近に考えなくてはいけない んでないかというような、こう我が自身が思ったので、これ聞いているような状況でございますので、そのつもりで答弁していた だきたいと思います。

大岡議長

教育長 北山正道君。

北山教育長

高木議員さんの今年のインフルエンザへの対応につきまして御回答申し上げます。

今年度のインフルエンザによります臨時休業ですが、四条小学校1・2年生が1月18日から20日まで、満濃南幼稚園3歳児が1月24日から25日まで、四条幼稚園5歳児が1月24日から26日まで、仲南北幼稚園4歳児が1月24日から25日まで 仲南東幼稚園4歳児が1月24日から25日まで、高篠小学校1年生が1月25日から27日まで、四条幼稚園3・4歳児が1月25日から27日まで、琴南中学校2年生が1月31日から2月1日まで、満濃中学校1年2組が1月31日から2月1日まで、満濃南小学校4年生が2月22日から24日まで行っております。

学校保健安全法によりますと、児童・生徒が感染症にり患又はその疑いがある場合、学校長は当該児童生徒を出席停止とし、学校の設置者は臨時休業することができると規定されております。

学校長は校医等と相談をして町教育委員会に臨時休業の実施を報告し、町教育委員会は県教育委員会にその旨を報告するととも に、町長部局関係課、町議会議長及び教育民生常任委員長に報告をいたしております。

出席停止の期間の基準につきましては、学校保健安全法施行規則第19条第2項によりますと、インフルエンザ等にあっては解熱した後2日を経過するまでとなっておりますが、文部科学省は現行基準を、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間に見直す方針を決めて3月中に関連省令を改正し、4月1日に施行予定ということであります。

今後、文科省より通知が予定されておりますが、学校現場と連携協議しながら、新基準の適用について検討してまいりますので、

北山教育長 大岡議長 髙木議員 御理解をよろしくお願いいたします。

14番 髙木堅君。

教育長の流れは委員会で言うたような流れ、1 歩詳しい組織的なことは今説明いただきましたが、大変、私は委員会の時に課長、 また教育長にお尋ねしたんは、休校の命令はやはり学校長から出すんですかという質問はしました。そら、学校長だと。なお、校 医とのやっぱり相談、私はすでにその時にどういったことを言うたから、記憶にまだ新しいと思います。長田課長、教育長。その 時に、今頃のタミフルですか、また4種類のインフルエンザに対する、やはりこの薬という、薬品と言うのは、大変効果が強うて、 解熱に関しては、朝飲めば、次の、まあその晩、朝はもう熱が下がっておると。なおかつ、その後、明くる日は熱が下がった。も う1日置いたら行けと、ほんだら2日、3日で、全部やっぱり登園、登校さすというような状況でなかったかと思います。それが ために、中讃地域でこれだけ流行し、また、当然、今教育長が言われたように、まんのう町ではこれほどの次々と全地域にわたっ てインフルエンザが流行ったのだと思います。当然、この4種類の薬というのは、やはり今の新薬等々で菌が死んだんではなくし て、熱が下がると、その新薬の効果というのは、その解熱にあると。なおかつ、その本人の菌は、最低5日間は中で保菌しとると いうのを、私は医者なりマスコミ等のテレビ等でも聞いております。その時に、長田課長そうでないですかと、私言うたでしょう。 ほんで、何日かして、長田課長曰く、携帯電話が入って、委員長、文科省の通達によりインフルエンザは4月1日より5日間の休 校とするようになりましたと。あのですね、課長、教育長も、4月1日からインフルエンザっていうのはまず少ないと思う。大変、 12月から冬場の、中学生は、琴南にせえ、満濃中学生にせえ、満中の生徒にしてでも3年生は大変、入試と言う、社会に大変、 これ人生の第1歩の大事な入試の時期を控えております。そのような時に、やはりインフルエンザを早く止めて、次へ波及ささな いというような方法をとってあげないと、その生徒たちにやはり一生懸命にやっとんが台無しになると、そういうことを考えたら もっと真剣に、やはり課長、教育長が学校校医また、PTAの方、インフルエンザにかかった父兄の方、代表の方でも結構ですが、 その学校の方にやはり相談して、現況どんなんですかと。薬飲んだら、こうこうやったと、ほんだらまあ3日ぐらいでええと。4 日ぐらいでええと、その時に課長が私に言ったんは、もうちょっと、私自身カチンときたんは、勉強のカリキュラムの方もあるし というような答弁があったわけですわ、長田課長な。授業が大事なんか、体が大事なんかと。私がそこの認識の違い。強く思たん は、そこ一般質問で、言よったわけはこのわけですよ。もっと、PTA、教育委員会、課長そろって、学校の校長、校医、連絡を 密にして、組織内で早くそれを撲滅さしていくこと。A型が済んだ、今年はA型が済んですぐB型に変わっとるんですよ。そうい うような状況の中で、子どもたちはさらされとん。当然父兄も、親も、大人の方もそれに巻き添えくうとん。今後の4月1日、春 が来てポカポカするような、文科省の誰かさんでないけど、国の言うことより、まんのうの議会よっぽどまじめに考えよりますよ。 冗談でない。もっと真剣に取り組んで、我々議員がそれなりにない頭をね、持って、知識を持って、いろんな情報をキャッチして、

執行部に言よんは伊達に言よんでないですよ。それなりの、やはり、今の状況を把握して訴えよんですよ。十分認識しとってください。もうこの再々質問は、答弁はいりません。十分言うときます。春や夏が来てインフルエンザの文科省の言うこときかんでええきん。はっきり言うときます。

大岡議長

2番目の質問は終わります。

続いて3番目の質問を許可いたします。

14番 髙木堅君。

髙木議員

3点目として、高齢者の肺炎球菌のワクチンの接種事業についてですが、活性化交付金とはこの交付金事業の取扱い、また内容についてちょっと一歩踏み込んで、町長でもいいんですが、この内容から見ると大変、実施したことについては大変すばらしい、住民生活に光をそそぐ交付金事業として対応していると、ね。これほんま、すばらしい文言だと思います。鏡だと思います。それについて、予算の組立て、どういう組立てしたんかなと、またその分の交付金についての使途はそれだけに限られたもんか、どういう方向に使てええもんか、そのへんも答弁していただきたい。

大岡議長

町長 栗田降義君。

栗田町長

髙木議員の御質問、3番目の御質問にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業について、地域活性化交付金はどのような内容のものであったかという御質問でございます。 御質問の地域活性化交付金事業は、国の平成22年度補正予算において、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として創設 された地方単独事業及び一定の国庫補助事業の地方負担分に対し、交付金を交付し、これにより事業を実施する交付金事業で、内 閣府地域活性化推進室が所管し、各府省に移し替えて、執行する事業でございました。

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業は、地域活性化交付金事業のうち住民生活に光をそそぐ交付金事業で実施をいたしております。平成22年12月に計画書を提出し、審査を受け交付金事業として認められ、平成23年3月に交付決定を受けました。予算措置につきましては、平成23年3月補正予算に予算計上し、繰越明許費としてご議決いただいております。このため高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業は、交付金事業のため全額国費で賄われます。

実施に当たっては、平成23年度当初から事業準備にかかり、60歳以上の住民の方を対象として、6月に対象者に郵送にて事業の主旨、接種証明書などの関係種類を送致し、接種期間、実施医療機関などを周知して、7月1日より接種を開始、本年2月29日で完了する予定でしたが、東日本大震災の関係で、今回、繰越措置を行う予定にいたしております。

平成24年1月末現在のワクチン接種者数は3,999人となっており、対象者が8,267人ですので、接種率は48.4% となっております。接種の再勧奨による接種予定者が一定数おられることや、一部、本事業実施以前に自主的に接種されておる方 栗田町長

もおられることから、一定の成果を上げたものと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

大岡議長 髙木議員

14番 髙木堅君。

町長、これ60歳以上の町の方針で60歳以上の肺炎球菌のワクチン、大変これすばらしいことだと思います。ただ、その予算の組立てでですね、75歳以上の後期高齢に該当する人たちにとって、町民にとってのこの肺炎球菌の接種については、後期高齢の連合会の方の補助金が3,000円の補助をつけておるのは十分承知のことだと思うんですが、なお、私もこれ不審に思って、この間の当初予算の本会議で詳細を確認取ったわけですが、この県内全域でこの肺炎球菌の実施する市町が10市町ですね、まんのうを含めて。しない町が7市町、そしてそれに申し込んどんが10市町は申し込んどるわけですね。当然、申し込んでなかったら、その3,000円の補助対象にはならないというのは明らかなもん。それも、肺炎球菌の接種事業を行う市町に限って、その3,000円の補助枠でやはり国の方の交付金が来るのは、満額はついてきませんから、それに即該当するとは限りませんが、まんのう町はそれには申し込んでないと。うちは、単独でやるから今年は手挙げんというような分で、局長ないし、連合に局長ないし、担当職員から聞きました。

なお、ちなみに、今年の連合会の、後期高齢の連合会の予算は県のは、それに対する予算が1,200万飛びの、1,200万強ですね、それ1,200万、細かく言えば8,165円ですか、その予算を組んでおりますね。そういった分に関して、やはり該当する人間が75歳以上でやはり接種しようかという、ワクチンを接種しようかという、町内の75歳以上の方がそれだけの分が希望者がおれば、その分を利用すればやはりあとの分は一般財源4,500円ですか、それを充当すれば3,000円助かったら、恐らく1,000人おりゃあ、ね、300万。2,000人おりゃあ、600万。やはりそれだけの予算が使えるんでないんかなと、その組み立てが執行部はどのような考えを持ったんかなと。

それと、その事業にはのうても、我が町は財政が豊かなと思って、それは必要ないと思ってうちの町は今年はしませんと言った もんか、そのへんをもう一遍答弁していただけませんか。

大岡議長

健康増進課長 髙嶋一博君。

髙嶋健康

髙木議員さんの再質問について御説明をさせていただきます。

増進課長

香川県後期高齢者医療広域連合では、医療給付事業以外にもですね、病気にかからないための予防を図る観点から、保健事業を 実施されているというふうにお聞きしております。

この保健事業につきましてですね、平成23年度より、高齢者用の肺炎球菌の公費助成にも新たに対応したというふうにお伺い しております。平成22年度までは、対象となっておりませんでした。

後期高齢者、すみません、高齢者用の肺炎球菌ワクチンの公費助成を行う市町が増加しているという現状を踏まえてですね、平

高嶋健康 増進課長 成23年6月に県下の助成状況を調査し、保健事業の対象としたという経緯があったようにお聞きをしております。町長の答弁の中にもありましたように、今回の交付金事業につきましては、平成22年度の国の交付金事業ということでございまして、平成22年のですね、12月に計画を策定し、平成23年の3月に交付決定をいただいております。当然、この事業は22年度の事業の繰り越しでありますので、こちらの後期高齢者医療広域連合が実施しております平成23年度の事業には間に合わなかったというふうに考えております。以上でございます。

大岡議長 高木議員

14番 髙木堅君。

髙嶋課長と町長のこれ執行部の折り合いがちょっとややこしいとこがあるかと思いますが、大変これ、この交付金については、縛りがないんですね。肺炎球菌に財源を充てたのは。そういった面で、琴平町は図書とかそういった方にも使たというような状況でなかろうかと思います。なぜ、この分まで課長が無いというんなら、なぜですね、ちゃんと局長が言うとんです、これ。課長会でまんのうさんは聞きましたよと。全部の課長会で聞きましたよと。この中で、まんのうさんは、うちは単独でやるきんええと。ほんで、やる中で10市町が手挙げとる中で、まんのうさんはええと。他の7市町は施行せんと、施行せななんだら補助金、当然、3,000円の、1人あたり3,000円の補助金はつかないからと言うことで、今現在10市町あれですね、そういった分で何で10市町が出とるか言うたら、10市町が出て既に三木町がやると、この方がやるという、こなな馬鹿なことないでしょうが。ないのができん。ほんだら、この予算ちゅうことは、3,000円使たら、4,500円でええんでないですか。3,000円掛ける何百か何千になるか知らんですよ。まんのう町の場合。やはり、そういった分が私方からうちの町からも向こうの後期高齢の事務で行っとる職員が、有能な職員が派遣しとるはずです。そういった者を介して、やはり常に連絡を密にとり、我々もそういった分を十分関心を持って、町の財政を少しでも負担をかからないように、他のもんに使えるように、常に考えておりますので、ひょっと私の勘違いかも分からんけど、よそがしとって、私はこれまんのうがせんと言うのが、どうも理解できんのですわ。それはもう、なんぼキャッチボールやったって同じですが、今後そういった事はね、不信感持つようなことはしないように、ぜひともこの場で私の方から執行部に向けて頼んどきたいと思います。もう一遍、やはり貴重な財源ですから、ぜひとも認識を新たにしていただきたい。これで、また、答弁お願いします。

大岡議長 高嶋健康

健康増進課長 髙嶋一博君。

髙木議員さんの再々質問についてお答えをさせていただきます。

増進課長

おっしゃっておられるようにですね、いろいろな方面に各種の補助金がございますので、多方面にですね、アンテナを広げて、 情勢を見ながらですね、なるだけ有利な補助金を使っていくように心がけて行きたいと思いますし、次年度以降につきましては、 高齢者の肺炎球菌、75歳以上の後期高齢者に対しましてはですね、後期高齢者医療広域連合の助成が使えるような格好で、前向

髙嶋課長 きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。 大岡議長 以上で、14番 髙木堅君の発言は終わりました。 一般質問を終わります。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 なお、次回の会議の再開は3月19日、午前9時30分といたしたいと思います。 本議場にご参集願います。 本日はこれで散会いたします。 散 会 午後5時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
平成24年3月2日
まんのう町議会議長
まんのう町議会議員
まんのう町議会議員

1			
ı l			
1			
1			
ı l			
ı l			
1			
ı l			
1			
ı l			
ı l			
ı l			
ı l			
1			
ı l			
ı l			
ı l			
1 I			
ı l			
ı l			
1			
	1		